

開 発 事 業 技 術 基 準

(令和6年度版)

相 模 原 市

目 次

第1. 総則	1
第2. 宅地の造成	1
第3. 道路	22
第4. 排水施設	58
第5. 公園、自主管理広場及び緑化施設	65
第6. 消防水利等	93
第7. 防災行政用同報無線固定系子局	118
第8. 清掃施設	122
第9. 自動車駐車場・自転車駐車場	124
第10. 集会所・集会室	125
第11. 防犯灯	127
第12. 工区分けの基準	129

第1 総 則

1 趣 旨

この基準は、相模原市開発事業基準条例（平成18年4月1日施行。以下「条例」という。）等の規定により宅地の造成、公共施設及び公益施設について必要な技術基準を定める。

第2 宅地の造成

1 一般事項

工事施工に当たっては、災害が発生しないような防災計画を策定することはもちろんのこと、以下の事に留意して事前に施工計画を策定すること。その他記載なき事項は「盛土等防災マニュアルの解説（懶ぎょうせい）」によること。

(1) 泥水対策

造成工事中に区域内に降った雨が、泥水として直接区域外に流出しないよう区域内に沈砂池等を設置し、公共施設及び周辺家屋等に被害を与えないようにすること。

(2) 安全性の検討

造成工事、擁壁築造、地下埋設物工事等に当たっては、必要に応じて山留め計画等、安全性について充分検討すること。

(3) 非常時の管理体制

万が一災害が発生した場合に、早急に対応できるよう対策を検討しておくとともに、気象情報等により大雨等が予想される場合は、工事監理者等が現場待機するなど迅速に対処できる体制を定めておくこと。

2 地 盤

地盤に関する工事の技術基準は、次の各号によるものとする。

(1) 軟弱地盤、崖くずれ対策

地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置を講ずること。

(2) 崖面の雨水処理

開発行為によって崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。）が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。ただし、やむを得ない場合には、崖の上端部に排水施設を設置すること。

(3) 崖面の処理

開発事業に伴って生じた崖面は崩壊しないように擁壁を設置すること。崖面を擁壁で覆わない場合は、石張り、芝張り、モルタル吹付け等の法面保護工について、必要な措置を講ずること。

(4) 切土地盤の処理

切土をする場合、切土をした後の地盤面にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換え、その他の措置を講ずること。

(5) 盛土地盤の処理

盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講ずること。

5 m以上の盛土をする場合は、必要に応じてフィルター層や地下排水工などを設け、適切に処理すること。

(6) 盛土地盤の締固め

土の締固めは、有機質土等を除いた良質土を使用し、敷均し厚（まき出し厚）を0.3m以下で層ごとに締固めを行うこと。

(7) 傾斜地の盛土（P.10参照）

著しく傾斜している土地に盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土との接する面がすべり面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。この場合、地盤の勾配が1：4以上のときは、最小高さ0.5m、最小幅1mで段切りを行うこと。

(8) 溪流等における盛土

溪流等における盛土を含む都市計画法（昭和43年法律第100号。）第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する開発行為においては、以下の定めによるものとし、記載なき事項については、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号の別添5。）によるものとする。

ア 条例第6条の照会申請提出時に調査計画書を提出すること。

イ 溪流等の範囲は、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲とする。ただし、地形改変の履歴（崩壊履歴を含む。）がある溪流等については、別途考慮する。

3 擁 壁

(1) 擁壁の構造と種類

擁壁は、構造により下記の種類に大別される

- ア 鉄筋コンクリート造
- イ 無筋コンクリート造
- ウ 間知石練積み造
- エ その他の練積み造（国土交通大臣の認定を受けた練積み造）

(2) 一般事項

① 水抜穴

ア 擁壁にはその裏面の排水を良くするため、壁面の面積 3 m²以内ごとに少なくとも1個の内径が75mm以上の耐水材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けること。

イ 水抜穴は排水方向に適当な勾配をとり、千鳥状に配置すること。

ウ 湧水等がある場所は有効に排水できるように水抜穴等を配置すること。

エ 最下段の水抜穴の底面の高さに合わせて、厚さ50mm以上の止水コンクリートを設置すること。

オ 透水層については、次の条件を満足していれば、石油系素材を用いた「透水マット」を使用できる。

- ・ 高さが5 m以下の無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の擁壁。ただし、3 mを超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜穴の位置に厚さ30cm以上、高さ50cm以上の砂利又は碎石の透水層を擁壁の全長にわたって設置すること。（P. 10参照）
- ・ 透水マットは、擁壁用透水マット協会の認定品で、「擁壁用透水マット技術マニュアル」により適正に使用されるもの。

カ 水抜穴から排出される水を区域外周の隣地へ流出させないように、擁壁の前面部分にU形側溝等を設け、かつ、その流末に浸透施設を設置するように努めること。

② 斜面方向の擁壁（P. 10参照）

傾斜面に沿って擁壁を設置する場合は、基礎底板部分を段切りにより水平にすること。

③ 伸縮目地（P. 10、P. 11参照）

ア 擁壁の構造・工法が異なるとき、壁長10～20mごと、壁高が変わる個所及び地盤条件が一様でないときには伸縮目地を設けること。

イ 伸縮目地の位置は、原則として擁壁隅角補強部から擁壁の地上高さ以

上かつ2 m以上離すこと。

④ 隅角部の補強 (P. 11参照)

練積み造の擁壁及び鉄筋コンクリート造等の擁壁で、60度以上120度以下の角度をなす隅角部の補強については、隅角をはさむ二等辺三角形の部分をコンクリート（鉄筋コンクリートの場合は鉄筋コンクリート）で補強すること。二等辺の1辺の長さは擁壁の高さが3 m以下のときは50cm、3 mを超えるときは60cmとすること。

⑤ 斜面上の擁壁 (P. 12参照)

斜面上に擁壁を設置する場合には、崖下端を基点とした土質に応じた角度 (θ) (P. 12参照) をなす影響線と根入れ深さを確保した地表面の交点の位置が、擁壁基礎前端の位置より擁壁の高さの0.4H以上で、かつ1.5m以上後退し、その部分は風化浸食の恐れのない状態にするために、原則としてコンクリート打ち等により保護すること。

⑥ 上部に斜面がある場合の擁壁 (P. 12参照)

擁壁上部に斜面がある場合は、擁壁基礎底面の後端（練積み造擁壁の場合は地表面からの水平面と擁壁背面とが交わる点）を基点とした土質に応じた角度 (θ) をなす影響線が、斜面と交差した点までの垂直高さをがけ高さとして仮定し、擁壁はその高さに応じた構造とすること。

⑦ 二段擁壁 (P. 13参照)

上下に近接する擁壁の配置については、下段擁壁の基礎底面の後端を基点として土質に応じた角度 (θ) をなす影響線より、上段擁壁の基礎底面の前端（練積み造擁壁の場合は基礎コンクリートの天端の前端）が後ろに位置していないものは、二段擁壁とみなされるので一体の擁壁として設計を行う必要がある。なお、上部擁壁が θ 角度内に入っており、かつ、水平距離を0.4H以上かつ1.5m以上離れている場合は、別個の擁壁として扱う。

ただし、敷地の条件等によりやむを得ず上部擁壁の基礎が θ 角度内に入らない場合又は水平距離が0.4H以上かつ1.5m以上離せない場合は、上下の擁壁による相互の影響を考慮した安全計算を行うこと。

(3) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁

① 適用の範囲

この基準の適用の範囲は、高さが1 mを超える擁壁とし、高さが2 mを超える擁壁については中地震時の検討を行うこととする。また、5 mを超える擁壁については、中地震及び大地震時の検討を行うこととする。

② 設計の条件

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の設計に当たって、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、以下の項目について構造計算を行い、安全性を確認するものとする。

- ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という）によって擁壁が破壊されないこと
- イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- ウ 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと
- エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

③ 照査のための検討事項

【常時における検討】

- ア 土圧等により、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材、又はコンクリートの長期許容応力度を超えないこと。
- イ 土圧等による擁壁の安定モーメントは、擁壁の転倒モーメントの1.5倍以上であり、かつ、合力の作用点は、基礎底版幅の6分の1以内であること。
- ウ 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力、その他の抵抗力の合計が、土圧等による擁壁のすべり出す力の1.5倍以上であること。
- エ 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が、当該地盤の長期許容応力度を超えないこと。基礎に杭を使用する場合は、その杭に生ずる支持力が、杭の長期許容支持力を超えないこと。

【中地震時における検討】

- ア 地震力は、水平震度0.2以上を用いること。
- イ 地震時荷重を加えた土圧等により、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの短期許容応力度を超えないこと。
- ウ 地震時荷重を加えた土圧等による擁壁の安定モーメントが、転倒モーメントの1.2倍以上であり、かつ、合力の作用点は、基礎底版幅の3分の1以内であること。
- エ 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力、その他の抵抗力の合計が、地震時荷重を加えた土圧等による擁壁のすべり出す力の1.2倍以上であること。
- オ 地震時荷重を加えた土圧等によって、擁壁の地盤に生ずる応力度が、当該地盤の短期許容応力度を超えないこと。基礎に杭を使用する場合は、その杭に生ずる支持力が、杭の短期許容支持力を超えないこと。

【大地震時における検討】

- ア 地震力は、水平震度0.25以上を用いること。
- イ 地震時荷重を加えた土圧等により、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの終局耐力（設計基準強度及び基準強度）を超えないこと。
- ウ 地震時荷重を加えた土圧等による擁壁の安定モーメントが、転倒モーメントの1.0倍以上であり、かつ、合力の作用点は、基礎底版幅の2分の1以内であること。
- エ 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力、その他の抵抗力の合計が、地震時荷重を加えた土圧等による擁壁のすべり出す力の1.0倍以上であること。
- オ 地震時荷重を加えた土圧等によって、擁壁の地盤に生ずる応力度が、当該地盤の極限支持力度を超えないこと。基礎に杭を使用する場合は、その杭に生ずる支持力が、杭の極限支持力を超えないこと。

④ 土質条件、荷重条件等

- ア 土圧等については土質試験に基づき、実状に応じて計算された数値を用いること。ただし、一様な盛土の場合や小規模な開発事業については、現地の土質に応じ、別表の単位体積重量及び土圧係数（P. 14参照）を用いて計算された数値を用いることができる。
- イ 背面土の粘着力は考慮しないこと。
- ウ 背面土に勾配がある場合には、それを適切に考慮すること。
- エ 擁壁基礎前面の受動土圧は考慮しないこと。
- オ 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、原則として基礎スラブ直下の土質試験に基づき決定すること。ただし、地盤調査の結果、土質に応じ別表の摩擦係数（P. 14参照）にて計算された数値を用いる場合は、この限りでない。
- カ 土圧の作用面は、縦壁の背面（実背面）にとる方法又は底版かかとかから鉛直方向に伸ばした仮想背面にとる方法とし、仮想背面にとる方法の場合、擁壁背後の地表面が水平の場合は壁面摩擦角を0度とする。また、縦壁部材の応力を照査する場合は、実背面に対して土圧を作用させ、このときの壁面摩擦角は土とコンクリートの値を用いる。
- キ 表面載荷重は実状により適切に見込むこと。一般的には木造二階建て程度の表面載荷重として10 kN/m²を見込むこと。

⑤ 材料強度等

鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに杭基礎の許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1除く。）、第91条、第93条及び第94条により、長期応力度及び短期応力度に対する許容応力度、許容支持力に関する部分の規定による計算された数値とする。

⑥ 擁壁の基礎

ア 擁壁の基礎は直接基礎とし、良質な支持層上に設置すること。ただし、盛土上又は軟弱地盤上に擁壁を設置することとなる場合は、必要地耐力を確保するために、基礎地盤の安定処理又は置換の措置を講ずること。

なお、鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁で、直接基礎では安定性を確保できない場合には、杭基礎とすることもできる。

イ 地盤改良や杭基礎の仕様については、「盛土等防災マニュアルの解説（柵ぎょうせい）」によるものとし、セメント系固化材を用いた改良地盤の設計等に際しては、「改良地盤の設計及び品質管理指針－セメント系固化材を用いた深層・浅層混合処理工法－（一財）日本建築センター」によるものとする。

ウ 地盤の許容応力度（地耐力）の測定方法（原位置試験）については、下記のとおり取り扱う。

【地盤の高低差が2 m以下の擁壁】：平板載荷試験、スウェーデン式サウンディング試験又はコーンペネトロメーター試験

【地盤の高低差が2 mを超える擁壁】：平板載荷試験

エ 擁壁の滑動に対しては、突起を設けなくても安全であるよう設計すること。やむをえず突起を設ける場合は、次による。

- ・ 突起の高さ(h)は底版幅(B)に対して $0.1B \sim 0.15B$ の範囲内とし、幅も同程度とする。
- ・ 底版幅は、突起なしの状態でも滑動に対する安全率を1.0以上確保できる幅とすること。
- ・ 突起を設ける地盤は、原則として堅固な地盤（標準貫入試験のN値が50以上で、かつ十分な粘着力を有するもの）や岩盤であること。

⑦ コンクリート

ア コンクリートの4週圧縮強度は、 $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とし、打上りが均質で密実となるようにその調合を定めること。

イ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚は、土に接する部分は6 cm以上（基礎にあっては均しコンクリートの部分を除いて6 cm以上）とし、その他の部分は4 cm以上にすること。

ウ コンクリート打込み中及び打込み後5日間はコンクリートの温度が摂氏2度を下らないようにし、かつ乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生すること。

⑧ 鉄筋

ア 鉄筋は基準強度が295N/mm²（SD295）以上のものを使用すること。

イ 主筋の継手は構造部材における引張力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは圧接継手等の場合を除き主筋の径（径の異なる主筋をつなぐ場合には、細い主筋の径）の40倍以上にしなければならない。

ウ 引張り鉄筋の定着される部分の長さは、主筋への圧接継手等の場合を除き、その径の40倍以上としなければならない。（P.11参照）

⑨ 構造体の設計

構造体の設計に当たっては、次によること。

ア 片持ばりの元端厚さは、部材長さの10分の1以上かつ15cm以上とすること。

イ 片持ばりであっても、配力筋を配筋すること。

ウ 主筋および配力筋の径は、13mm以上とし、間隔は30cm以下とする。

エ 縦壁及び基礎スラブの元端は、複配筋すること。（ただし、擁壁高さが1m以下のものは除く）

オ 縦壁と基礎スラブの交差部分には、原則として縦壁の元端の厚さ程度のハンチをつけること。

⑩ 根入れ

根入れ深さは、練積み造擁壁の基準に準ずること。

(4) 間知石練積み造その他の練積み造擁壁

① 築造高さ

原則として、高さが5mを超えて築造することができない。

② 組積材

間知石練積み造その他の練積み造の組積材は、擁壁が一体性を有する構造となるよう水洗い等を行い、充分清浄なものとする。

③ 組積方法

ア 表丁張り、裏丁張りを設置すること。

イ 芋目地ができないようにすること。

ウ 積み方は谷積みを基本とする。

④ コンクリート

ア コンクリートの4週圧縮強度は、18N/mm²以上とすること。

イ コンクリート打設に際しては、型枠を組み土砂等が混入しないようにすること。

ウ 胴込め及び裏込めコンクリートの打込みは、コンクリートが組積材と一体になるよう充分突き固めること。

エ 養生期間は充分にとること。

⑤ 練積み造の擁壁の構造については、次の各号に適合するものとする。

ア 擁壁の下端の厚さは、崖の土質、擁壁の前面勾配及び高さに応じ、別表（P.17参照）右欄の数字とする。

イ 間知石練積み造その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に砕石等で有効に裏込めすること。

ウ 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、地盤の土質が別表（P.17参照）左欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは、擁壁の高さの100分の15（その値が35cm未満のときは35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45cm未満のときは45cm）以上とし、かつ、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。また、根入れ深さは、排水施設等構造物より十分な余裕をみて定めること。

(5) 特殊な構造

特殊な工法・構造材料によるものは、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。）第17条に基づく国土交通大臣の認定を受け、かつ、土質等の現場条件が適合するものとする。

(6) 公共施設として設置する擁壁等

公共施設として擁壁の設置や法面保護工等の措置を講ずる必要がある場合は、別途当該公共施設管理者となるものと協議すること。

(7) 土砂及び雨水の流出入の防止

設置する構造物の天端を地盤から5cm以上上げることによって、土砂及び雨水が直接隣地に流出又は流入しないようにするなどの必要な措置を講ずること。

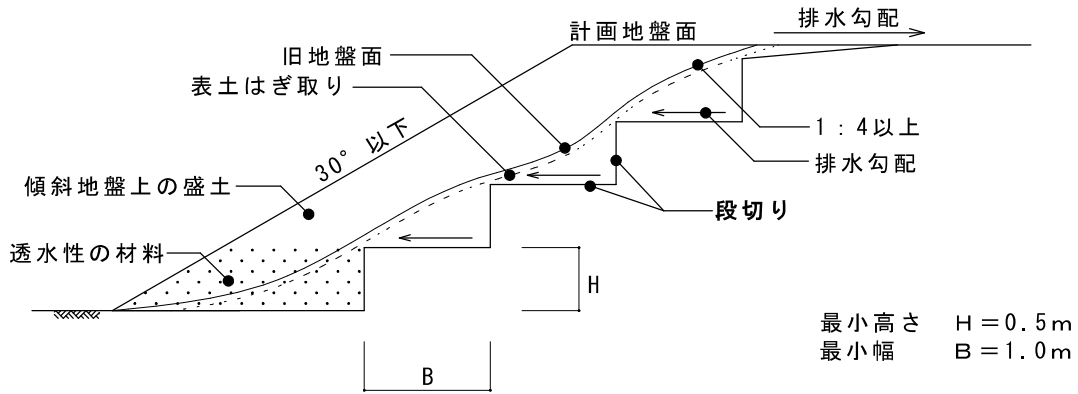
また、設置する構造物として別図（P.21参照）に示す3段積までのコンクリートブロック又は縁石ブロックを使うことができる。

(8) 雨水浸透施設の配置について

「雨水浸透施設等設計基準」において、地盤の高低差Hが1m以上の擁壁

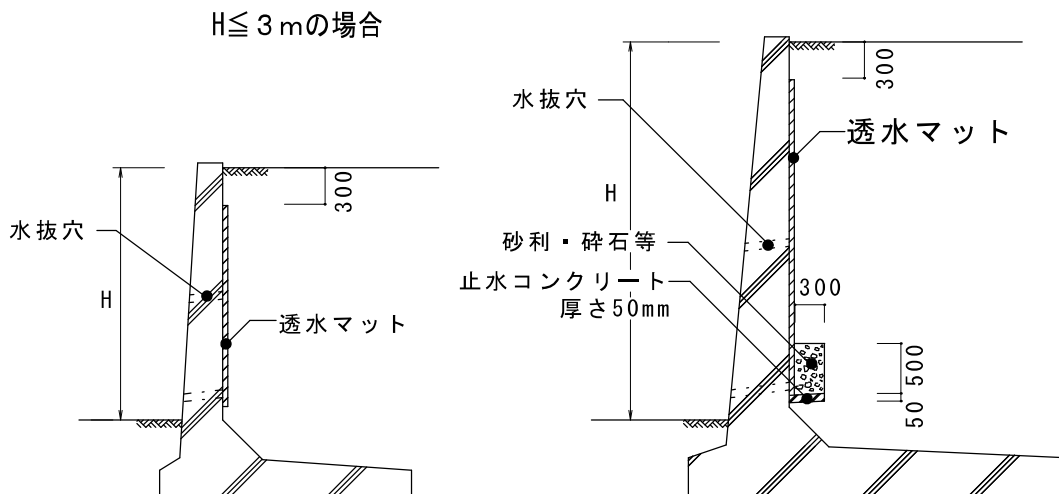
については、擁壁前後の2Hの区域を浸透施設設置除外区域としているが、地盤の高低差が1m未満の擁壁の場合も、擁壁と浸透施設との離隔距離を確保するように努めること。

〔傾斜地の盛土〕
〔段切図〕

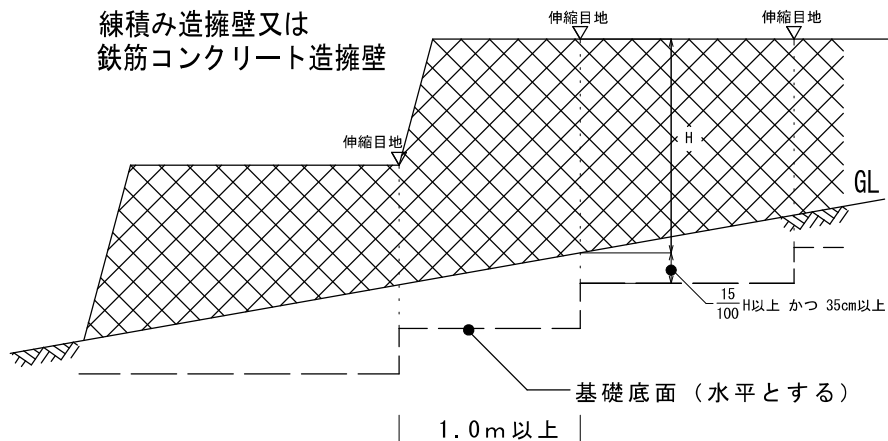


〔擁壁の透水マットについて〕

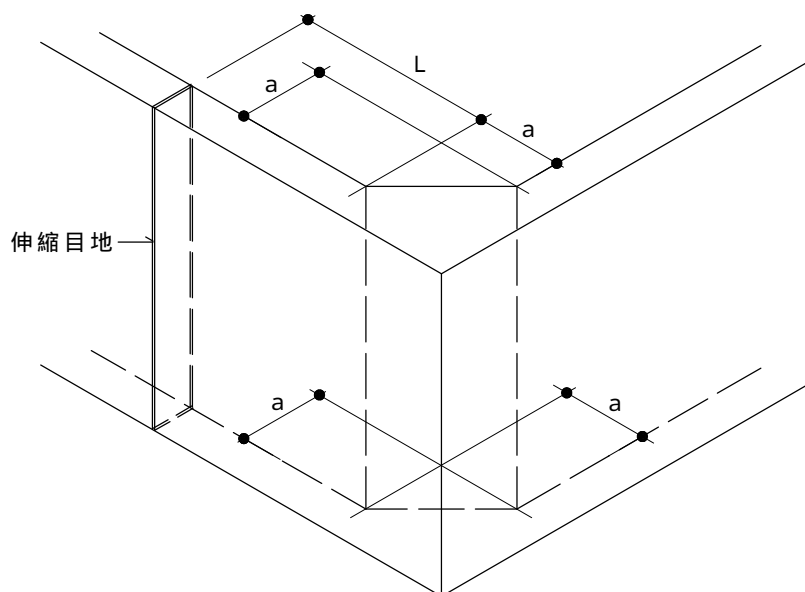
3m < H ≤ 5m の場合



〔斜面方向の擁壁の基礎底面〕



〔擁壁の隅部の補強方法〕



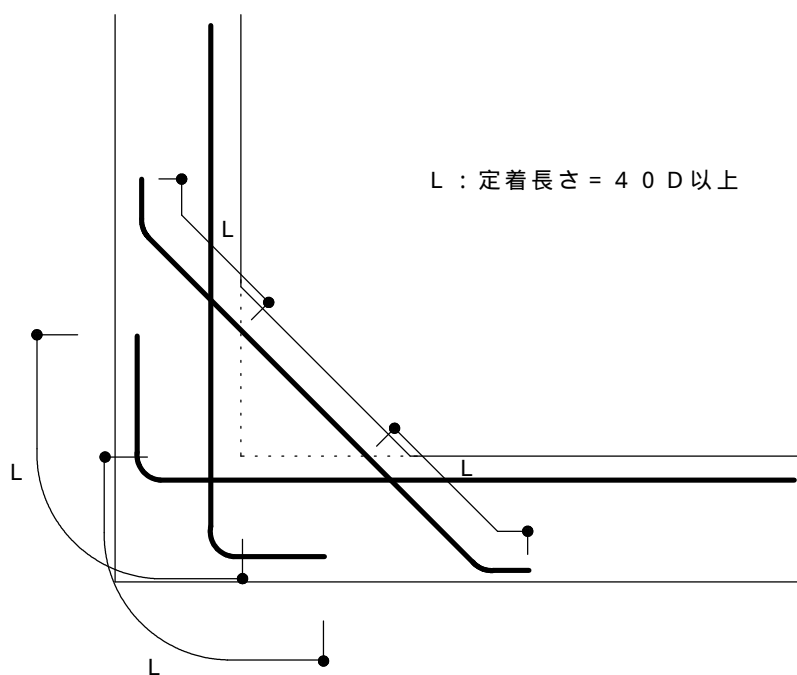
擁壁が折れ曲がる場合には、隅にコンクリートを補強すること。

- ア 擁壁の高さが 3 m 以下の場合 $a = 50 \text{ cm}$
- イ 擁壁の高さが 3 m を超える場合 $a = 60 \text{ cm}$

L は 2 m を超え、かつ擁壁の高さ程度

鉄筋コンクリート擁壁の隅部は、該当する高さの擁壁の配筋に準じて配筋すること。

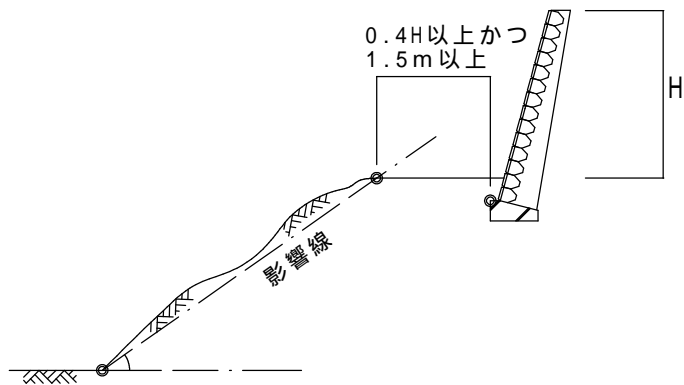
〔引張り鉄筋の定着長さ〕



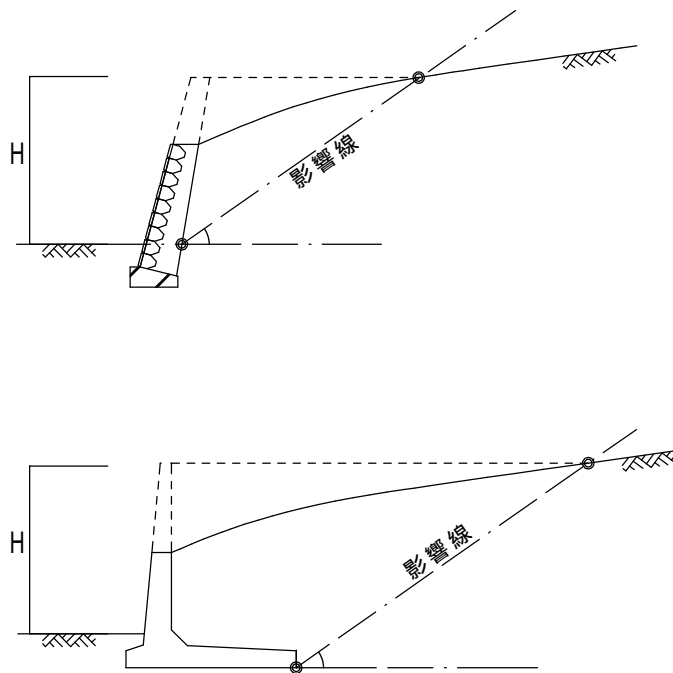
土質に応じた角度 ()

背面土質	軟 岩	風化の 著しい岩	砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土 その他これに類するもの	盛土又は 腐食土
勾配 ()	60 °	40 °	35 °	25 °

〔斜面上の擁壁〕

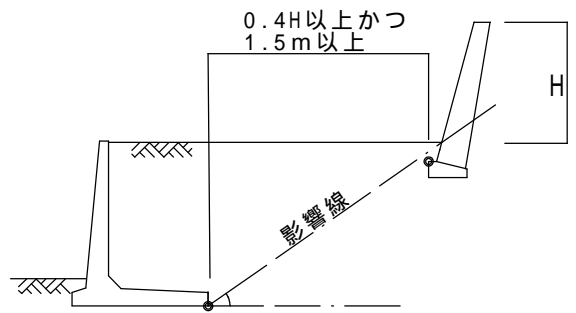
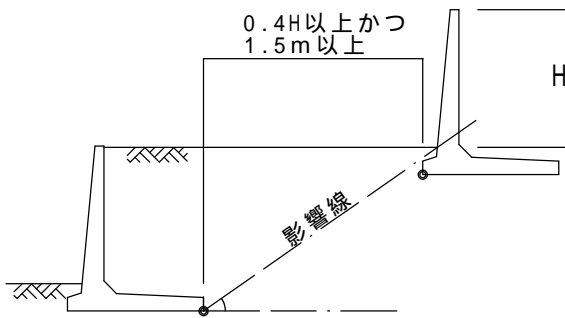
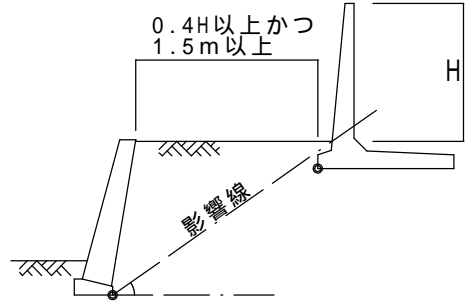
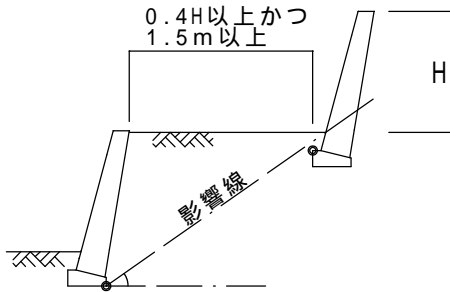


〔上部に斜面がある場合の擁壁〕



〔上下に近接する擁壁の配置〕

【二段擁壁とみなされない擁壁の配置】



盛土の場合の土質別単位体積重量、土圧係数

土質	砂利又は砂	砂質土	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土
単 位 重 量 (KN/m ³)	1 8	1 7	1 6
土圧係数	0 . 3 5	0 . 4 0	0 . 5 0

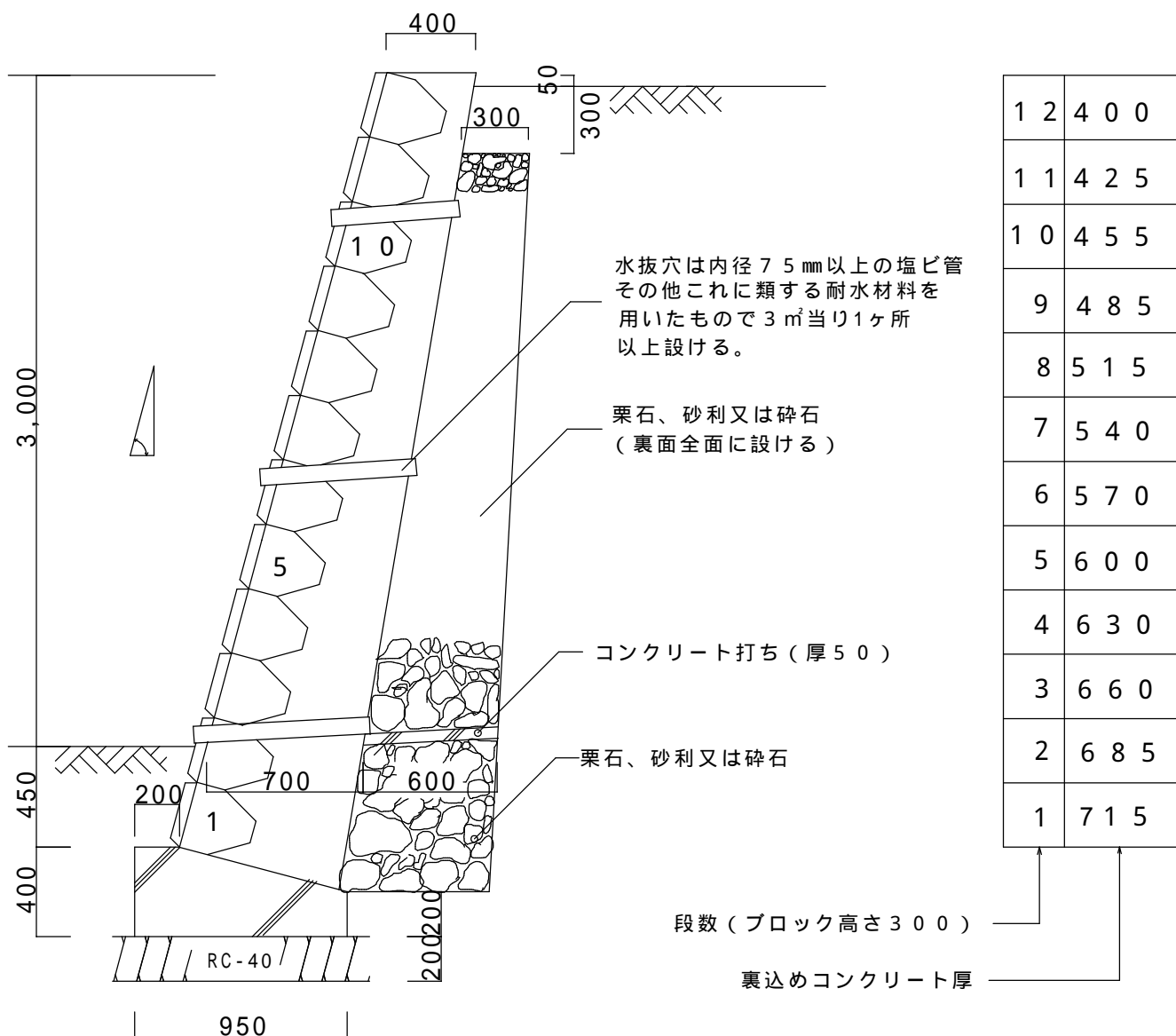
土質別摩擦係数

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0 . 5
砂質土	0 . 4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換え た場合に限る。)	0 . 3

間知ブロック積み擁壁構造図（参考図）

高さ 3 m（盛土）

70° < 75°



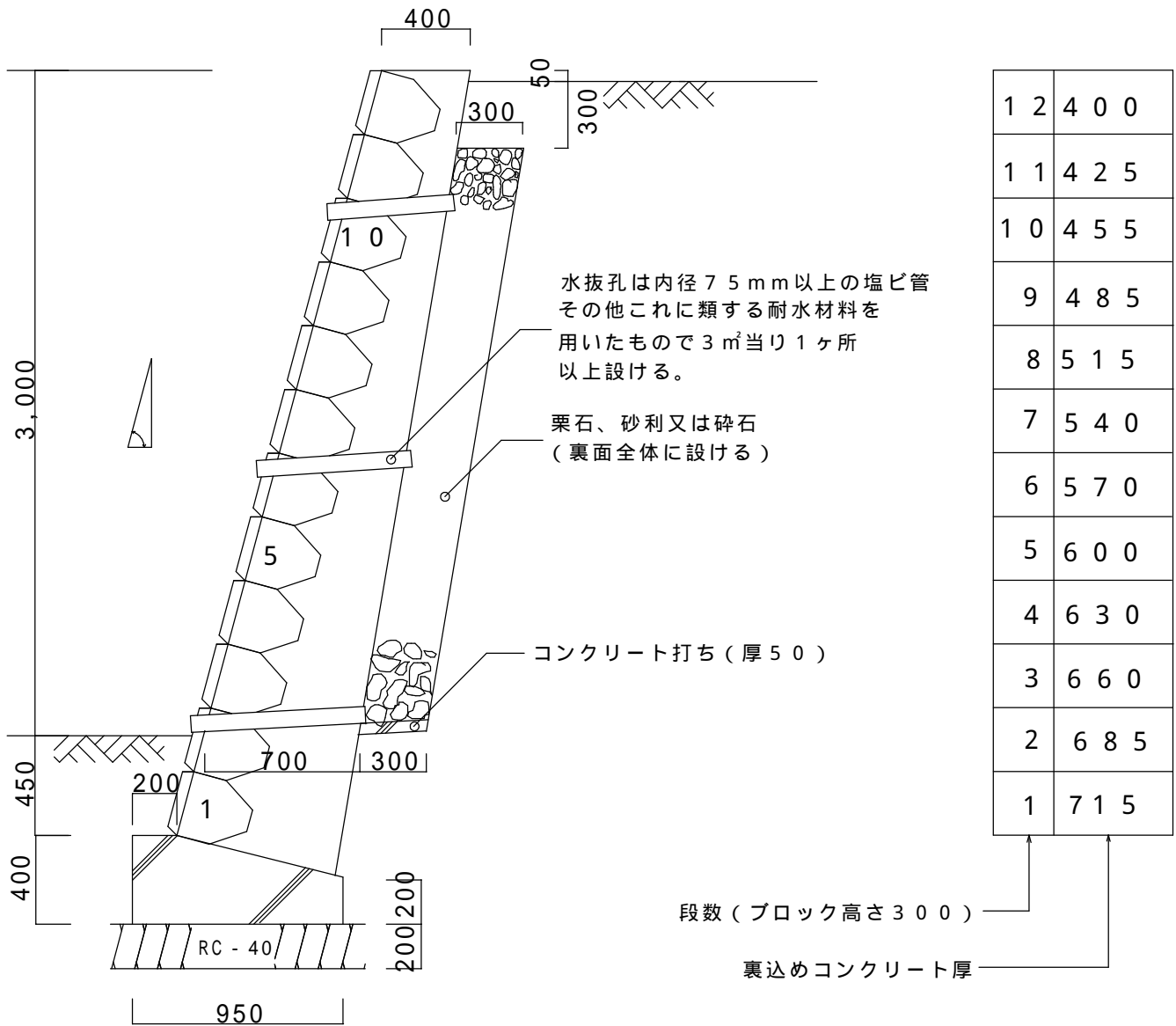
条 件

- 1 . 地耐力 7.5 KN / m² 以上
- 2 . コンクリートの設計基準強度 18 N / mm² 以上
- 3 . 上面の積載荷重は木造住宅程度とする

間知ブロック積み擁壁構造図（参考図）

高さ 3 m（切土）

70° < 75°



条 件

1. 地耐力 75 kN/m² 以上
2. コンクリートの設計基準強度 18 N/mm² 以上
3. 上面の積載荷重は木造住宅程度とする。

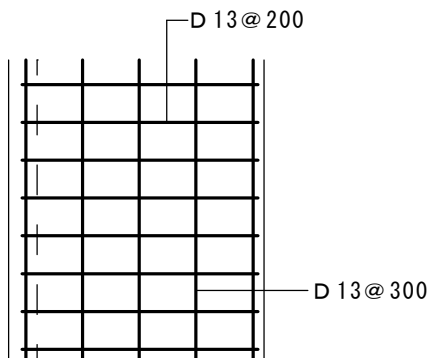
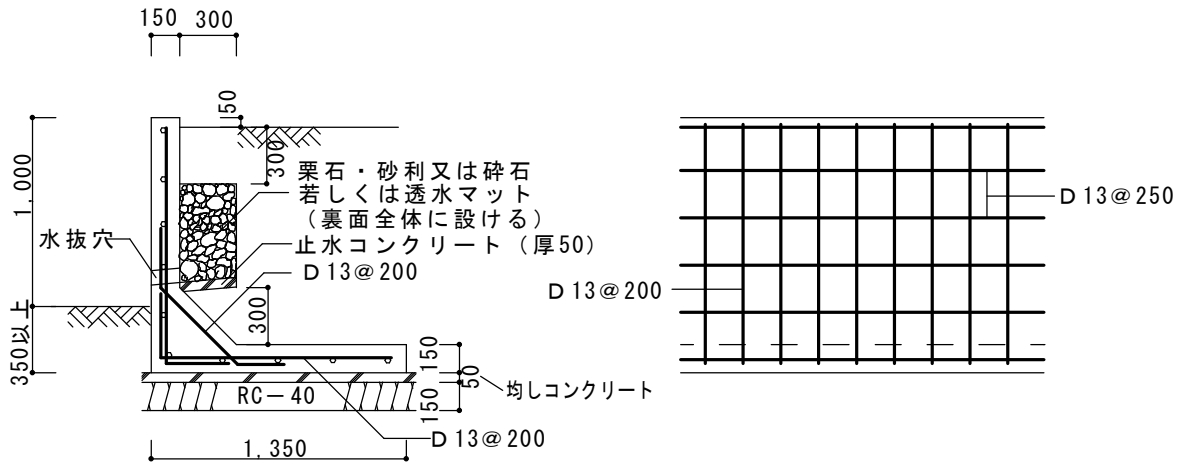
間知ブロックその他の練積み造擁壁の下端部の厚さ

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ (m)	下端部の厚さ (m)
第 一 種	岩、岩層 砂利又は砂 利交り砂	70°をこえ 75°以下	2.0以下 2.0をこえ 3.0以下	0.4 以上 0.5 "
		65°をこえ 70°以下	2.0以下 2.0をこえ 3.0以下	0.4 " 0.45 "
			3.0をこえ 4.0以下	0.5 "
		65°以下	3.0以下 3.0をこえ 4.0以下 4.0をこえ 5.0以下	0.4 " 0.45 " 0.6 "
第 二 種	70°をこえ 75°以下		2.0以下 2.0をこえ 3.0以下	0.5 " 0.7 "
		65°をこえ 70°以下	2.0以下 2.0をこえ 3.0以下 3.0をこえ 4.0以下	0.45 " 0.6 " 0.75 "
	65°以下		2.0以下 2.0をこえ 3.0以下 3.0をこえ 4.0以下 4.0をこえ 5.0以下	0.4 " 0.5 " 0.65 " 0.8 "
		第 三 種	70°をこえ 75°以下	2.0以下 2.0をこえ 3.0以下
65°をこえ 70°以下	2.0以下 2.0をこえ 3.0以下 3.0をこえ 4.0以下			0.75 " 0.85 " 1.05 "
	65°以下		2.0以下 2.0をこえ 3.0以下 3.0をこえ 4.0以下 4.0をこえ 5.0以下	0.7 " 0.8 " 0.95 " 1.2 "

擁壁の勾配：擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう）
とを含む面の水平面に対する角度。

擁壁の角度：上記の上端と下端の垂直高さ。

地上高 1.0m (L型)



条 件

背 面 土

関東ローム
 単位体積重量 16kN/m³
 内部摩擦角 20°
 土圧係数 0.5 (盛土規制法別表第二)
 粘着力 0kN/m²

支持地盤

摩擦係数 0.3 (盛土規制法別表第三)
 内部摩擦角 20°
 粘着力 20kN/m²
 許容地耐力 60kN/m²

地表面載荷重 10kN/m²

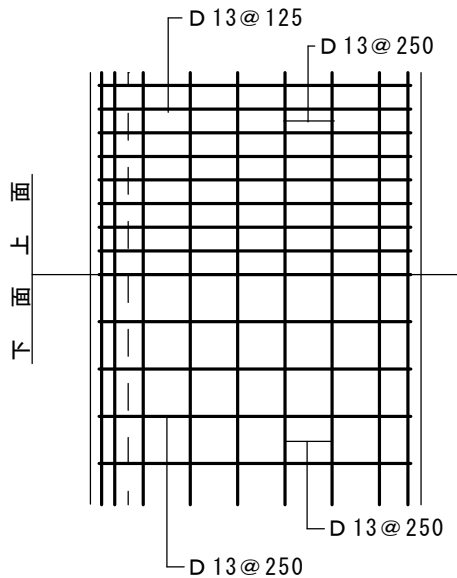
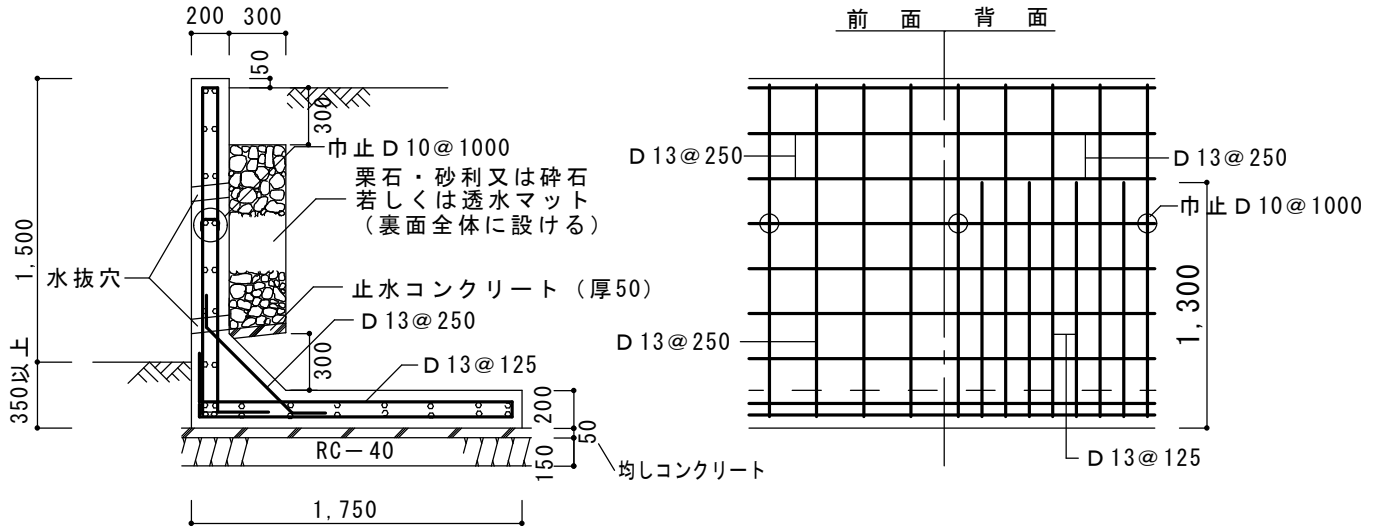
鉄 筋 S D 295使用

コンクリートの
 設計基準強度 21N/mm²

鉄筋のかぶり 6cm

水抜穴 内径75mm以上の塩ビ管その他
 これに類する耐水材料を用いた
 もので3㎡に1箇所以上設ける。
 設置位置はハンチ上部の直近又
 は擁壁前面の地盤面から10cm
 以下とする。

地上高 1.5 m (L型)



条件

背面土

関東ローム

単位体積重量 16kN/m³

内部摩擦角 20°

土圧係数 0.5 (盛土規制法別表第二)

粘着力 0kN/m²

支持地盤

摩擦係数 0.3 (盛土規制法別表第三)

内部摩擦角 20°

粘着力 20kN/m²

許容地耐力 80kN/m²

地表面載荷重

10kN/m²

鉄筋

S D 295使用

コンクリートの

設計基準強度

21N/mm²

鉄筋のかぶり

6cm

水抜穴

内径75mm以上の塩ビ管その他

これに類する耐水材料を用いた

もので3m²に1箇所以上設ける。

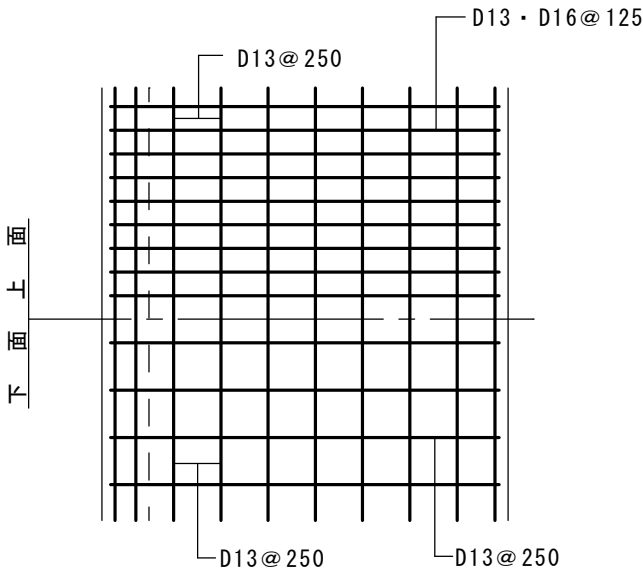
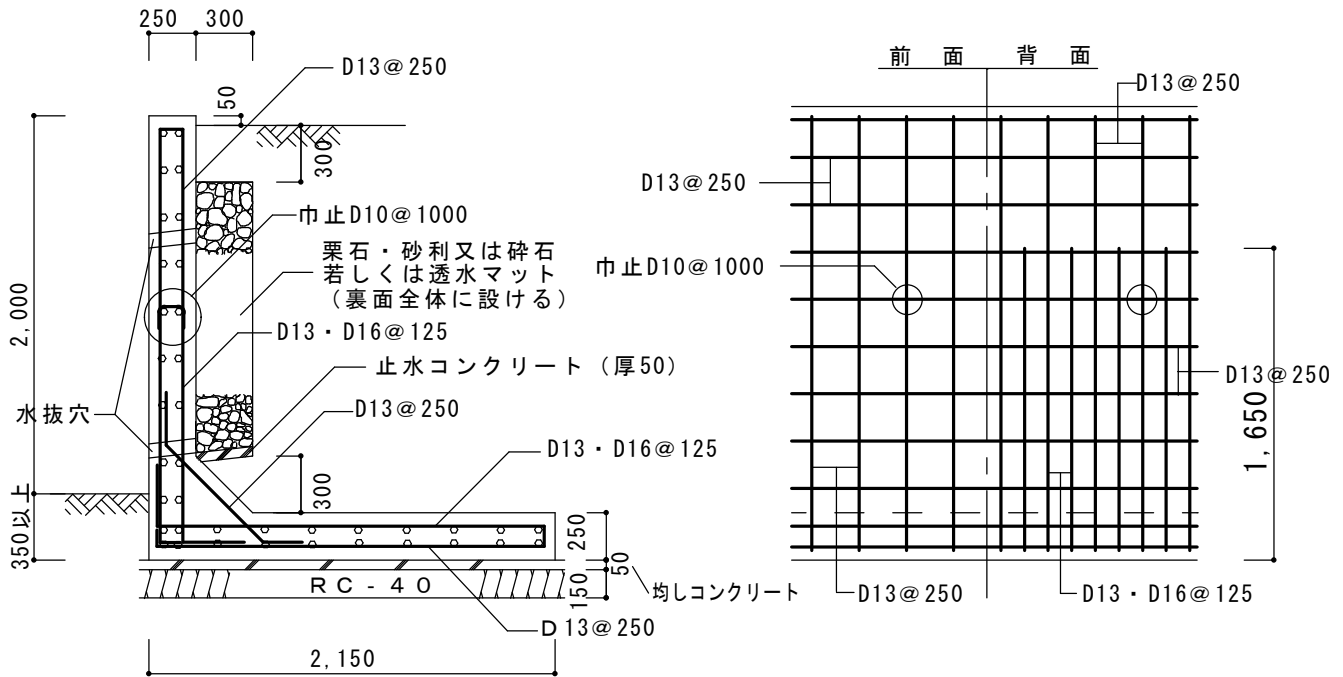
設置位置は千鳥状に配置し、

最下段に設置するものはハンチ

上部の直近又は擁壁前面の地盤

面から10cm以下とする。

地上高 2.0m (L型)



条件

背面土

関東ローム
 単位体積重量 16kN/m³
 内部摩擦角 20°
 土圧係数 0.5 (盛土規制法別表第二)
 粘着力 0kN/m²

支持地盤

摩擦係数 0.3 (盛土規制法別表第三)
 内部摩擦角 20°
 粘着力 20kN/m²
 許容地耐力 95kN/m²

地表面載荷重

10kN/m²

鉄筋

SD295使用

コンクリートの
 設計基準強度

21N/mm²

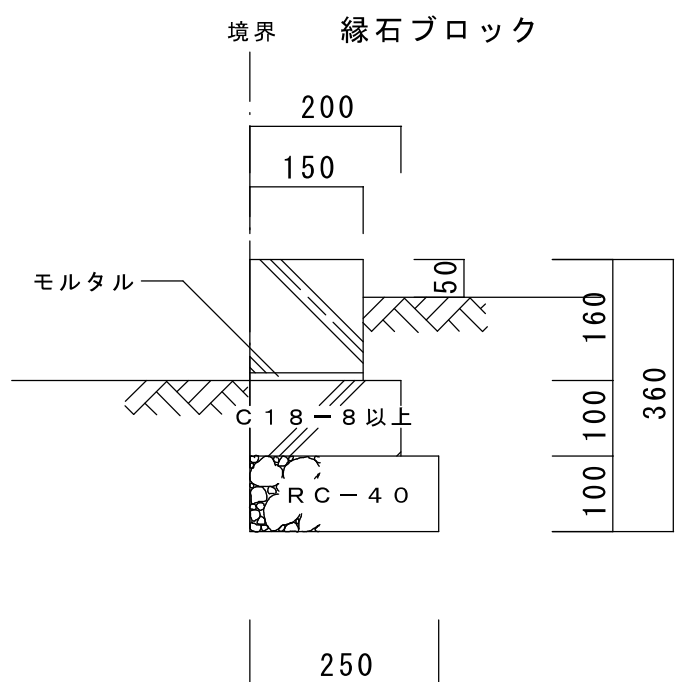
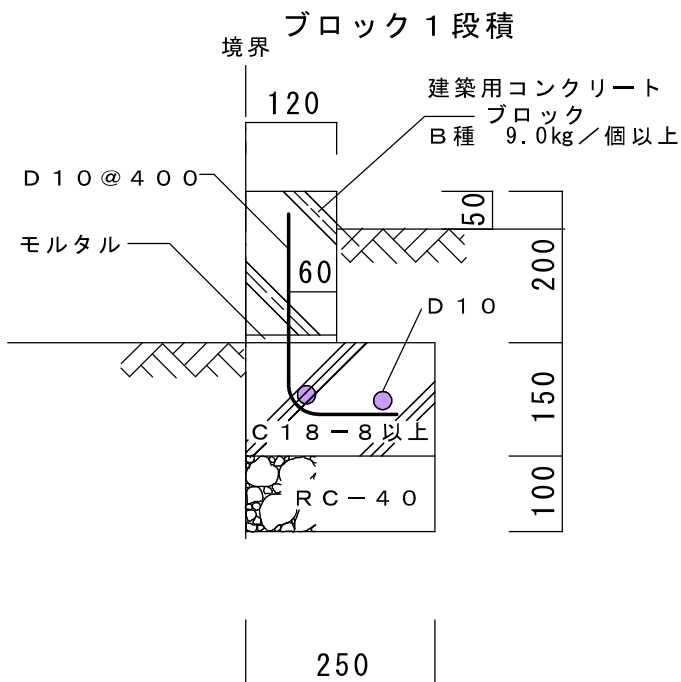
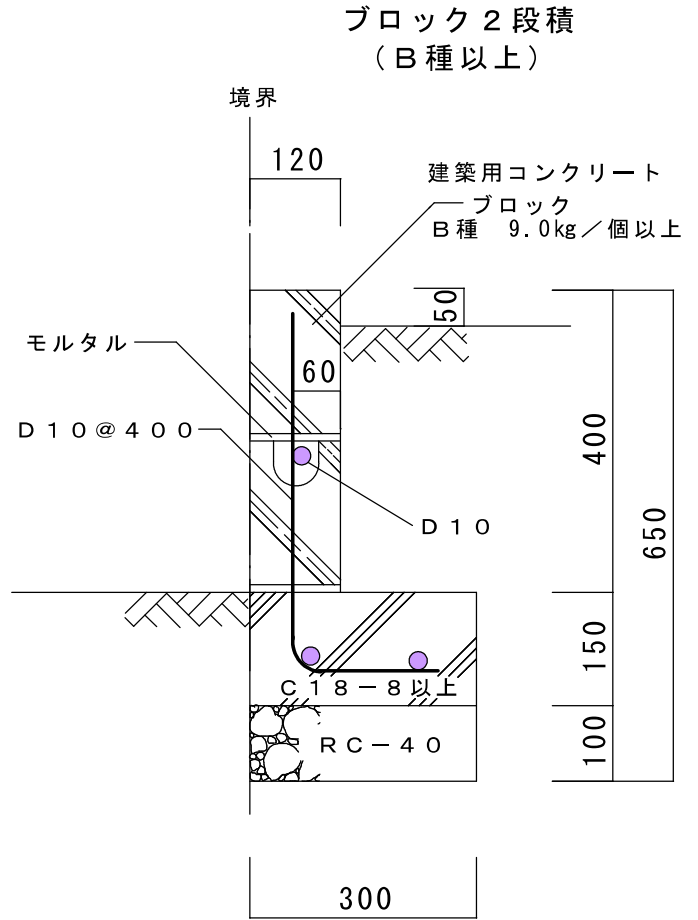
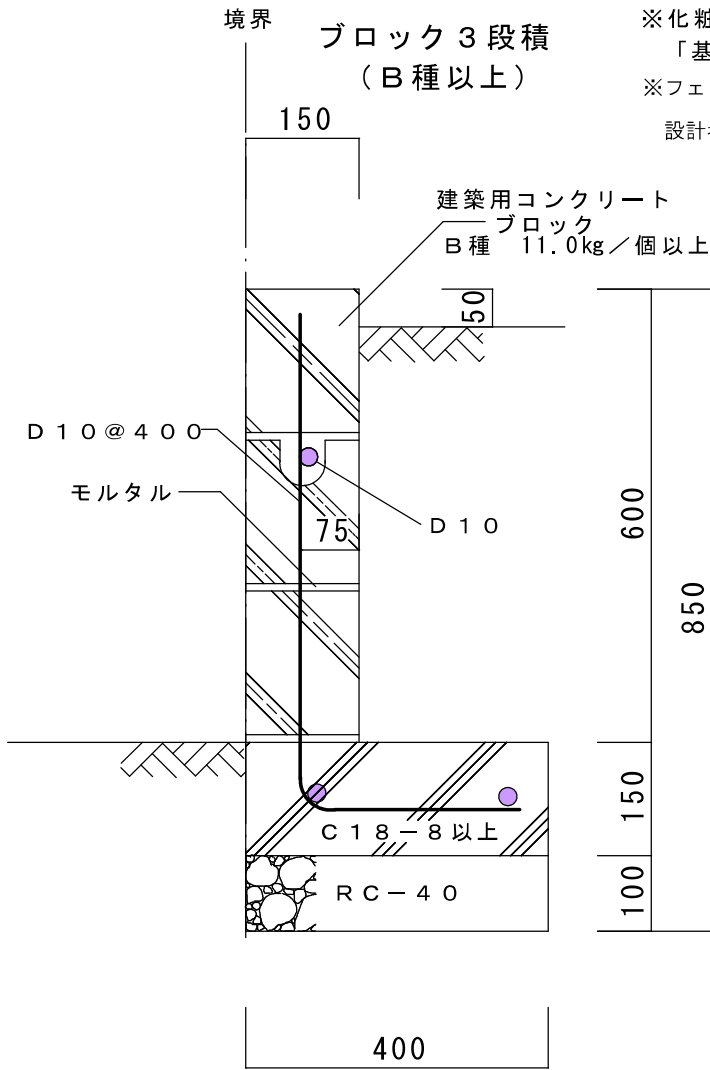
鉄筋のかぶり 6cm

水抜穴

内径75mm以上の塩ビ管その他
 これに類する耐水材料を用いた
 もので3㎡に1箇所以上設ける。
 設置位置は千鳥状に配置し、
 最下段に設置するものはハンチ
 上部の直近又は擁壁前面の地盤
 面から10cm以下とする。

コンクリートブロック等の構造図 (土砂及び雨水の流出入防止用)

※化粧ブロック等について、
「基準厚さ」は「正味厚さ」とする。
※フェンス等を設置する場合は、本構造図によらず
設計者が構造の安全を確認したものとすること。



第3 道 路

1 道路境界

- (1) 開発事業区域が接する道路については、道路台帳平面図等に基づき現地の道路境界を確認し、不明な場合は所管土木事務所と協議すること。
- (2) 境界標及び基準点の一時撤去が必要な場合は、所管土木事務所と協議すること。
- (3) 基準点の設置位置は、恒久的構造物上に設置すること。また、新設道路等に新点を設置する際は、視通を確保することを目的として、視準線が将来建屋等にかからない様に計画的に設置すること。なお、基準点の設置又は視通が困難な場合は、所管土木事務所と協議すること。

2 道路の付替え

開発事業区域内に道路の付替が生じる場合は、付替えの可否等について道路担当課等と協議すること。

3 幅員構成

道路の幅員については、国土交通省令で定める幅員のほか条例及びこの基準等によることとし、詳細については別途協議すること。

4 道路構造

道路の構造については、「相模原市道路構造条例」、「相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」及びこの基準等によることとし、詳細については別途協議すること。

5 開発事業区域内の道路（新設道路）

(1) 開発事業区域に接する道路への接続

ア 開発事業区域内に設ける新設道路は、原則として車両等の通り抜けができるものとし、新設道路の始端部及び終端部は、開発事業区域に接した建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項又は第2項に規定する道路（法第42条第2項の道路にあっては、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定による道路（国、県道又は市道としての認定路線））（以下「既存道路」という。）と接続しなければならない。また、開発事業区域に2路線以上の既存道路等が接していない場合にあっては、道路形状をコの字形、P形等の配置として既存道路等と接続することで通り抜けができるものとする。

開発事業区域の形状や接続する道路の管理状況等によりやむを得ず通り抜けとすることができない場合は、袋路状道路とすることができる。ただし、必要な延長、転回広場、帰属要件等の各基準に適合させなければならない。なお、道路形態と帰属要件の関係性を第3-6に規定する。

イ 新設道路が既存道路に接続し、新たな交差点となる場合は、既存道路に対し新設道路の接続交差角は、道路の中心線に対して直角又は直角に近い角度（75度以上）とすること。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は60度以上とする。

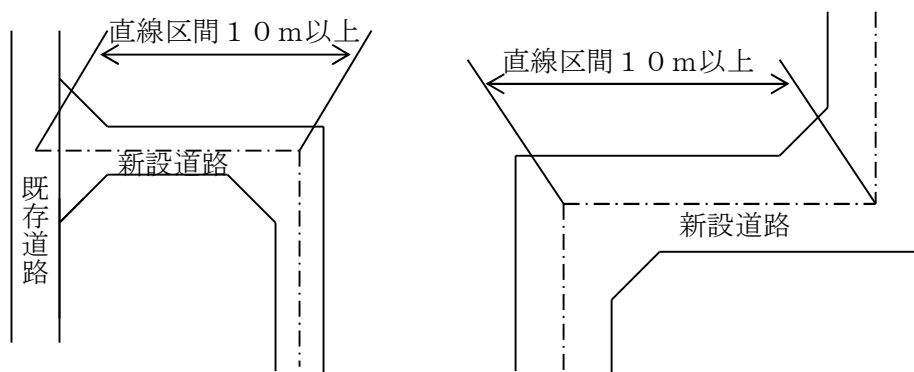
ウ 道路の丁字交差点付近に接続させる場合は、既存交差点の中心に合わせる（原則、十字交差点に接続することは不可）。

また、交差点付近の接続とは、幅員6.0m以下の道路にあっては相対の道路中心のズレが6.0m以内を言う。その他、既存交差点に停止線がある場合や幅員6.0mを超える道路と交差する場合は、別途協議する。

エ 新設道路が既存道路へ接続して新たな交差点となる場合は、必ず交通管理者と協議すること。なお、前項の規定に合わない接続をする場合については、交通安全対策について検討し道路管理者及び交通管理者と協議すること。

オ 新設道路が接続する市道路管理者以外の管理者が管理する道路にあっては、当該道路管理者と接続協議を必ず行うこと。

カ 新設道路における交差点と屈曲部との直線区間及び屈曲部と屈曲部との直線区間は、車両のすれ違いのため、原則10m以上を確保すること。



キ 地形上、やむを得ず新設道路の終端部を屈曲させる場合は、転回広場の必要長以上の延長を確保すること。

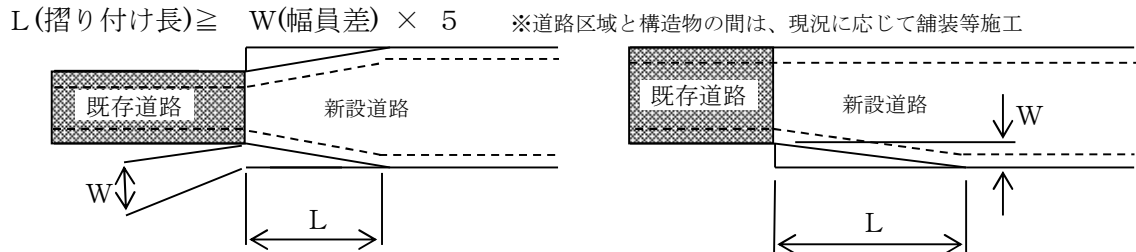
ク 著しい道路屈曲部には原則として道路を接続してはならない。

ケ 新設道路については上層路盤の締固め度を確認するため、道路担当課と立ち会い、密度試験（中間検査）を行うこと。

(2) 幅員

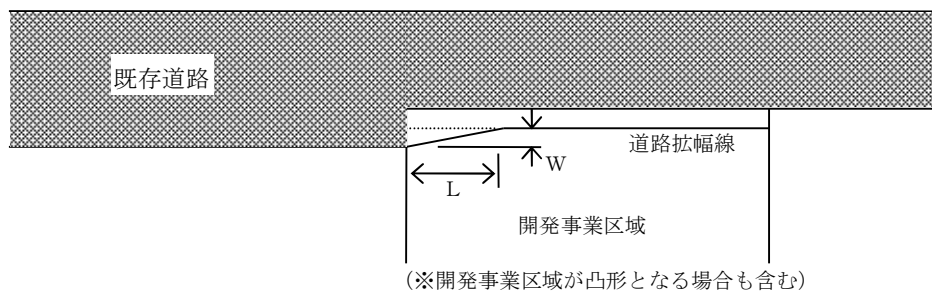
ア 条例に基づく道路幅員以上の幅とする場合は、拡幅分は全幅に対し50cmごとの区分とする。

イ 既存道路の延伸上の新設道路で、既存道路と新設道路とに幅員差が生じる場合は、車両の視線誘導等を図るため、規定の用地は確保し側溝等の構造物により摺り付けを行うものとし、摺り付け延長は、幅員差の5倍以上を確保すること。



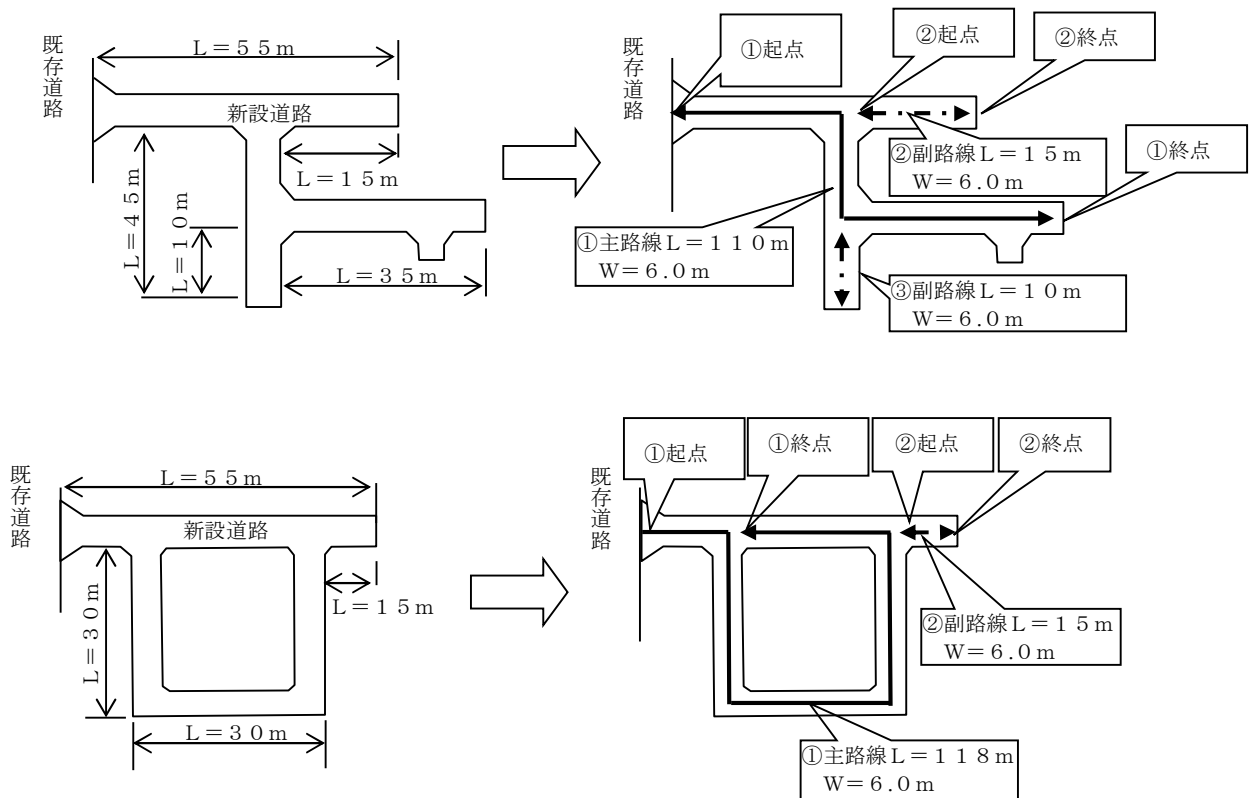
また、開発事業区域に接する道路との幅員差が生じる場合についても、原則、幅員差の5倍以上で摺り付けること。ただし、開発事業区域や現況道路の形状及び交通状況等により摺り付けることが困難な場合は、別途協議のうえ、道路線形や排水処理に支障がないよう既存の道路構造物等を改修すること。

なお、幅員差が大きく、規定の摺り付け延長を確保することで道路線形に支障を及ぼす場合も、別途協議すること。

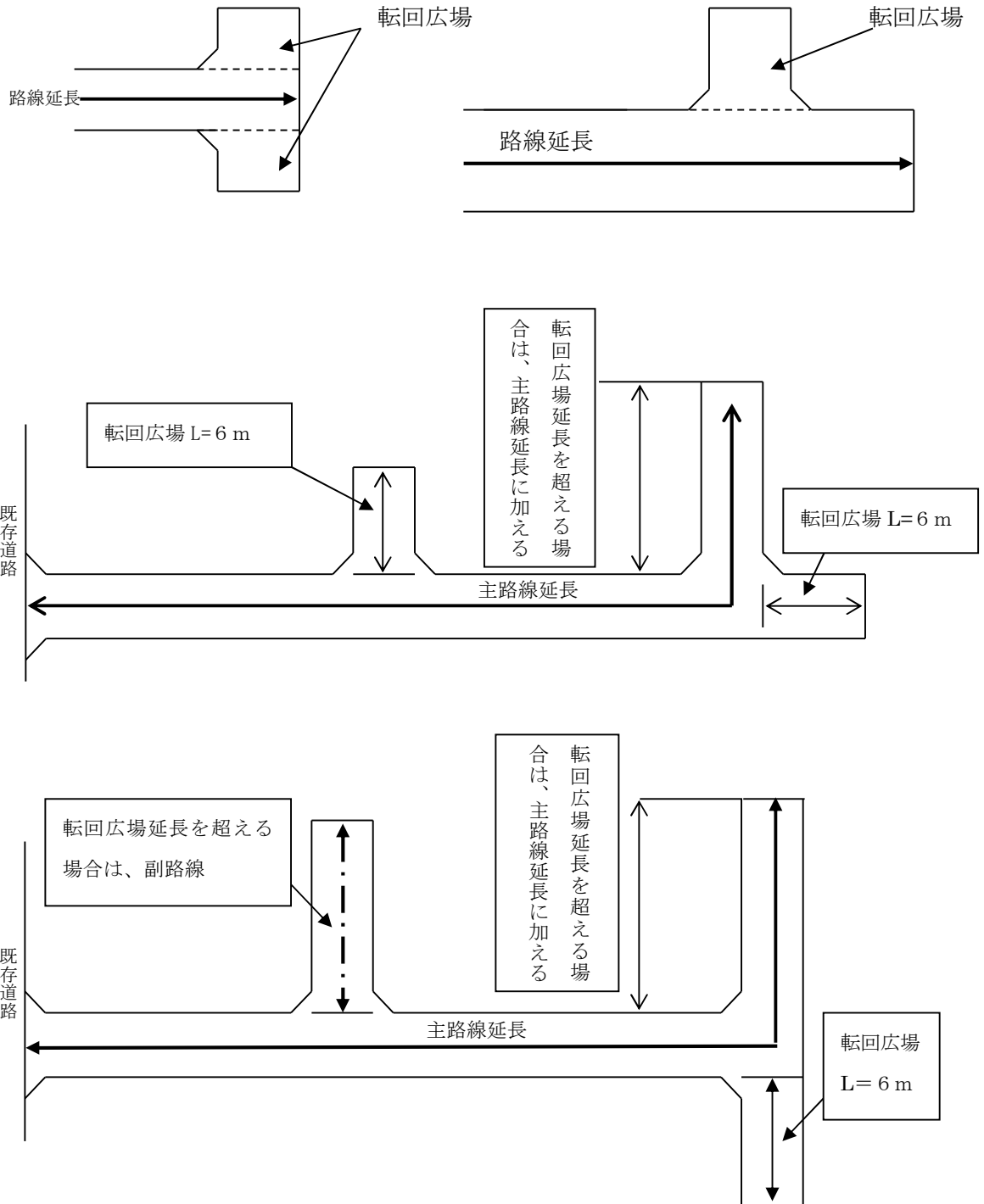


(3) 延長

- ア 新設道路の延長は、通り抜け道路にあつては接続する既存道路の取付部（開発事業区域境）から既存道路終端部（開発事業区域境）、袋路状道路にあつては既存道路の取付部（開発事業区域境）から終端部までとする。
- イ 新設道路が分岐するものの主路線は、通り抜け路線又は既存道路の取付け部から延長が最も長くなる路線をいう。
- なお、主路線に副路線が連結する場合（新設道路の枝分れ）、主路線の道路幅員は、連結する副路線の道路幅員と同等以上でなければならない。



ウ 第3-5-(4)に規定する転回広場の延長が6 mを超えるものは、転回広場の機能を有する副路線又は主路線の延長に加えるものとし、所定の幅員とする。



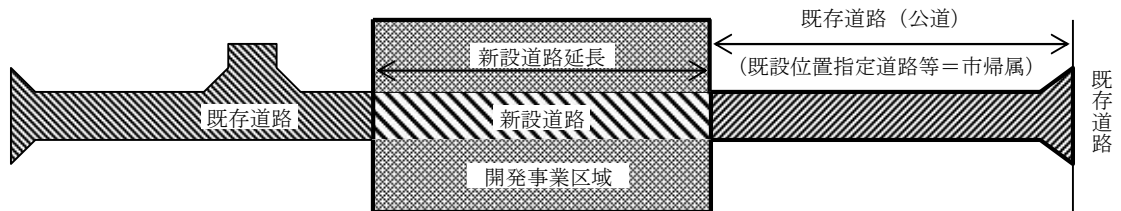
エ 袋路状既存道路に接続し、その延伸として新設道路を設置する場合は、袋路状既存道路と接する部分から新設道路の延長とする。

ただし、開発事業区域が、袋路状既存道路を包含する場合にあっては、包含される始点を新設道路の起点とした延長とする。

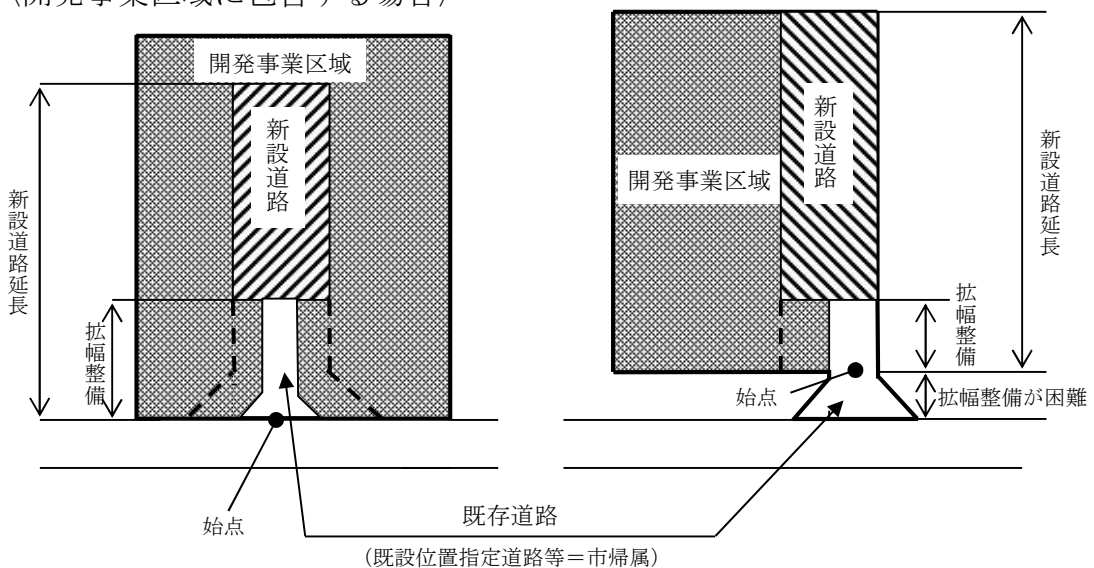
このため、包含される既存道路は、新設道路として必要とされる延長に対する道路幅員以上に拡幅整備するものとする。

なお、新設道路が既設位置指定道路（法第42条第1項第5号に規定する道路）及び開発道路等（法第42条第1項第2号に規定する道路のうち、市管理のものを除く。）（以下、「既設位置指定道路等」という。）の延伸又は既設位置指定道路等に接続する場合にあっては、公道（法第42条第1項第1号又は2項の道路）から当該新設道路までの範囲について既設位置指定道路等を市に帰属（無償提供）することとし、沿線の建物状況等により拡幅が困難である場合には、既設位置指定道路等の幅員は、4.0m以上、かつ、公告時の図面通り確保されており所定の隅切りが設けられていること。ただし、既設位置指定道路については公告日から5年以上、開発道路については完了公告の翌日から5年以上経過しており、かつ、雨水の排水処理に支障のないようにすること。

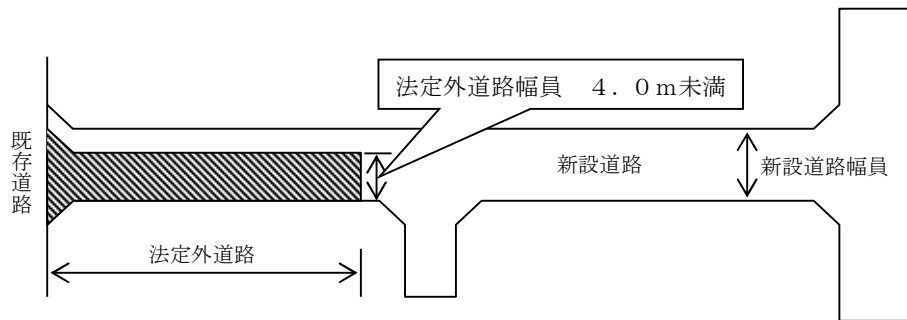
〈開発事業区域へ延伸する場合〉



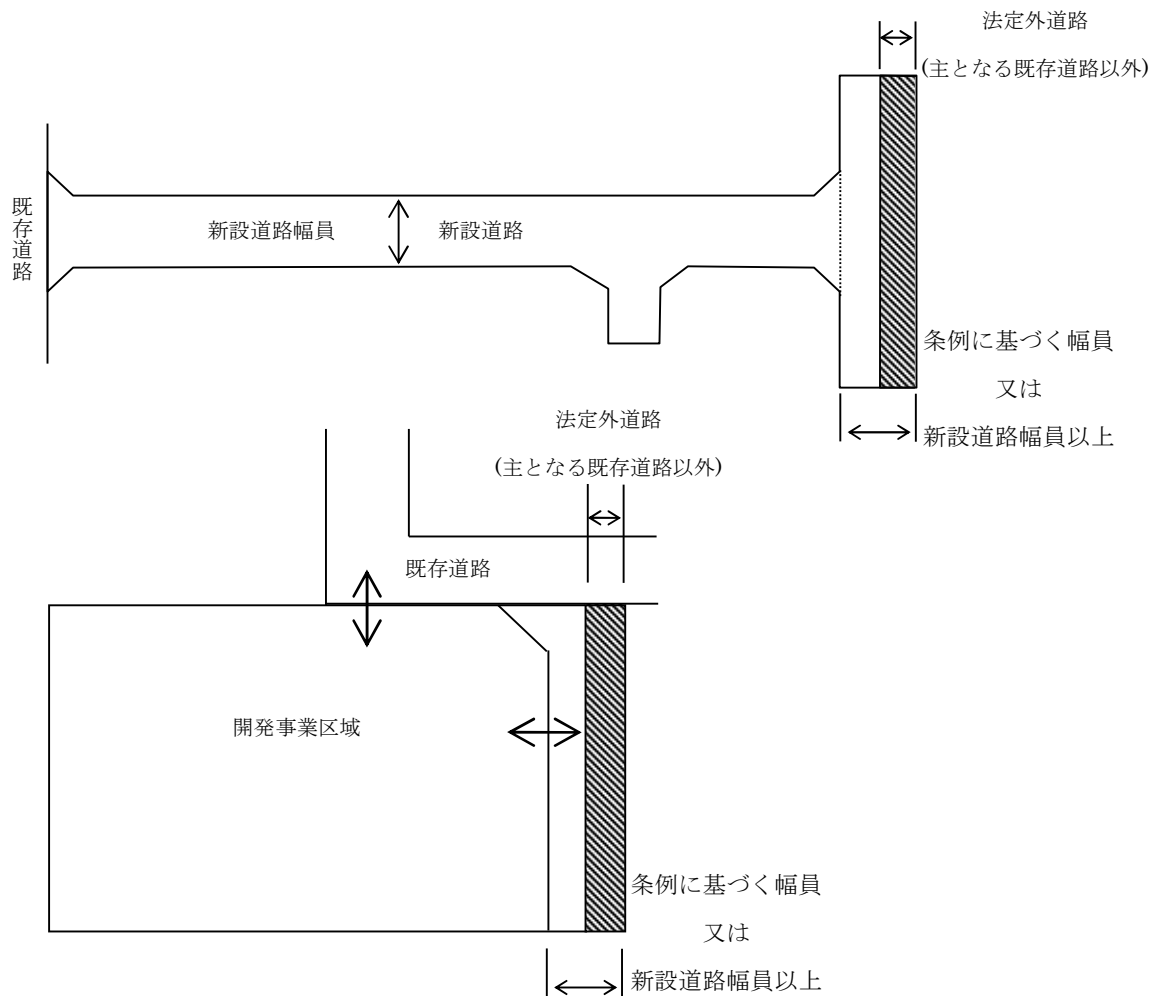
〈開発事業区域に包含する場合〉



オ 建築基準法法定外道路（以下「法定外道路」という。）に接続し、その延伸として新設道路を設置する場合は、法定外道路を含め新設道路とし、既存道路と接する部分から新設道路の延長とする。

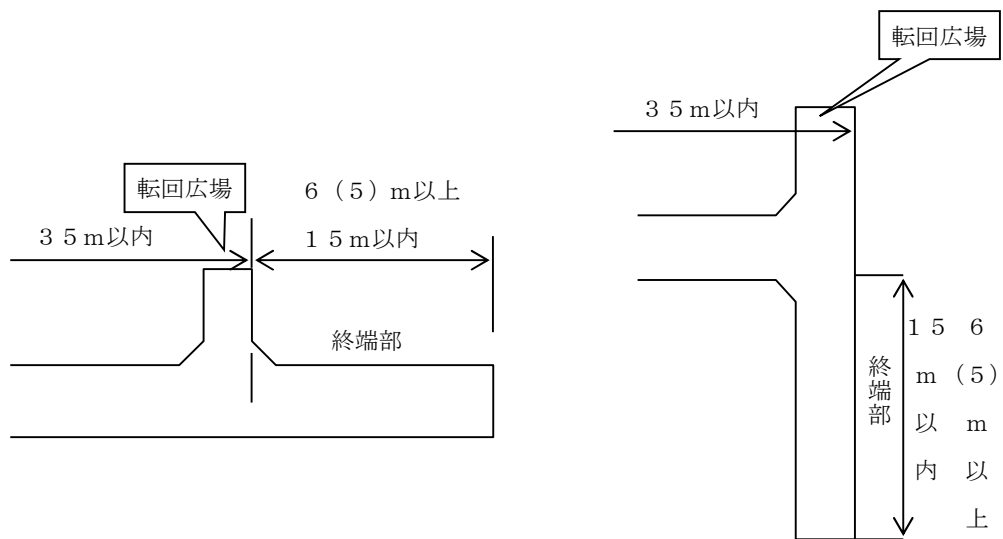
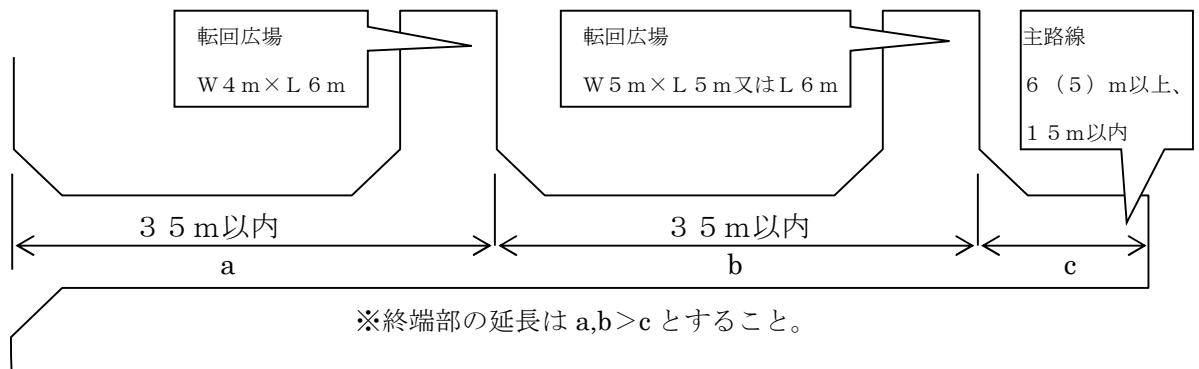


カ 主となる既存道路以外の法定外道路に車両出入口を設ける場合は、開発事業区域に接する部分から既存道路に接続するまでの間を道路幅員4.0m以上に拡幅整備とする。ただし、当該道路が建築確認上の接道となる場合は、既存道路までの間、開発事業区域内の新設道路（新設道路幅員以上）として所定の幅員を確保しなければならない。



(4) 転回広場

袋路状道路の延長が35mを超える場合は、35m以内に1ヶ所ずつ転回広場を設けること。ただし、道路幅員が6m以上の場合は、終端部手前に1ヶ所の設置でも良い。なお、新設道路の終端部は見通しの良い直線状、かつ、6(5)m以上15m以内とすること(延長が35mを超えない袋路状道路に転回広場を設ける場合も同様)。ただし、終端部の幅員を6m以上とする場合は、延長を35m以内まで延伸することができる。なお、終端部を屈曲させることはできない。



ア 転回広場は、道路幅員4m以上とし、延長は6mを基本とする。ただし、道路幅員5m以上にあつては延長5mとすることができる。また、必ず斜辺長3m以上の隅切りを設置すること。

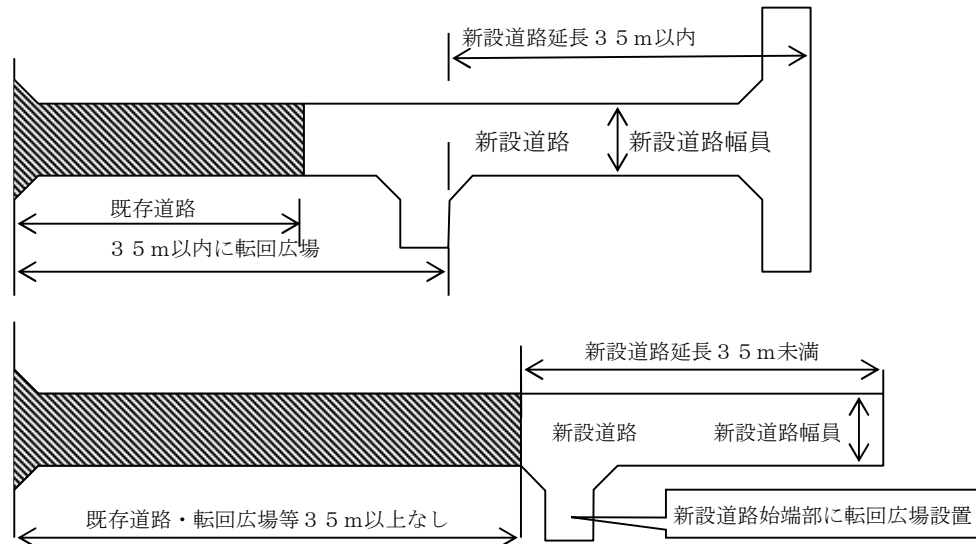
なお、他路線と直角方向(90度から120度)に接続する交差点(隅切り有り)も転回広場としての機能を有するものとする。

イ 転回広場の接続交差角は、第3-5-(1)-イの規定に準ずるものとする。

ウ 転回広場のない袋路状既存道路の延伸にあつては、既存道路における交差点部又は転回広場から35m以内に転回広場を設けること。

ただし、既存道路の転回広場を有しない距離が35mを超える場合は、新設道路の始端部に転回広場を設けるものとする。なお、この場合新設道路の延長が35m以内であっても始端部に転回広場を設けること。

ウの例



(5) 縦断勾配

新設道路の縦断勾配は、原則、既存道路側へ勾配を取ることとし、9%以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とする事ができるが、特に消防自動車など車両交通の安全上支障のない範囲であること。なお、縦断勾配の最小値としては、路面排水のためにも0.3%以上とすること。

(6) 横断勾配

新設道路の横断勾配は1.5%の振分け勾配を標準とする。なお、既存道路等との交差点の取付部及び交差点前後の相当区間の勾配はできる限り緩やかに摺り付けすること。

6 市管理・市帰属対象道路

開発事業区域内の道路のうち、各種基準に適合する構造で次の(1)から(3)の各号のいずれかに該当するものについて、市管理・市帰属(無償提供)(以下、この項において「市帰属」という。)とすることができる。

(1) 対象道路の始端部及び終端部が道路法第2条第1項に規定する道路(以下、この項において「認定道路」という。)又は市帰属対象道路(市帰属に伴って認定道路となるものに限る。)に接続するもの。

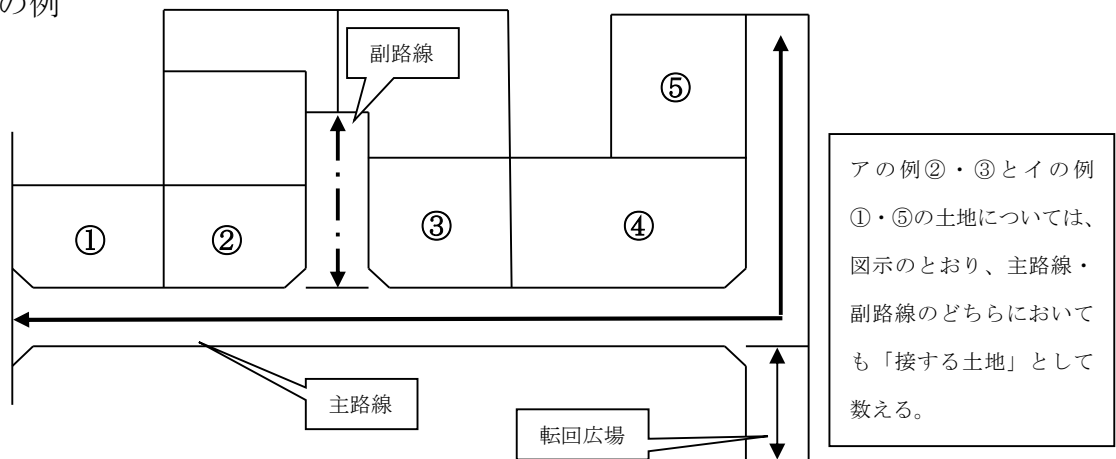
(2) 対象道路の一方の取付部が認定道路又は市帰属対象道路（市帰属に伴って認定道路となるものに限る。）に接続する袋路状道路は、次に掲げるア～ウの区分ごとに、それぞれ現に家屋が存在し又は建築される見込みのある土地が5以上接するもの。なお、この号においては、もう一方の端部が認定道路又は市帰属対象道路（市帰属に伴って認定道路となるものに限る。）以外の道路に接続し、車両の通り抜けができる道路についても、袋路状道路とみなす。

ア 主路線となる道路

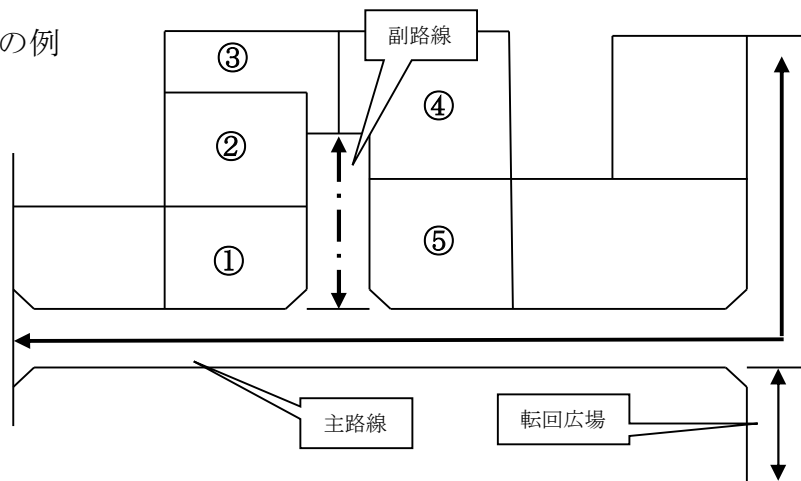
イ 副路線となる道路

ウ 既存袋路状道路を延伸する道路で、延伸後も袋路状道路となる場合、当該既存袋路状道路（副路線を除く）と当該延伸する道路（副路線を除く）を合わせた部分

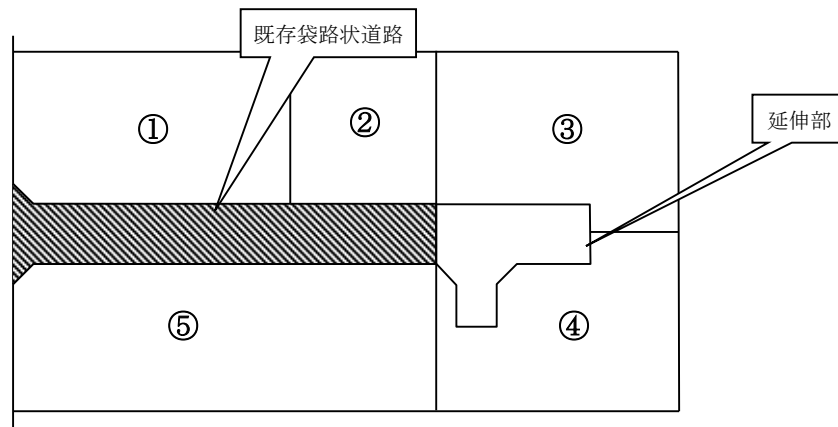
アの例



イの例



ウの例



(3) 市が管理している道路を拡幅するもの。

また、上記(1)から(3)の各号における新設道路及び既存道路に接する開発事業区域の計画高さが道路敷よりも低くなり、道路構造を支えるための擁壁等の設置が必要となる場合は、設置に必要な用地も含めて市帰属対象とする。

なお、市帰属(認定)対象となる新設道路において、第3-5-(1)に規定する接続先の道路の種別と新設道路の形態との関係性は以下のとおりである。

新設道路に接続する道路種別(始端部及び終端部)	新設道路の形態
始端部: 道路法第2条第1項に規定する道路(認定道路) 終端部: 道路法第2条第1項に規定する道路(認定道路)	通り抜け道路
始端部: 道路法第2条第1項に規定する道路(認定道路) 終端部: 既存位置指定道路等(私道)	袋路状道路 ※1
始端部: 既存位置指定道路等(市帰属可、認定道路接続) 終端部: 既存位置指定道路等(市帰属可、認定道路接続)	通り抜け道路 ※2

※1 終端部の既存位置指定道路等が開発事業区域に含まれ市帰属可能で、認定道路に接続している場合は、通り抜け道路とする。

※2 始端部、終端部ともに既存位置指定道路等で市帰属困難な場合、もしくは認定道路への接続がない場合は市帰属対象外とする。

※接続する既存道路については、相模原市開発許可等審査基準の「接続道路」の基準にも適合する必要がある。

※接続する既存道路が法第42条第1項第3号に規定する道路の場合は、市帰属の可否を道路状況等により個別に判断する。

7 隅切り

(1) 隅切りの規格

道路の交差部、接続部及び屈曲部には、次表に掲げる数値以上の隅切りを設けるものとする。

ただし、屈曲部は内側の屈曲部のみとし外側の屈曲部には設けてはならない。

隅切り剪除法（交差角 60 度～120 度）

交差する道路等の幅員	4.0m 以下 の場合	4.0m を超え 6.0m 以下の場合	6.0m を 超える場合
4.0m 以下の場合	3.0m	3.0m	3.0m
4.0m を超え 6.0m 以下の場合	3.0m	3.0m	4.0m
6.0m を超える場合	3.0m	4.0m	5.0m

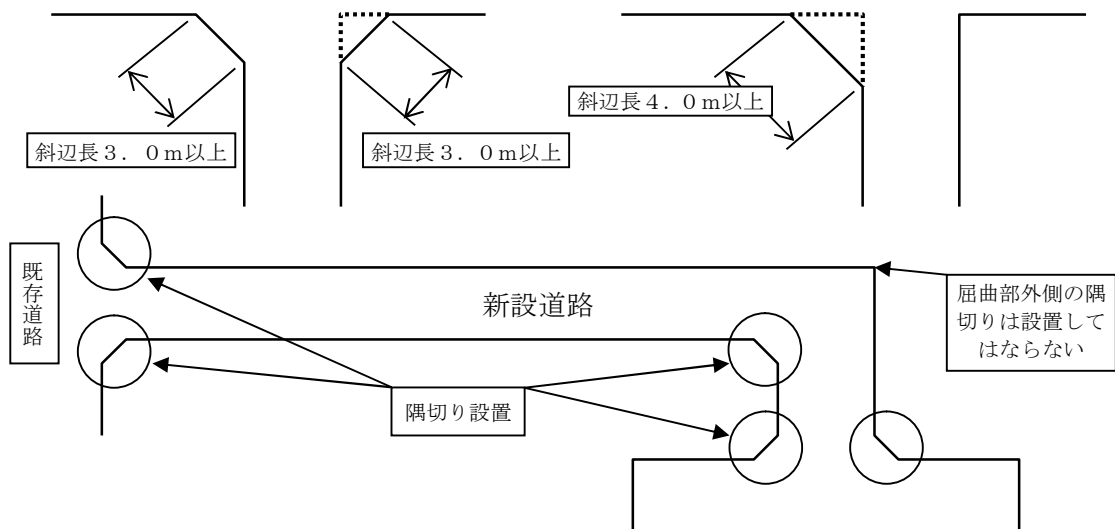
※一方以上の道路に歩道（開発事業区域に接する歩道に限る。）がある場合は、上記の道路等の幅員及び、歩道の幅員にかかわらず 3.0m 以上とする。

※なお、明確な歩車分離（歩車道境界ブロック、車止めポール等設置箇所等）がなされている部分及び歩行者用路側帯（二重の区画線）で標示された部分を歩道として取り扱う。

※交差する道路等の幅員は、交差部中心での幅員で判定する。

(2) 新設道路における隅切り設置

新設道路と既存道路、新設道路内の交差部もしくは屈曲部には、必ず所定の隅切りを設けなければならない。ただし、区域外隣地地権者の協力が得られない等止むを得ないと認められる場合は、斜辺長は 4.0m 以上（上表以上）の片隅切りとすることができる。



(3) 開発事業区域に接する既存道路の隅切り設置

開発事業区域が既存道路の交差点又は屈曲部に接する場合、開発事業区域側に所定の隅切りを設置するものとする。なお、既存の隅切り斜辺長が所定の長さに満たないものは、所定の長さに拡幅するものとする。

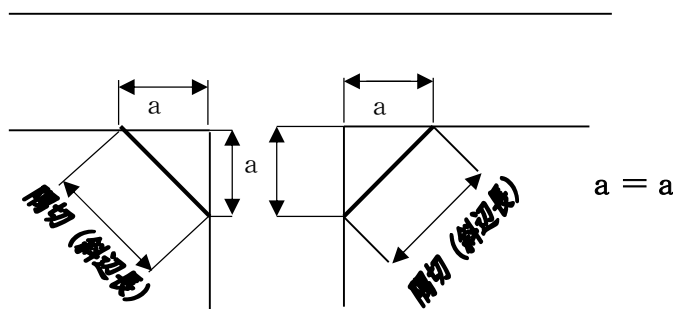
(4) 隅切りの設置方法については、下図を参照として隅切りを設置すること。

(5) 交差角が120度以上にあつては、前後の道路線形等から支障が無いと認められる場合は設置しないことができる。

また、既存道路の線形等により交差角が60度以下となる場合にあつても、原則60度以上のものと同様に隅切りを設置するものとする。

(6) 歩道のある道路との交差点においても視距確保の観点から、隅切りを設置するものとし、交差する道路の幅員にかかわらず、斜辺長を3m以上とする。

(7) 開発事業区域に接する既存道路に開発事業区域の対面側のみ歩道がある場合、歩道の幅員を除いた幅員を対象として所定の隅切りを設けることができる。



8 歩道状空地の構造

(1) 歩行者が安全かつ円滑に通行できるように、歩道形態の整備（歩車分離、透水性インターロッキング、透水性アスファルト舗装）を行うものとし、断面形状は、セミフラットタイプ又はフラットタイプとし、原則、マウントアップタイプとしないこと。

(2) 歩道状空地の道路側には、車両出入口以外の部分に乗り上げ駐車防止のため、車止めポール等を設置すること。なお、ごみ・資源集積場所が併設される場合は、資源循環部（橋本台環境事業所、麻溝台環境事業所、津久井クリーンセンター）の指導に従うこと。

(3) 歩道状空地の切下げは、車両出入口部は5cmとし、歩行者（車椅子）対応として歩道状空地端部は概ね2m間を2cmとする。なお、交差点の横断部については、横断歩道等の幅に合わせる。ただし、端部が既設歩道の場合はこの限りでない。

(4) 隣地に歩道状空地がある場合や隣地まで歩道が整備されている場合は連続性の確保のため、同一路線側にも歩道状空地を設置するよう努めるものとする。

- (5) 歩道状空地の端部に土留め等の構造物を設置する場合は、将来、隣地が開発で歩道状空地を設置した際に（開発等で歩道形態に整備した際に）連続した歩行空間を確保するために、目地材等の設置により取り壊し可能な構造とすること。
- (6) 階段等の段差は原則、設けないこと。

9 排水施設

- (1) 道路の排水施設はL形側溝、LU側溝、浸透側溝、その他適切な排水構造とし道路雨水の排水を行うものとする。
- (2) L形側溝は20m以内の設置を標準とし、LU縁塊等は10mごとの設置を標準とするが、道路縦断勾配と現場状況を考慮し配置すること。また、道路折点には必ず設置すること。
- (3) 溜桝は、側溝構造が変化する箇所又は、縁塊では排水構造物の接続が困難な場所に設置すること。
- (4) 新設道路内の排水は、既存道路側へ流末を確保するとともに、浸透側溝を設置し、一時的な雨水流出を抑制すること。また、周辺道路の状況により既存道路側へ流末を確保することが困難な場合は浸透側溝の増設や浸透桝を設置すること。なお、地形上、既存道路側へ道路の縦断勾配が取れない場合は、スイッチバック等で道路排水の処理が可能な構造とし、宅地等へ雨水が流出することがない構造とすること。
- (5) 開発事業区域に接する道路の排水施設については、現況の施設状況等を考慮し、滞水等が生じないように検討すること。

10 道路擁壁等

- (1) 新設道路用地もしくは道路後退用地が隣接敷地よりも高くなる場合は、道路構造を支えるための擁壁等を設置すること。また、擁壁の選定にあたっては、現地の土質条件等を踏まえた構造計算を行い、構造計算書を提出すること。
- (2) 従前より開発事業区域に接する既存道路との段差があり、計画において切土しない安定した法面勾配となる場合は、擁壁の設置を要しない。ただし、道路端部の土砂流出等を防止するための法面保護を検討すること。
- (3) 道路管理者との協議に基づき、防護柵等の安全施設が必要となる場合は併せて設置すること。

11 道路境界標の設置

- (1) 新設道路及び拡幅道路には、官民境界を明示する道路境界標を埋設し、道路境界標埋設図を作成すること。また、道路工事により既存境界標を破損または撤去した場合には、開発者の費用で復元すること。

- (2) 標間距離は、直線の場合25m以内とし、原則として道路側に埋設することとし、民々境界とは併用しないこと。
- (3) 境界標の適用
 - ア コンクリート標<C型>は道路附帯構造物がない場合に用いる。
 - イ アルミプレート標はその他の場合(L形側溝、U形側溝、地先境界ブロックなどコンクリート二次製品)に用いる。
- (4) 道路境界標の支給
 - ア 市が支給する境界標を使用するものとする。所管土木事務所で所定の手続後受領すること。
 - イ 現場発生品の境界標がある場合は、仕様の新旧を問わずこれを使用することができる。ただし、老朽や欠損等がなく、所管土木事務所が承認又は指示した場合に限る。
 - また、不用となった現場発生の境界標は、所管土木事務所に返却する、もしくは破棄すること。
- (5) 道路境界確定図の作成
 - ア 道路担当課と調整し道路境界確定図(座標一覧表<境界点・基準点>の記載を含む)を作成すること。
 - イ 道路境界標の埋設、分筆登記、公共施設用地確定測量図の作成後、道路担当課に公共施設用地確定測量図及び道路境界確定図を完了検査予約日までに検査用を1部、検査完了後に完了用を必要部数提出すること。なお、開発事業区域より直近の既存境界標までの寸法及び座標を記載すること。
 - ウ 分筆登記にあたっては、実測面積と登記簿地積を合わせること。

1.2 車両出入口

車両出入口については下記の次の(1)から(9)の各号を基準とする。

なお、車両出入口の設置により車両出入りに伴う側溝の布設替え、歩道切下げ、及び防護柵の取りはずし等で歩道部分を車両が横断することとなるため、歩行者等の通行に支障とならないよう、交通の安全を十分に考慮し、位置、幅を車両の出入りに対し必要最小限で計画すること。

また、開発事業区域前面の既設歩道切下げのうち、不必要となる切下げは一般型に復旧すること。また、防護柵・植栽帯についても同様に、隣接歩道の整備状況に合わせ、復旧すること。

- (1) 横断歩道の設置箇所、交差点及び90度に近い道路の屈曲部においては、停止線があればその端部、なければ隅切りの端部から原則として5m以上の距離を確保するものとする。
- (2) 車両出入口の幅は、歩道の有無に関わらず普通自動車は4.2m以内、大型自動車は6.0m以内(摺付け部分は除く)とする。ただし、出入りする車両

により、これにより難しい場合は、軌跡図（必要最小軌跡・止めハンドルを条件とする）により別途協議するものとする。

- (3) 車両出入口は1敷地について1箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は2箇所までとする。
- (4) 防護柵の取外しは、スパンごとに行い、取外し後の既存防護柵には必ずラバーガードを取り付け、危険防止を図らなければならない。なお、ガードフェンスの場合には取外し後の既存防護柵端部のフェンス取り付け金具を切断し、下塗1回、中塗1回、上塗り1回塗装するものとする。
- (5) 車両出入口は車道に取り合わせる角度は原則直角とする。
- (6) 車両出入口部の構造物は、その車両荷重に耐えられるよう構造の変更を行うものとし、詳細については別途協議すること。
- (7) 歩道切下げ等に伴う街路樹の移植等については、所管土木事務所と協議すること。
- (8) 車両出入口部のL形側溝等は5cmタイプとすること。また、既存枳があり、固定式グレーチングで無い場合は、固定式グレーチングに改修すること。
- (9) 車両出入口の設置に伴い波打ち歩道となる場合については、歩行者等の通行の安全確保やバリアフリーに配慮し、近接する切下げ部までの距離が10m未満の場合は、そこまでの区間をセミフラットタイプの歩道に改修すること。

1.3 交通安全施設

交通安全施設の新設、移設等については所管土木事務所と協議すること。

なお、新設される道路の交差点部には、所管土木事務所が必要と認めた場合は適切な場所へカーブミラーを新設すること。また、袋路状の新設道路は、現道から道路終端部の確認が困難な場合や道路延長が70mを超える場合においては、新設道路の入口付近に「この先行き止まり」看板の新設を所管土木事務所と協議し、検討すること。

1.4 交通安全対策

大型店舗等で、車両の出入りが多い場合、交通安全対策等について道路管理者及び交通管理者と協議すること。なお、大型店舗等以外であっても、地形上やむを得ず、第3-12-(1)に規定する位置以外に出入口を設置しようとするときは、同様に道路管理者及び交通管理者と協議すること。

1.5 道路占用物等の配置

- (1) 地下埋設物配置標準図に示す場所以外の位置に埋設されている占用物件については、将来、標準図による占用位置への入替え又は路線変更による廃止を検討すること。なお、同一路線での既存管の延長等については、その検討結果を

- 踏まえて占用位置を決定すること。
- (2) 4.0 m未満の道路は、将来、4.0 m幅員となることを想定して、占用位置を定めるものとする。
 - (3) 地下管線路は、斜横断等をしないこと。
 - (4) 地下管線路が互いに交差し隣接する場合は、相互に保安距離をとり埋設すること。
 - (5) 既存給水管等により、正規の占用位置に埋設することが不可能な場合の給水管は、占用位置を±15 cmの範囲内で調整し、調整できない場合は、給水管の入替えを検討すること。
 - (6) 給水管の布設にあたっては、交差道路（給水管のない道路）への給水管分岐措置として給水管分岐T字管を布設し、必要に応じて分岐箇所には制水弁を設置し、それぞれの給水管には制水弁は設置しないこと。
 - (7) 電信電話線幹線と高压電線幹線、高压本管及び中圧本管と給水本管、道路幅員6.0 m未満の電信電話線分線、低压電線支線、高压電線支線の占用位置は計画路線に先行管線路が埋設されている場合は、他の路線を検討すること。なお、6.0 m以上の道路の電信電話線分線、低压電線支線、高压電線支線は0.8 mの占用位置から埋設すること。
 - (8) 電信電話線幹線、高压電線幹線の土被り及び占用幅は、将来計画を考慮し、増管にあたっては土被りの減少、占用幅の増加のないようにすること。
 - (9) 東南側に下水道管を埋設する場合の占用位置は、道路境界から最小2.2 m（4.0 m以下の道路は2.0 m）以上（1号人孔の場合）の距離を取ること。（水道管占用位置から0.9 m（4.0 m以下の道路は0.7 m）以上）
 - (10) 交差点での下水人孔及び電信電話線幹線、高压電線幹線の人孔は、設置位置を適宜調整し、相互に支障のない位置とする。
 - (11) 附属施設（制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁、水取り器、ガス遮断装置等）の設置位置は、他の地下管線路に支障のない位置とする。
 - (12) その他、占用位置・埋設深さ等について地下埋設物配置標準図によらない場合、別途協議とする。
 - (13) 開発事業区域に接して道路（相模原市管理）に設置されている既存の電柱は、占用企業者と協議して道路敷外に移設すること。また、道路敷（新たに道路敷となる部分も含む）には電柱等を建てないこと。なお、新たに道路敷となる区域内的の既存電柱は、道路敷とならない部分に移設すること。
 - (14) 開発事業区域前面の道路において、相模原市無電柱化推進計画に基づき市が無電柱化の検討を必要とする場合、別途協議する。
 - (15) 新設車道舗装下に下水管、水道管、ガス管等を埋設する場合は、埋戻し用材料にて埋戻すこと。

1.6 道路工事等施行承認・道路占用許可

相模原市が管理する道路を工事する場合は、道路工事等施行承認(道路法第24条又は相模原市認定外道路管理条例第4条第1項)申請書を道路担当課へ提出し所管土木事務所から承認を得ること。また、相模原市が管理する道路内に地下埋設物を設ける場合は、道路占用許可(道路法第32条又は相模原市認定外道路管理条例第4条第1項)申請書を所管土木事務所へ提出し許可を受けること。

(1) 申請図面の確認

相模原市が管理する道路を工事する場合は、道路工事等施行承認申請に必要な図面(道路工事等施行承認申請範囲と道路拡幅等の工事内容を区分したもの)を相模原市開発事業基準条例第14条における協議申請時に添付すること。

(2) 申請

道路工事等施工承認申請書に添付する図面は、道路担当課の協議印が押印された図面と同じものとする。(案内図、現況図、道路台帳平面図を除く。)

(3) 完了検査

相模原市が管理する道路を工事した場合、完了検査を行うにあたり、完了検査予約時までに道路担当課に道路工事等完成届に必要な書類を添付して提出すること。

また、新設道路及び道路拡幅部分を工事した場合、道路占用工事等検査要綱に基づく必要書類(施工管理写真)も併せて提出すること。

なお、開発事業区域に近接して行われる道路占用工事もしくはその他の工事がある場合は、路面復旧を一括で施工できるよう調整すること。ただし、それらの工事が別事業の計画である場合はこの限りではない。

1.7 その他

その他、この基準に記載のない事項、変更が生じた場合及び詳細は別途協議すること。

1.8 図面関係

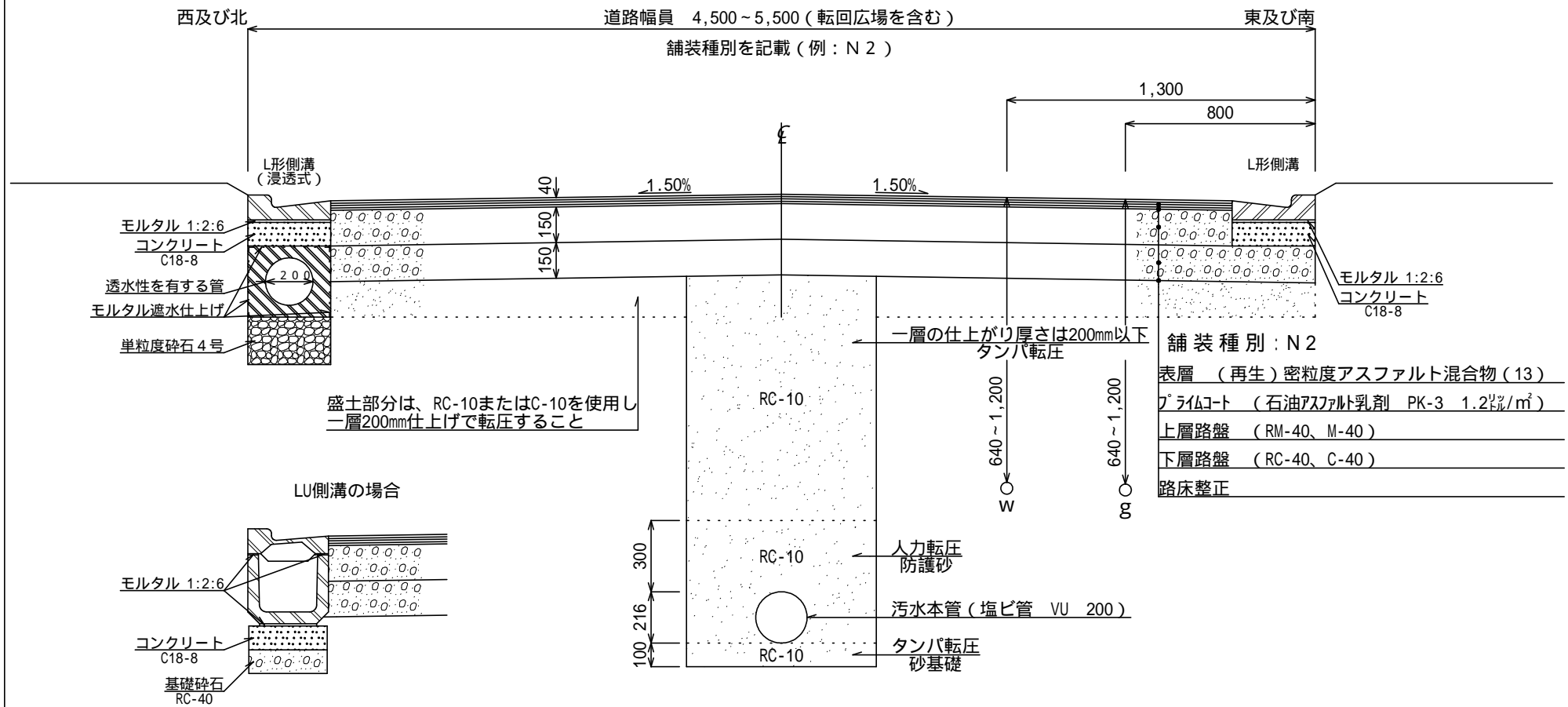
開発事業に係る標準的な道路構造は次によるものとする。

なお、ここに記載のない構造図については、道路標準構造図(相模原市都市建設局道路部)によるものとする。

<相模原市ホームページよりダウンロード可能>

新設道路標準断面図【例】

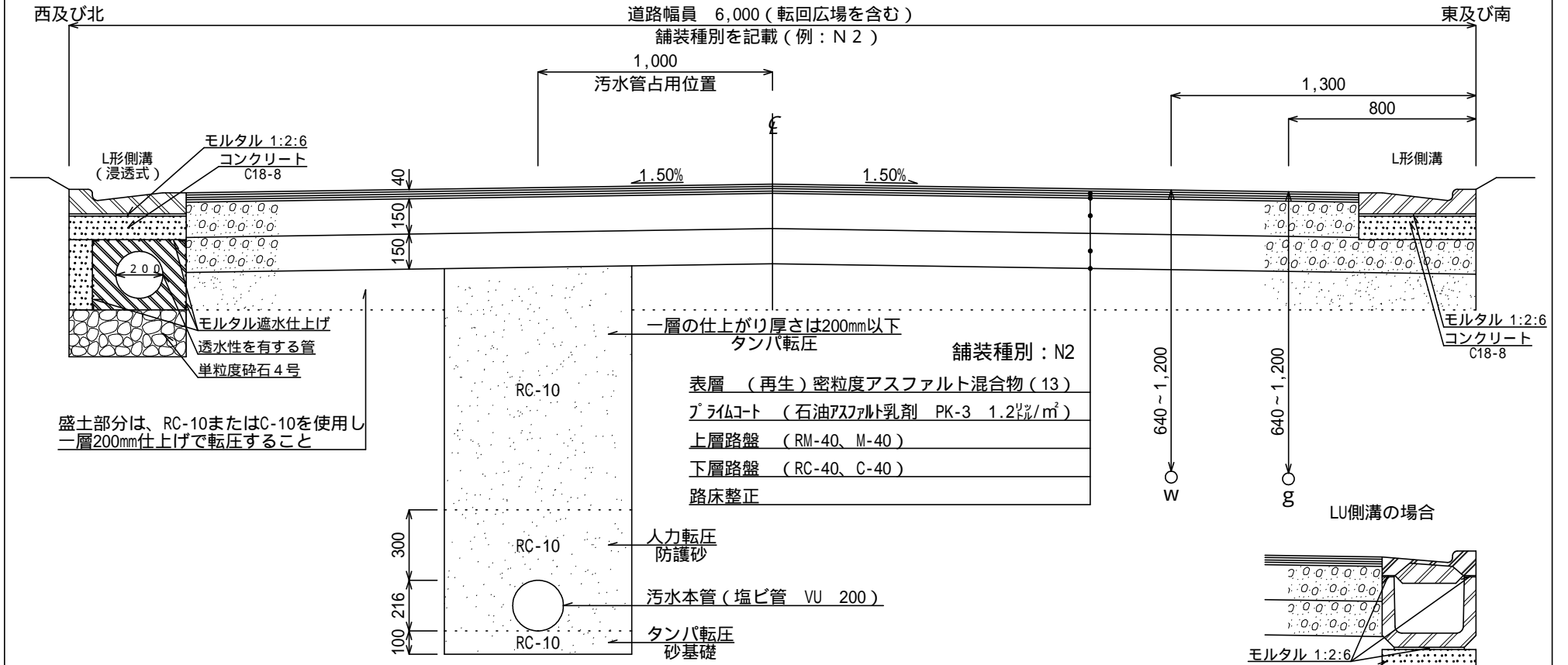
参考図



道路幅員によって側溝の構造が異なるため、道路標準構造図等を確認すること。
 路床の設計CBRが3%以上確保できる場合は、上記のN2舗装を標準とし、路床の地質条件等に懸念がある場合は、別途協議すること。
 表層材には、環境に配慮した溶融スラグ細骨材を利用したアスファルト混合物の使用も可能とする。
 新設車道舗装下に下水管、水道管、ガス管等を埋設する場合は、埋戻し用材料にて埋戻しすること。
 事業の種類及び管の種類、管径によっては、埋設深度を浅くすることができる。
 埋設深度を浅くする場合は、道路担当課と協議すること。
 雨水管を埋設する場合は、道路担当課と協議すること。
 道路縦断勾配が6%以上の場合は、密粒度ギャップ(ポリマー改質アスファルト型)を原則使用すること。

新設道路標準断面図【例】

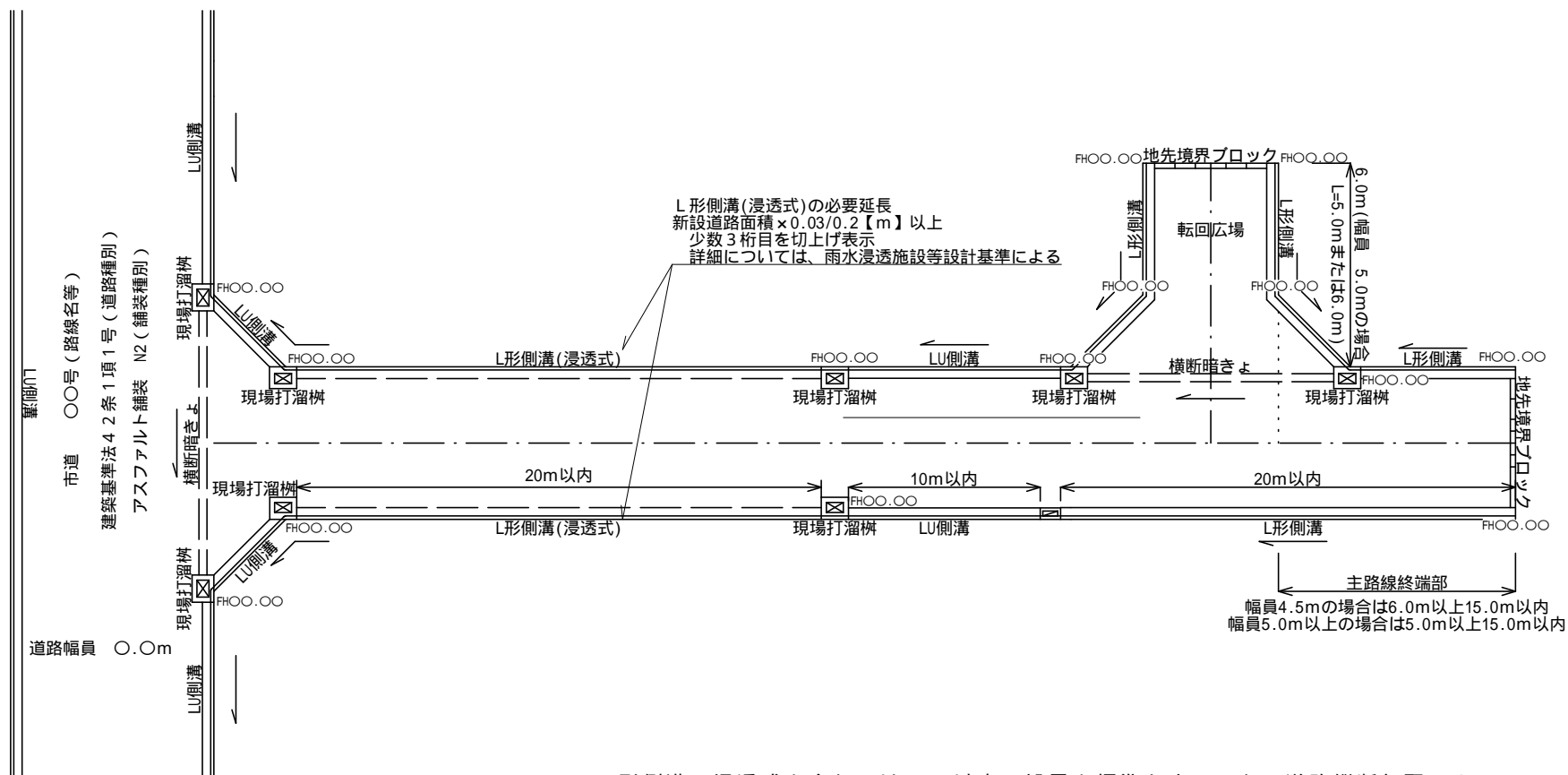
参考図



41

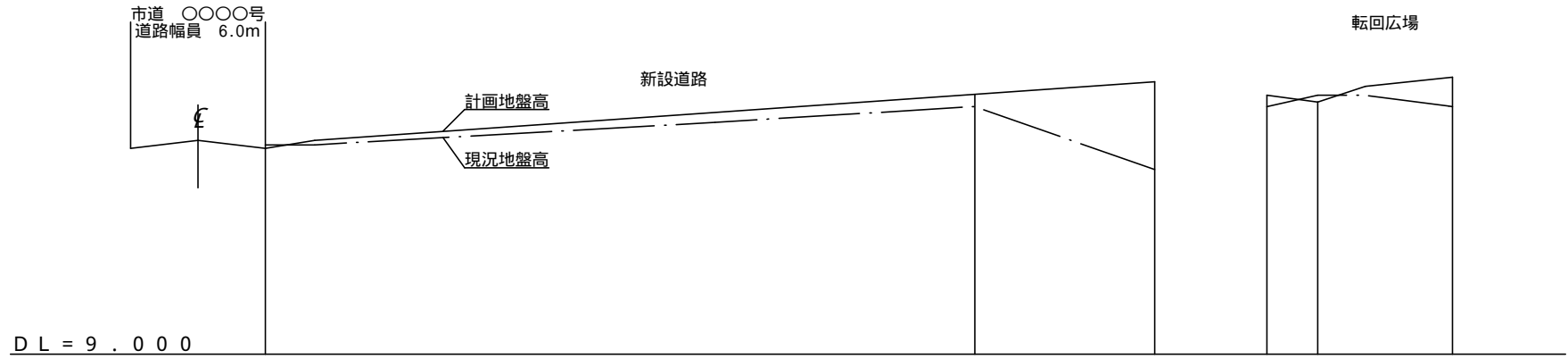
道路幅員によって側溝の構造が異なるため、道路標準構造図等を確認すること。
 路床の設計CBRが3%以上確保できる場合は、上記のN2舗装を標準とし、路床の地質条件等に懸念がある場合は、別途協議すること。
 表層材には、環境に配慮した溶融スラグ細骨材を利用したアスファルト混合物の使用も可能とする。
 新設車道舗装下に下水管、水道管、ガス管等を埋設する場合は、埋戻し用材料にて埋戻しすること。
 事業の種類及び管の種類、管径によっては、埋設深度を浅くすることができる。
 埋設深度を浅くする場合は、道路担当課と協議すること。
 雨水管を埋設する場合は、道路担当課と協議すること。
 道路縦断勾配が6%以上の場合は、密粒度ギャップ (ポリマー改質アスファルト 型) を原則使用すること。
 道路幅員が6,000を超えるものについては、別途協議のこと。

道路構造物設置及び転回広場標準平面図【例】



L形側溝（浸透式を含む）は20m以内の設置を標準とすること（道路縦断勾配による）。
 LU縁塊等は10mごとの設置を標準とするが、道路縦断勾配と現場の状況を考慮し配置すること。
 また、道路折れ点には必ず設置すること。なお、車両出入口部分には設置しないこと。
 コンクリート二次製品を切断して使用する場合には、原則、製品の長さ50%以上確保すること。
 現場打溜桝は、側溝構造が変化する箇所または縁塊では排水構造物の接続が困難な箇所に設置すること。
 横断グレーチング側溝は道路縦断勾配や周辺の道路状況を考慮し必要に応じて設置すること。
 転回広場取付け部における横断暗きよは、本線の道路縦断勾配を考慮し滞水の無いように設置すること。

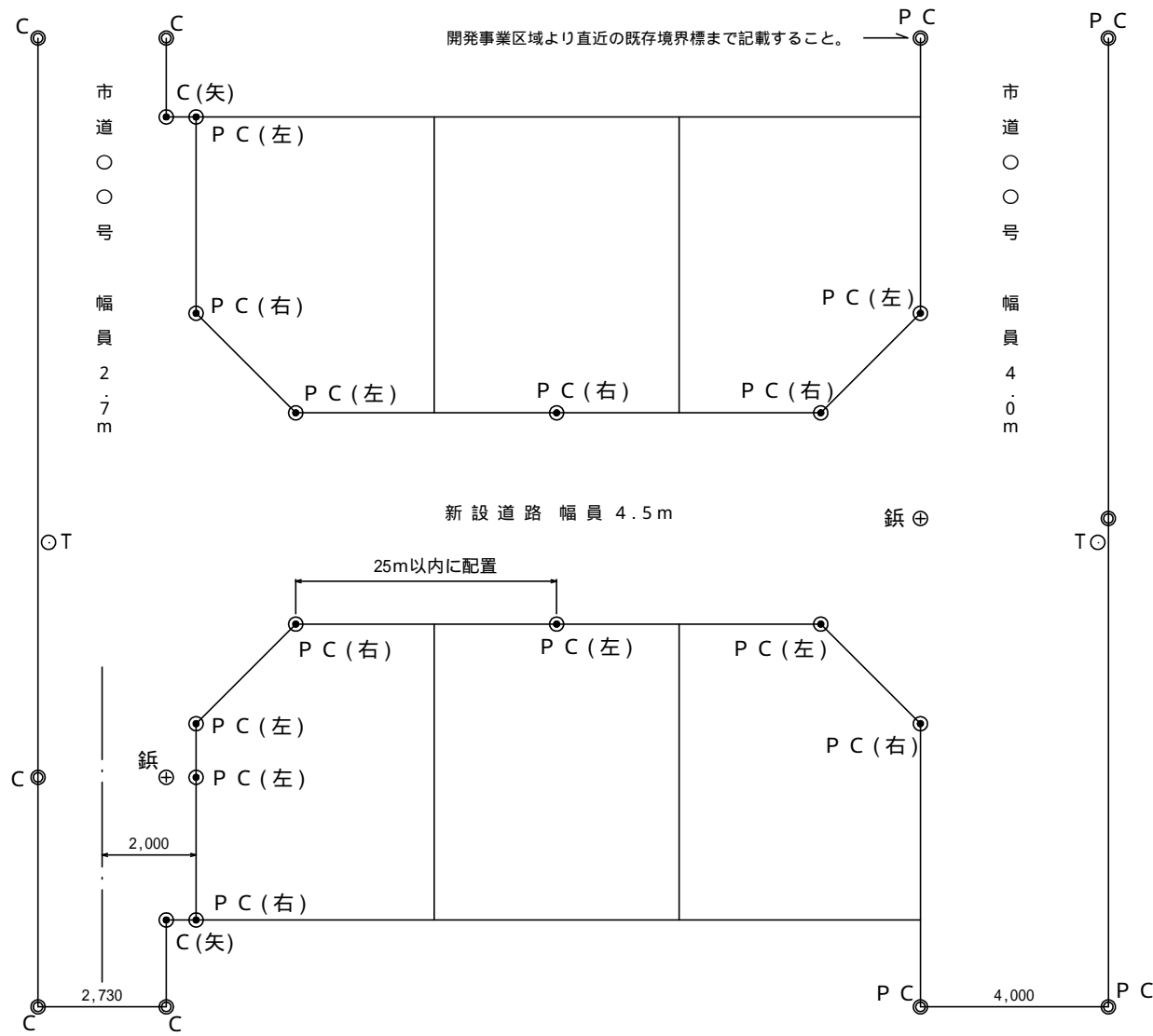
道路縦断図【例】



測点	単距離	追加距離	地盤高	計画高	切土盛土 (-) (+)	道路勾配
NO.0 -3.00	-3.00	-3.00	9.95			9.95 L=3.00m 1.50%
NO.0	0.00	0.00	9.94	9.91	-0.03	9.91 L=2.15m 1.8%
NO.0 +2.19	2.19	2.19	9.93	9.95	+0.02	9.95 L=2.15m 1.8%
NO.1	17.81	20.00	10.03	10.07	+0.04	0.70% L=37.37m
NO.1 +11.56 +19.56 支線(転回広場)	11.56	31.56	10.10	10.15	+0.05	
NO.1 +19.56	8.00	39.56	9.82	10.21	+0.39	10.21 L=3.00m 1.0%
NO.1 +11.56	-2.25	-2.25	10.10	10.15	+0.05	10.15 L=2.15m 1.8%
NO.A	0.00	0.00	10.15	10.12	-0.03	10.12 L=2.15m 1.8%
NO.A +2.13	2.13	2.13	10.15	10.19	+0.04	10.19 L=2.15m 1.8%
NO.A +6.00	3.87	6.00	10.10	10.23	+0.13	10.23 L=3.00m 1.0%

路盤下の盛土部分(路床)は再生砕石ダスト等を使用し、一層200mm仕上げで転圧すること。
 隅切り勾配(転回広場)で合成勾配が逆にならないよう施工(設計)すること。
 道路縦断勾配が1%以上となる区間にL形側溝(浸透式)を設置する場合は、併せて図示すること。

道路境界標埋設図【例】



道路境界標埋設にあたっての注意事項（道路境界標埋設図に記入すること。）

1. 本開発事業着手以前に、市道路台帳平面図に基づき現地において、道路境界を確認すること。
(県道及び国道が有る場合にも記入すること。)
2. 境界標の頭部を水平にして埋設すること。
3. 境界標は削ったり折ったりしないこと。
4. 境界標の埋設写真の撮影は下記の手順とする。
(1) 床付完了時に幅、深さ等がわかるように箱尺等をあてて撮影する。
(2) 保護コンクリート打設完了時に幅、深さ等がわかるように箱尺等をあてて撮影する。
(3) 埋戻及び仕上等が完了した段階で撮影する。
(4) 黒板には必ず作業内容を記入し撮影する。
(5) 撮影は埋設本数が10本未満の場合は全箇所とし、10本以上の場合は市の指導によることとする。
工事完了検査以前に写真を道路担当課へ提出すること。
5. 市に帰属する道路部分は、道路境界確定図（座標一覧表<境界点、基準点>の記載含む）及び公共施設（道路）用地確定測量図を完了検査予約日までに検査用を1部、検査完了後に別途指示された図面等を必要部数、道路担当課に提出すること。

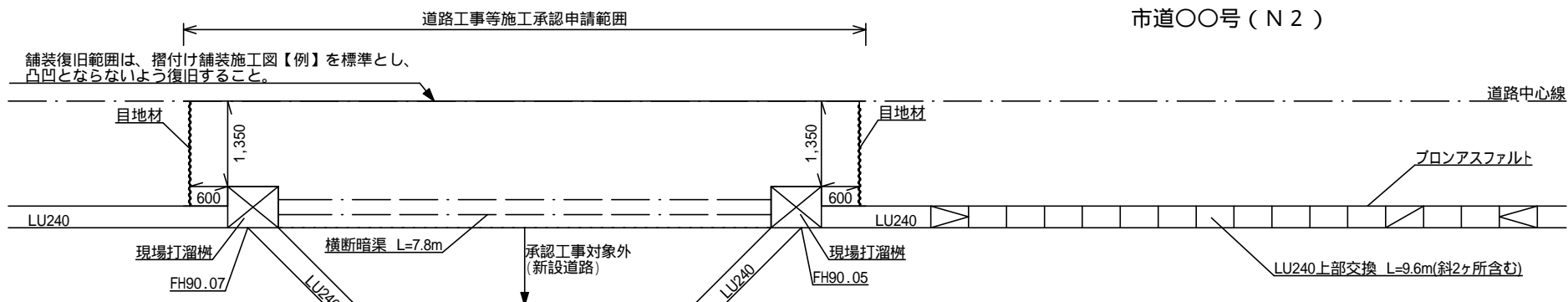
凡		例
C、PC	◎	既存道路境界標
C、PC	●	新設道路境界標
鉾	⊕	既存標を鉾に変更
T	○	基準点

PC型 13本（右6本、左7本） C型 2本（矢杭2本）
鉾 2本 基準点 2点

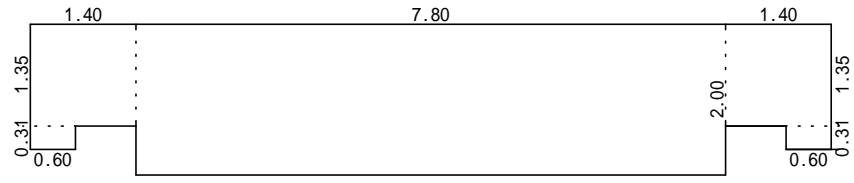
基準点を設置する場合は、L形側溝等の恒久的な構造物に設置すること。
また、新設道路等に新点を設置する際は、視通を確保することを目的として、視準線が、将来建屋等にかからない様に計画的に設置すること。

道路工事等施工承認詳細図【例1：新設道路取り付け部及び切下げの場合】

参考図

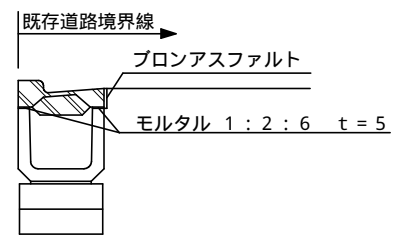
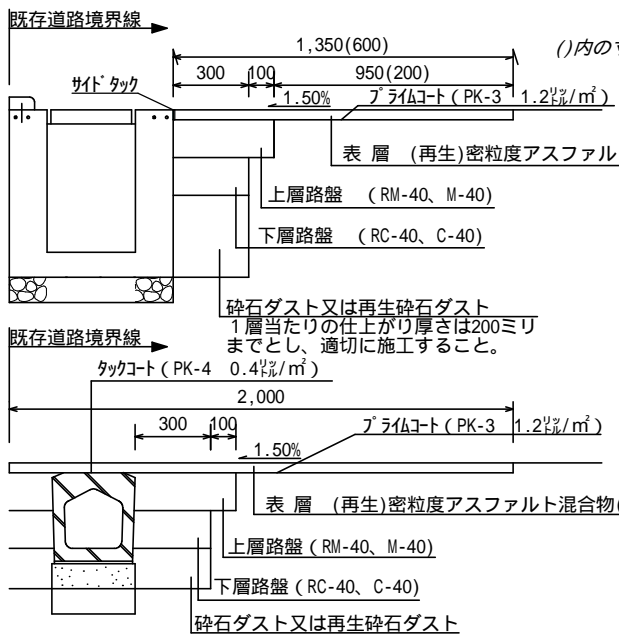


- (注)
- ・アスファルトコンクリート舗装復旧範囲の1.2m以内に絶縁線がある場合は、当該絶縁線まで復旧すること。
 - ・舗装切断面の横断方向(進行方向に対し、横方向)に目地材を挿入すること。
 - ・コンクリート二次製品を切断して使用する場合は、原則、製品の長さ50%以上確保すること。
 - ・舗装前に、構造物側にサイドタックを行うこと。



$$(0.6 \times 0.31 + 1.4 \times 1.35) \times 2 + 7.8 \times 2.00 = 19.7$$

舗装復旧面積の算出方法は、三斜求積等も可。

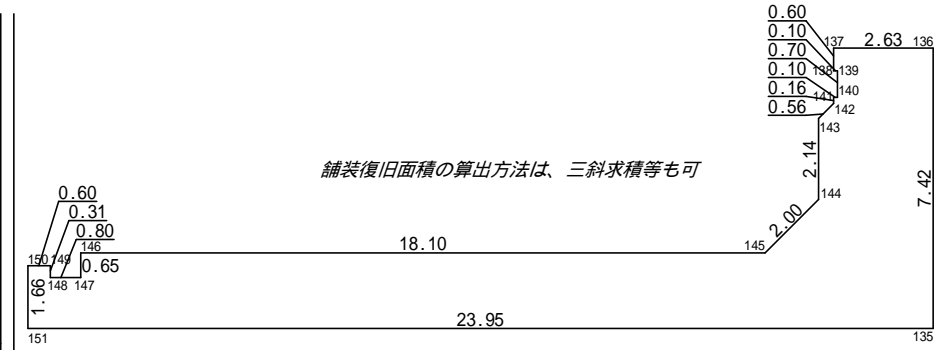
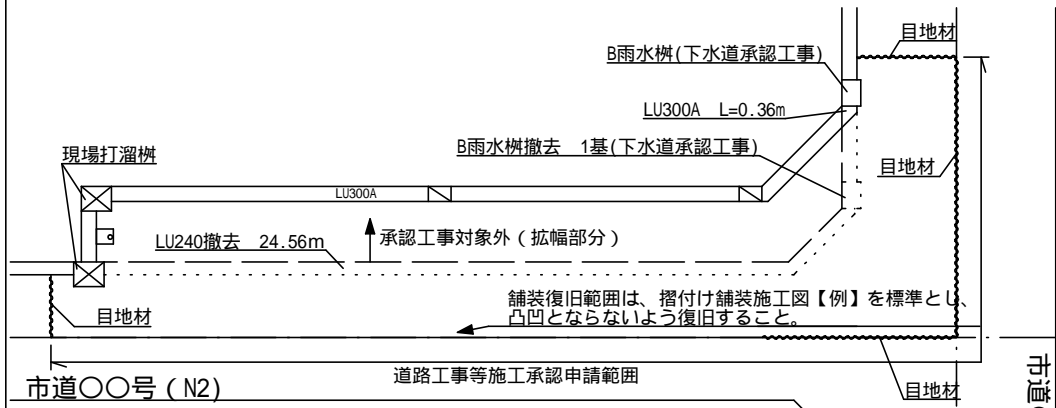


- (注)
- ・LU側溝の切下げ及び切下げ復旧において、既存LU側溝の撤去を既存舗装に影響なく施工できる場合。
 - ・既存舗装を破損した場合は、道路担当課と復旧範囲について協議すること。

工事概要	
工事種別	施工数量
撤去 LU240	9.4 m
撤去 LU240(上部のみ)	9.6 m
新設 LU240(上部のみ)	9.6 m(斜2ヶ所含む)
新設 現場打溜樹	2基
新設 横断暗渠(240用)	7.8 m
舗装復旧(N2)	19.7 m ²

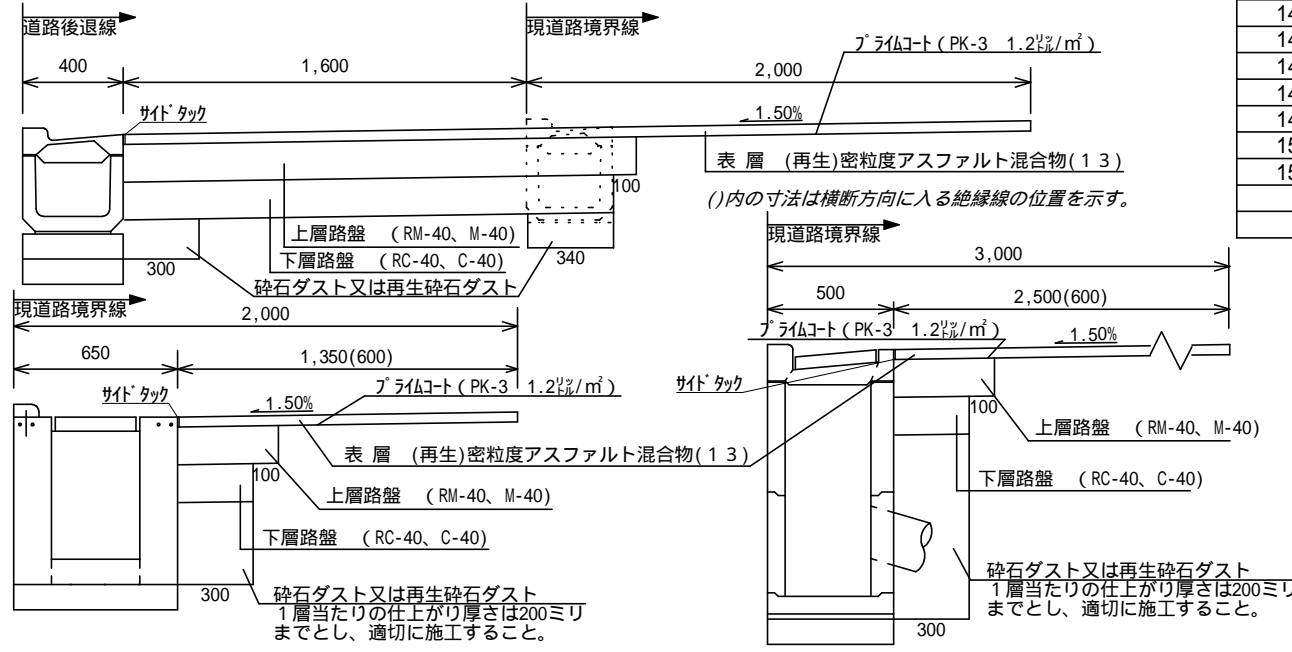
道路工事等施工承認詳細図【例2：道路後退の場合】

参考図



- (注)
- ・アスファルトコンクリート舗装復旧範囲の1.2m以内に絶縁線がある場合は、当該絶縁線まで復旧すること。
 - ・舗装切断面の横断方向(進行方向に対し、横方向)に目地材を挿入すること。
 - ・コンクリート二次製品を切断して使用する場合には、原則、製品の長さ50%以上確保すること。
 - ・舗装前に、構造物側面にサイドタックを行うこと。

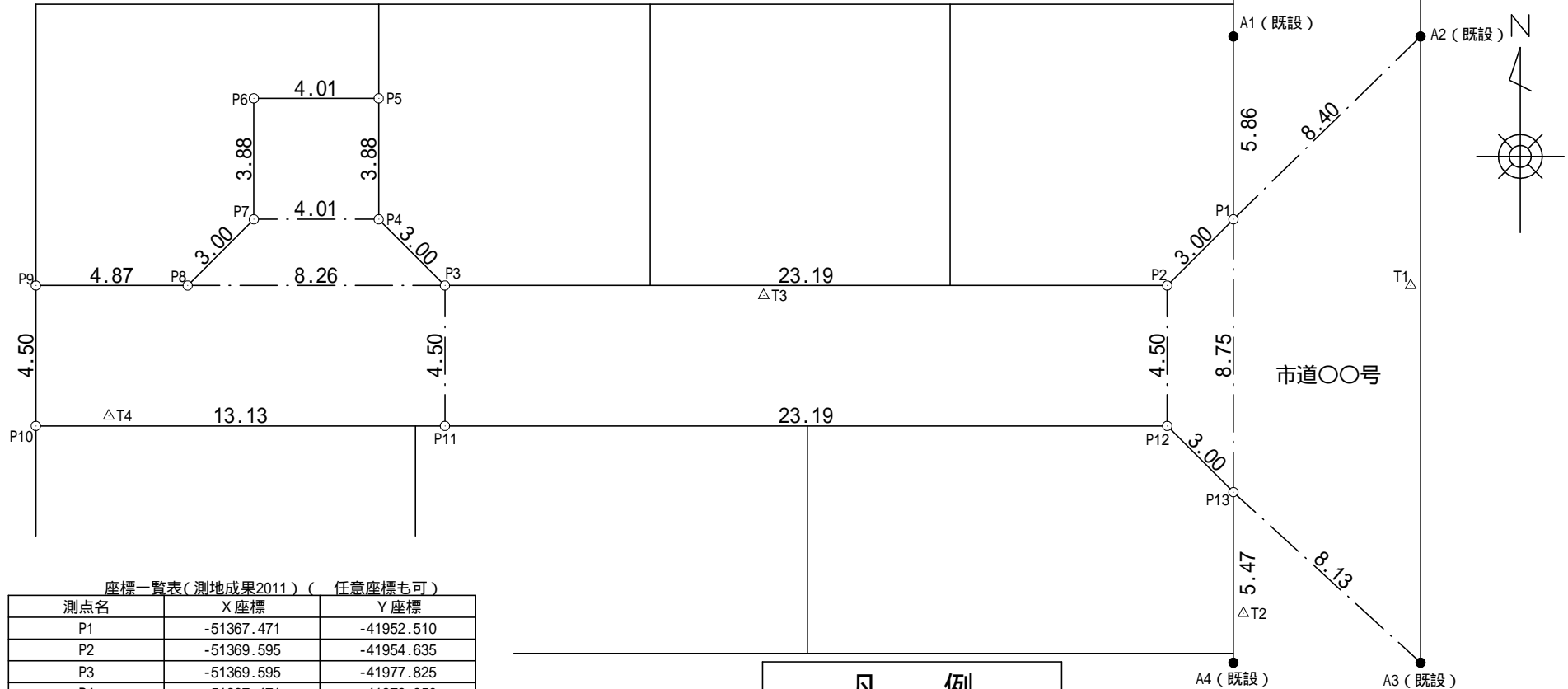
測点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn x (Yn+1-Yn-1)
135	25.672	91.249	23.951	614.8700720
136	33.093	91.249	-2.630	-87.0345900
137	33.093	88.619	-2.630	-87.0345900
138	32.493	88.619	0.100	3.2493000
139	32.493	88.719	0.100	3.2493000
140	31.793	88.719	-0.100	-3.1793000
141	31.793	88.619	-0.100	-3.1793000
142	31.627	88.619	-0.400	-12.6508000
143	31.227	88.219	-0.400	-12.4908000
144	29.086	88.219	-1.414	-41.1276040
145	27.672	86.805	-19.521	-540.1851120
146	27.672	68.697	-18.107	-501.0569040
147	27.022	68.697	-0.800	-21.6176000
148	27.022	67.897	-0.800	-21.6176000
149	27.332	67.897	-0.600	-16.3992000
150	27.332	67.297	-0.600	-16.3992000
151	25.672	67.297	23.951	614.8700720
			倍面積	-127.7381304
			面積	63.8690652



工事概要	
工事種別	施工数量
撤去 LU240	24.56m
新設 LU300A	0.36m
新設 現場打溜桝	1基
舗装復旧(N2)	63.8m ²

道路境界確定図【例1：新設道路の場合】

参考図



座標一覧表(測地成果2011)(任意座標も可)

測点名	X座標	Y座標
P1	-51367.471	-41952.510
P2	-51369.595	-41954.635
P3	-51369.595	-41977.825
P4	-51367.471	-41979.950
P5	-51363.590	-41979.950
P6	-51363.590	-41983.960
P7	-51367.471	-41983.960
P8	-51369.595	-41986.085
P9	-51369.595	-41990.960
P10	-51374.104	-41990.960
P11	-51374.104	-41977.825
P12	-51374.104	-41954.635
P13	-51376.229	-41952.510
T1	-51369.595	-41946.820
T2	-51380.117	-41952.190
T3	-51369.915	-41967.589
T4	-51373.784	-41988.618
A1(既設)	-51361.603	-41952.510
A2(既設)	-51361.603	-41946.500
A3(既設)	-51381.704	-41946.500
A4(既設)	-51381.704	-41952.510

凡例

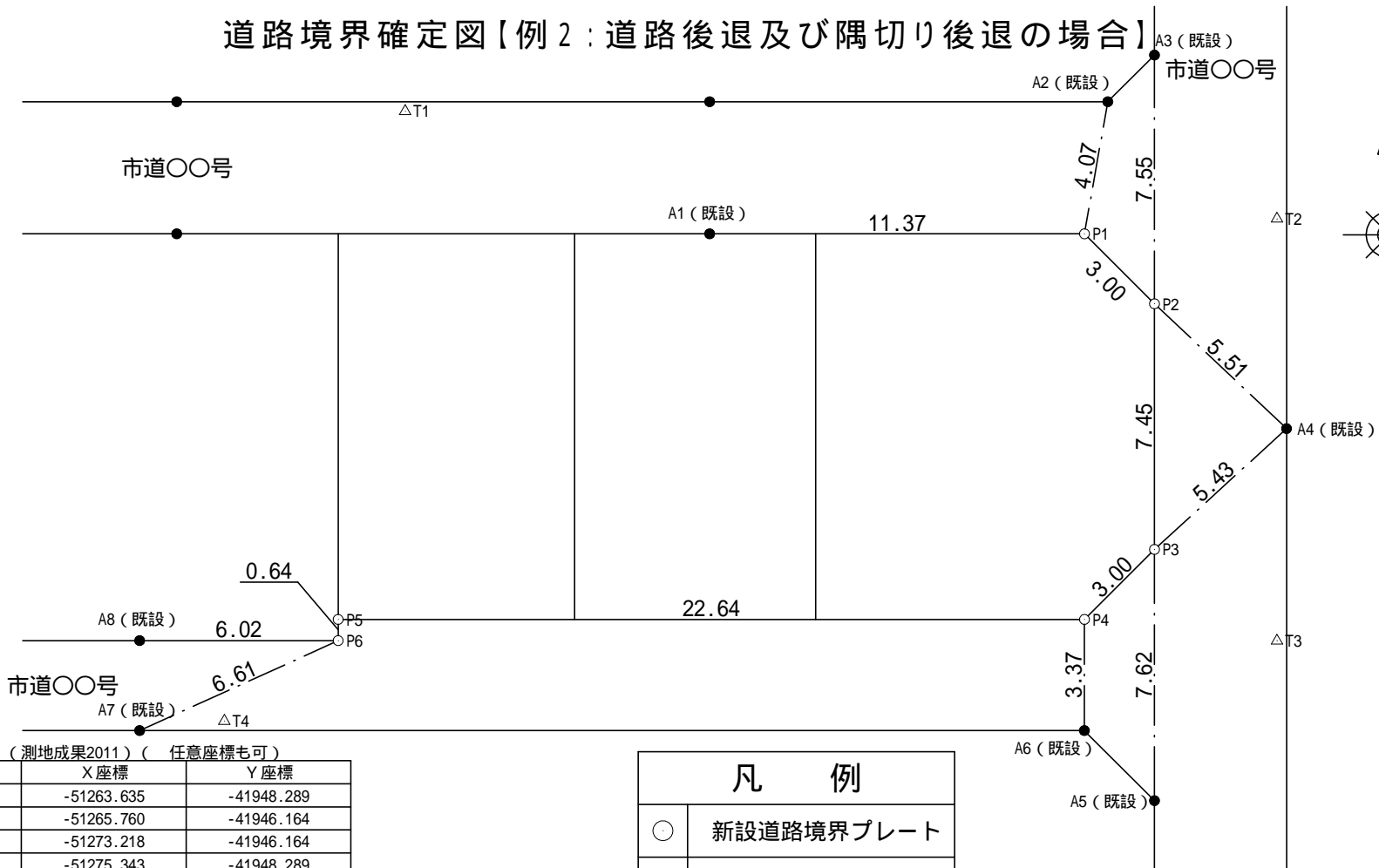
○	新設道路境界プレート
●	既設道路境界標(杭)
△	基準点

A 3以上の用紙で作成
 数値はm単位で表示
 小数点以下の表示は、小数点以下4位を四捨五入、
 小数点以下3位を切り捨てし、小数点以下2位まで表示
 新設境界標の1点先及び対面境界標の距離まで表示
 座標一覧は新規境界点、基準点、新規境界標の1点先
 及び対面境界点を表示
 完了検査予約日までに検査用を1部、検査完了後に完了
 用を必要部数提出

図面の名称	道路境界確定図(事前協議番号を記入)		
開発事業の名称	完了平面図と合わせる		
開発事業区域に含まれる地域の名称	完了平面図と合わせる		
縮尺	S = 1 : 200 ~ 300	図面番号	葉のうち番
作成者	〇〇測量		
開発事業者	株式会社〇〇建設		

道路境界確定図【例2：道路後退及び隅切り後退の場合】

参考図



座標一覧表 (測地成果2011) (任意座標も可)

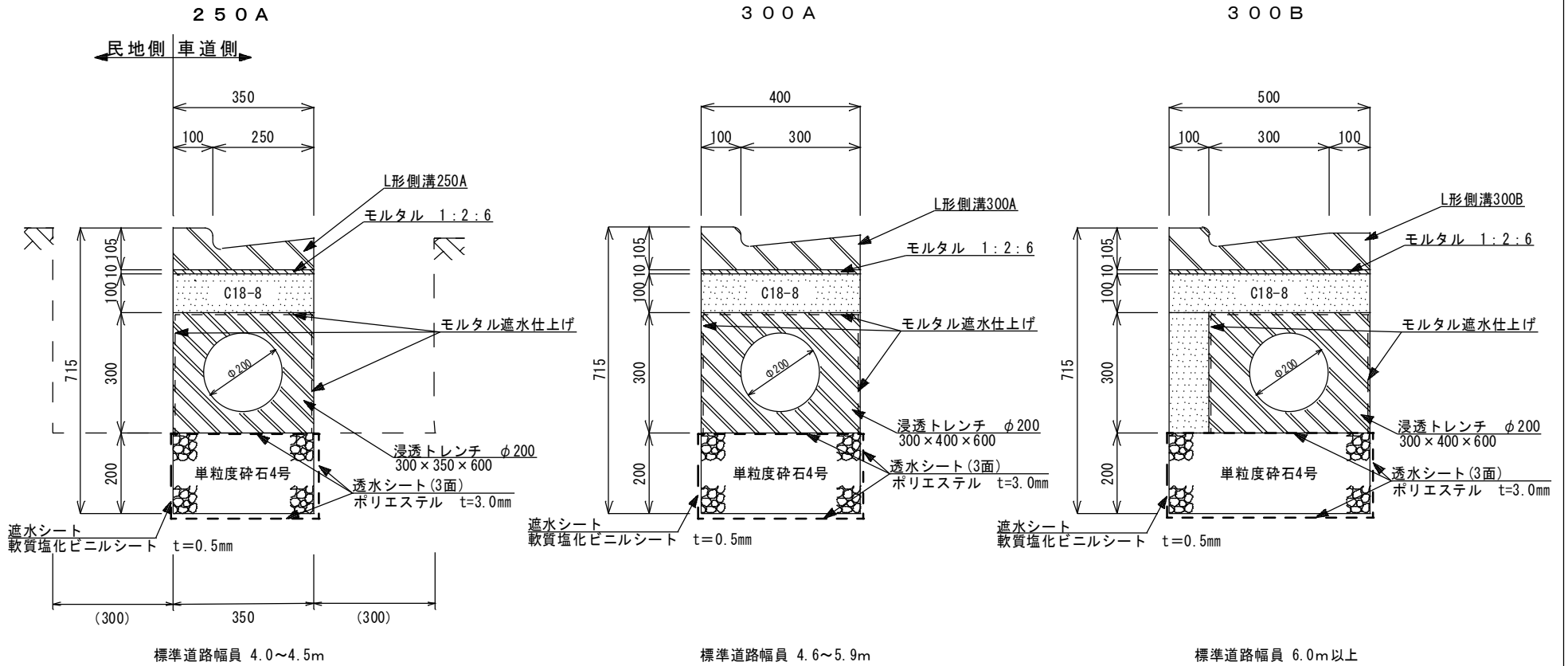
測点名	X座標	Y座標
P1	-51263.635	-41948.289
P2	-51265.760	-41946.164
P3	-51273.218	-41946.164
P4	-51275.343	-41948.289
P5	-51275.343	-41970.938
P6	-51275.986	-41970.938
T1	-51259.915	-41968.904
T2	-51263.182	-41942.444
T3	-51275.990	-41942.444
T4	-51278.426	-41974.393
A1 (既設)	-51259.625	-41959.664
A2 (既設)	-51259.625	-41947.580
A3 (既設)	-51258.209	-41946.164
A4 (既設)	-51269.549	-41942.154
A5 (既設)	-51280.844	-41946.164
A6 (既設)	-51278.716	-41948.292
A7 (既設)	-51278.716	-41976.963
A8 (既設)	-51275.986	-41976.963

凡 例	
○	新設道路境界プレート
●	既設道路境界標(杭)
△	基準点

A3以上の用紙で作成
 数値はm単位で表示
 小数点以下の表示は、小数点以下4位を四捨五入、
 小数点以下3位を切り捨てし、小数点以下2位まで表示
 新設境界標の1点先及び対面境界標の距離まで表示
 座標一覧は新規境界点、基準点、新規境界標の1点先
 及び対面境界点を表示
 完了検査予約日までに検査用を1部、検査完了後に完了
 用を必要部数提出

図面の名称	道路境界確定図(事前協議番号を記入)		
開発事業の名称	完了平面図と合わせる		
開発事業区域に含まれる地域の名称	完了平面図と合わせる		
縮 尺	S = 1 : 200 ~ 300	図面番号	葉のうち 番
作成者	〇〇測量		
開発事業者	株式会社〇〇建設		

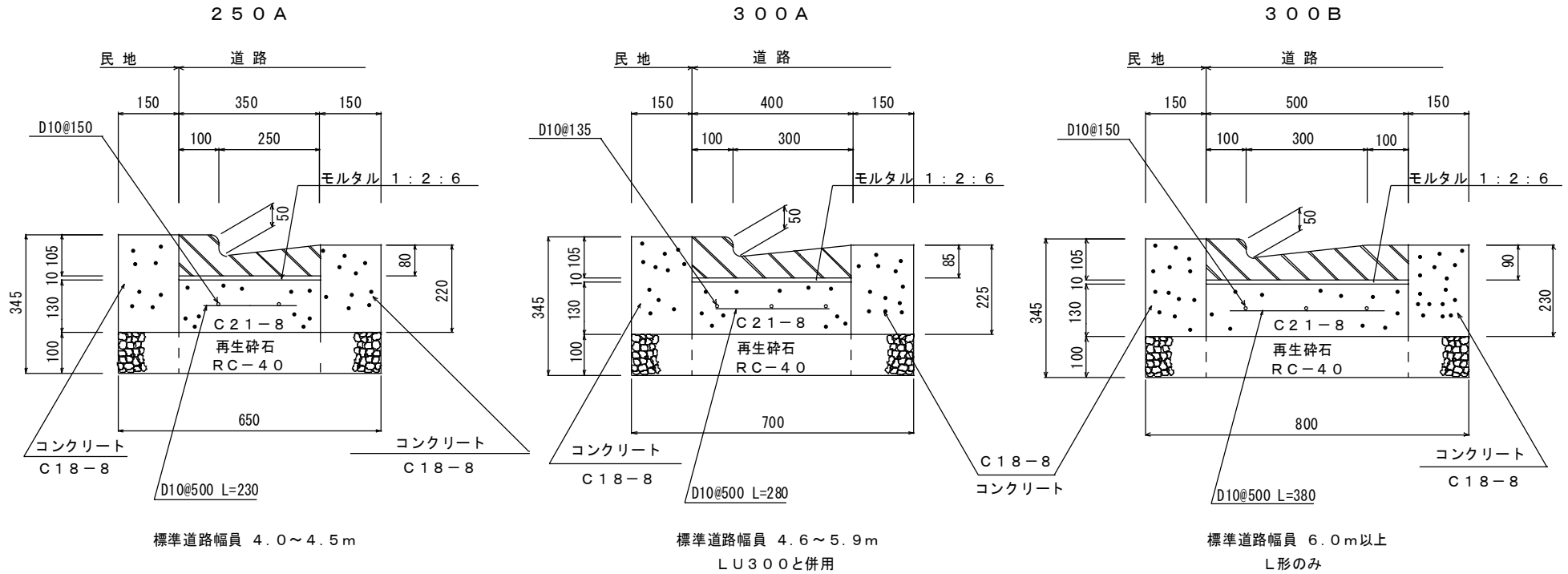
L形側溝(浸透式)



注：ポーラスコンクリート製品の布設勾配は1.0%以下とすること。
 モルタル遮水仕上げが困難な場合は、遮水シート（軟質塩化ビニールシート t=0.5mm）を使用すること。

L形側溝（補強タイプ）

50

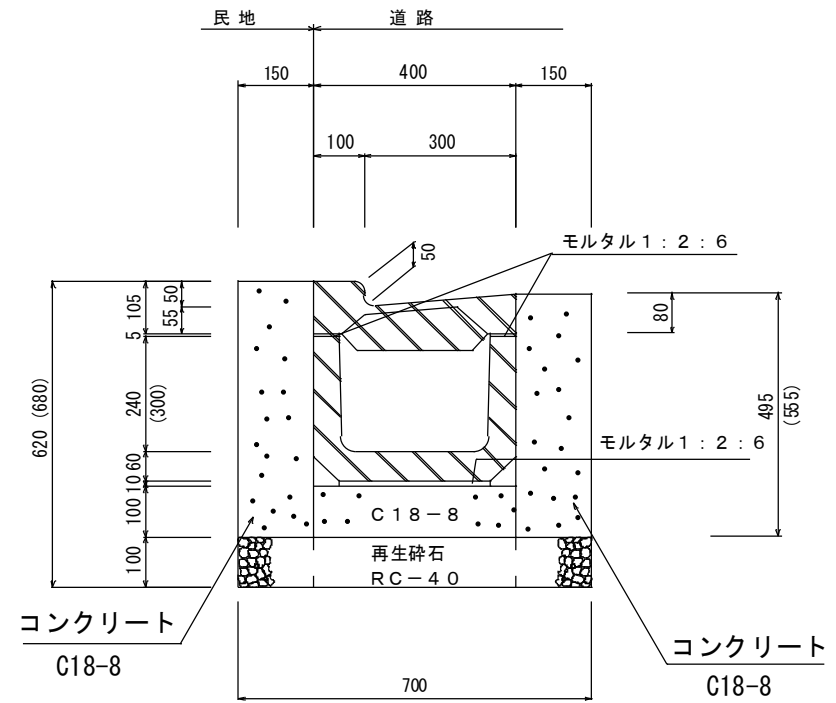
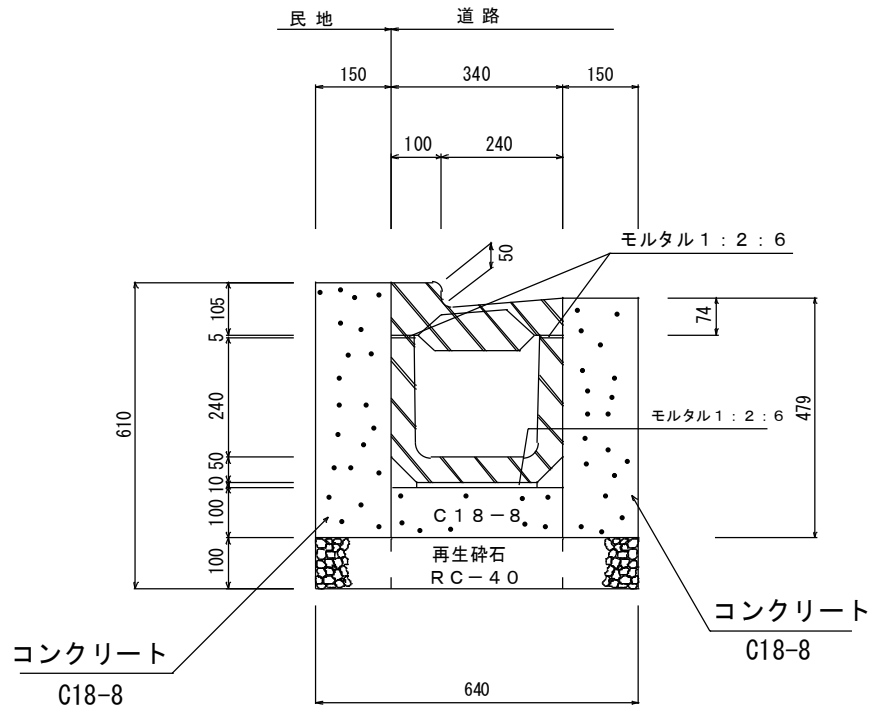


※大型車両の出入口や、店舗・事業所・共同住宅等、車両の出入りが多い出入口の場合使用すること。

L U側溝（補強タイプ）

240用

300A、300B用



(注) U形とL形の重ねは、れんが積み方式とする。

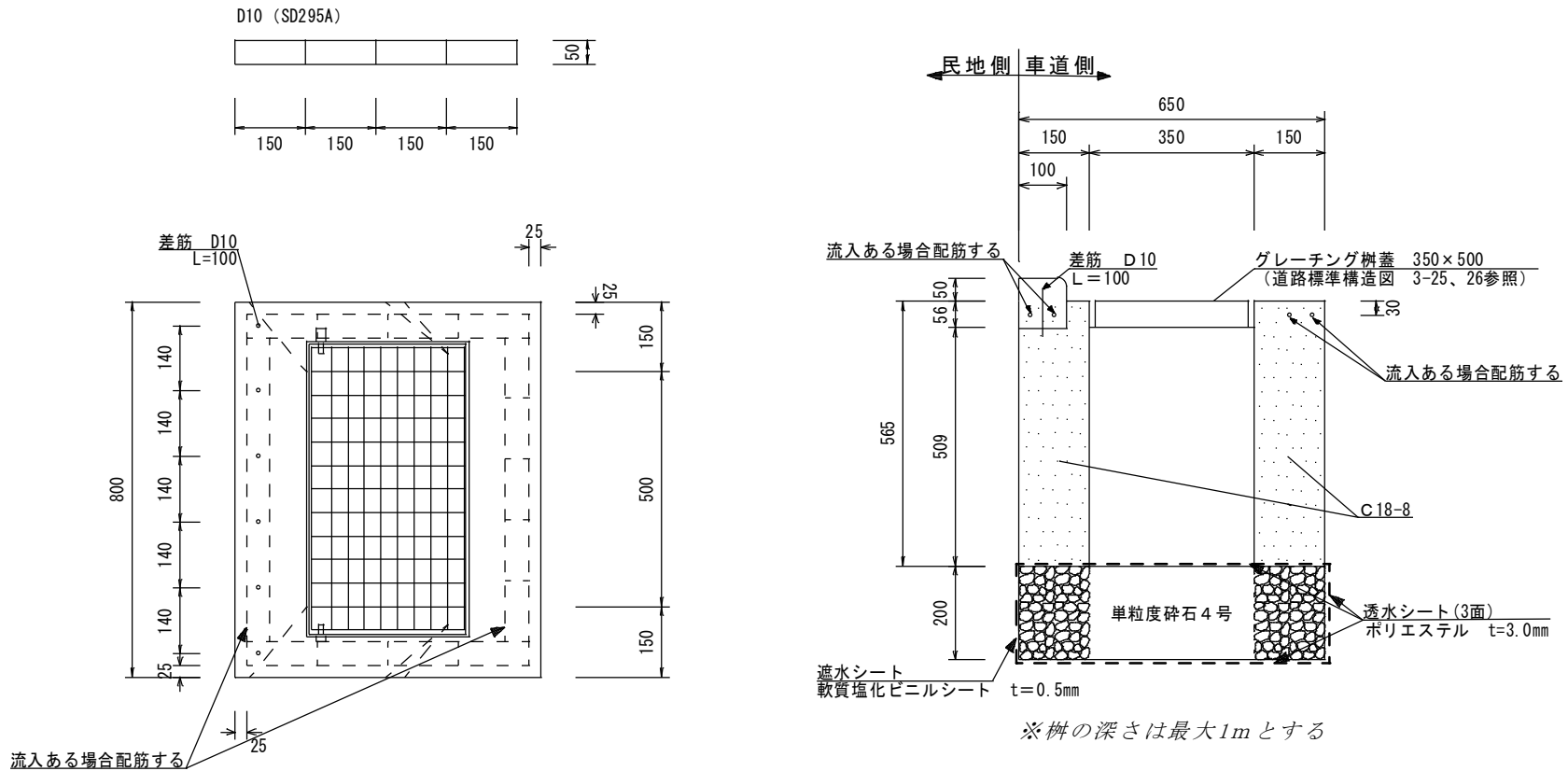
() 寸法は300Bの寸法

標準道路幅員 4.0m~4.5m

標準道路幅員 4.6m以上

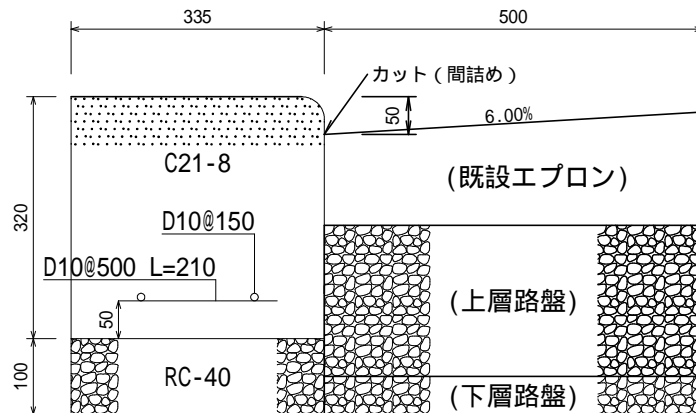
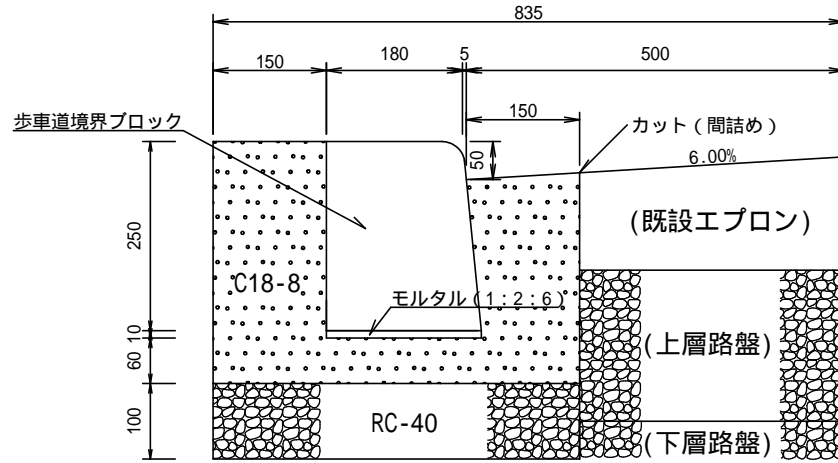
※大型車両の出入口や、店舗・事業所・共同住宅等、車両の出入りが多い出入口の場合使用すること。

現場打浸透枵

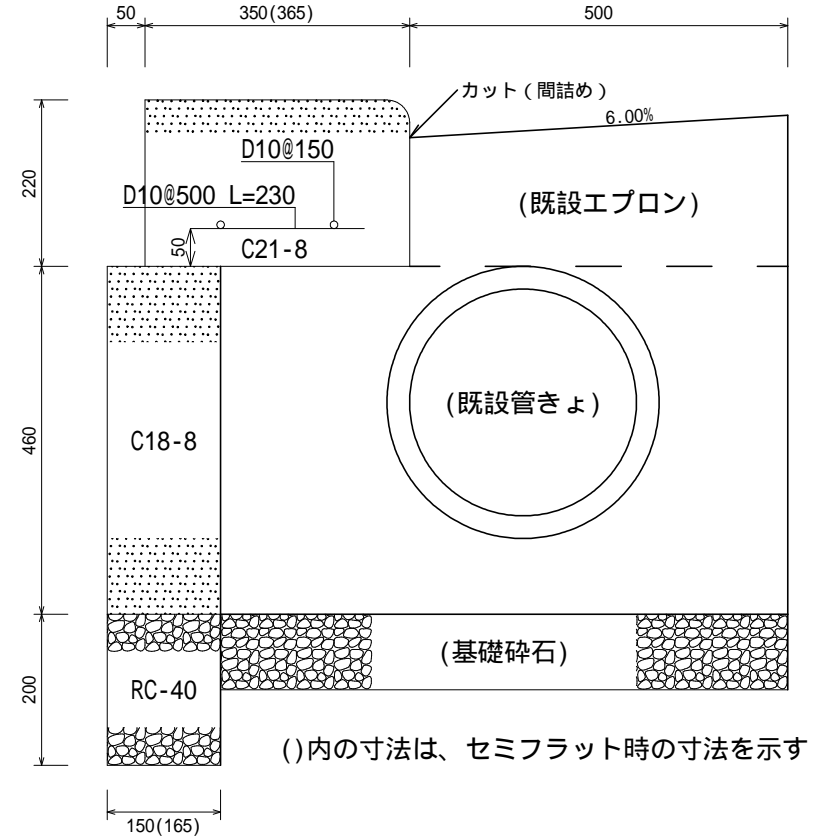


- (注)
- ・グレーチング枵蓋及びコンクリート天端は舗装面及び取付ける製品に勾配を合わせること。
 - ・丘打(工場製作)とする場合は単粒砕石上に敷モルタル(1:2:6) t=20を敷くこと。
 - ・L形肩を一体施工としない場合は、厚み100mm以上とすること。

現場打 L 形側溝 (補強タイプ)



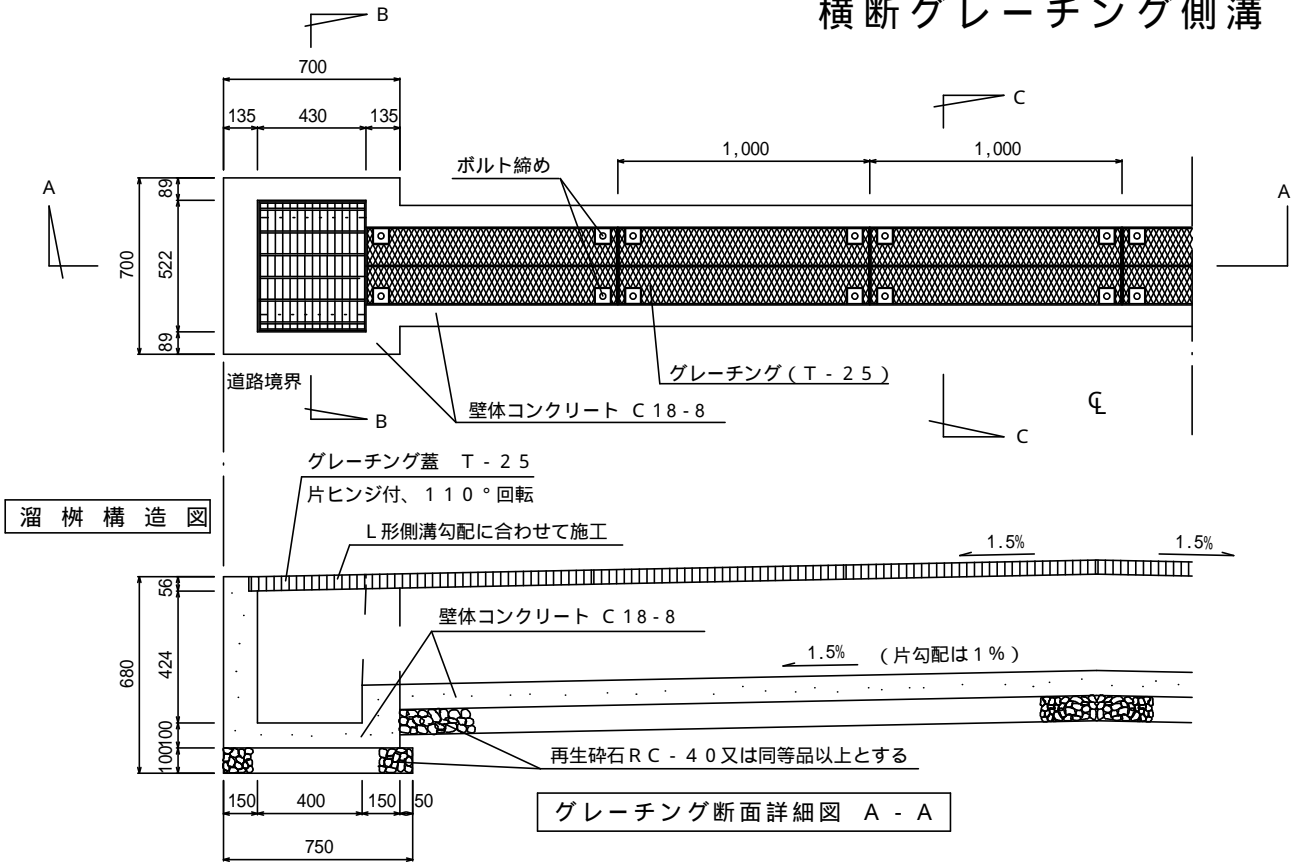
L 形管きょ側溝 (補強タイプ)



()内の寸法は、セミフラット時の寸法を示す

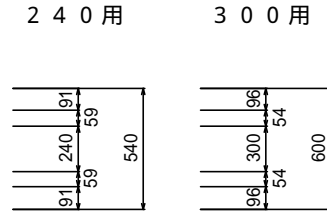
大型車の出入口や、店舗・事務所・共同住宅等、車両の出入りが多い場合使用すること。
アスファルトコンクリート舗装がN6以上の場合、別途道路担当課と協議すること。

横断グレーチング側溝

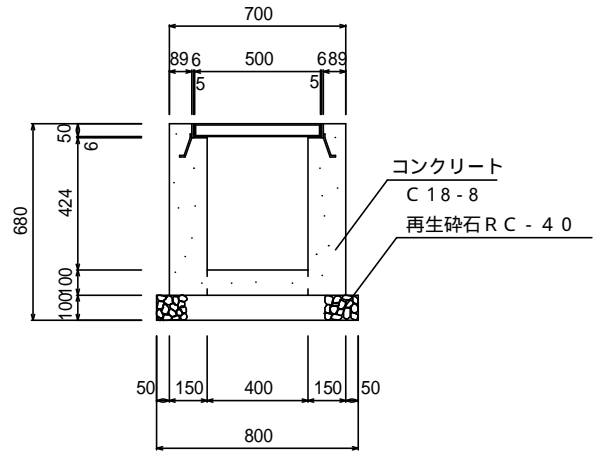


溜桝構造図

グレーチング断面詳細図 A-A

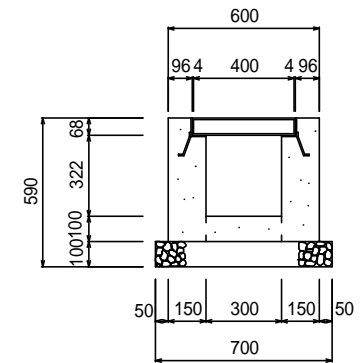
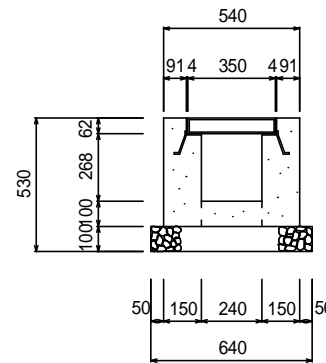


溜ます断面詳細図 B-B



240用 C-C断面

300用 C-C断面

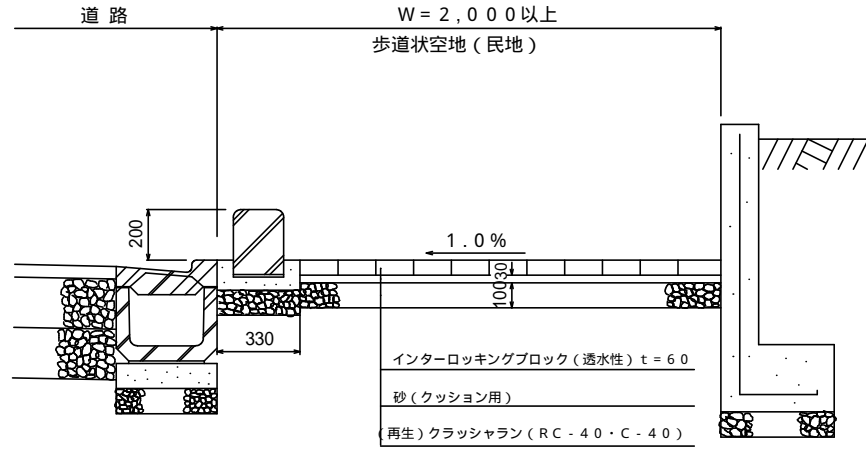


- (注)
- 横断グレーチングは、ユニバーサルデザイン (すべり防止、はまり込み防止等) の製品を使用し、1枚につきボルト4点で固定すること。
 - 受枠とグレーチングの隙間は15mm以下とすること。

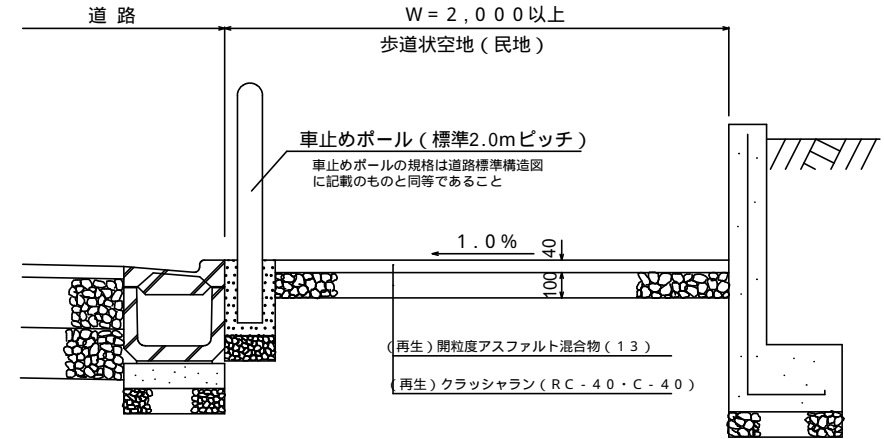
現場状況に応じて、現場打ち溜桝及び二次製品の使用も可能とする。

歩道状空地断面図

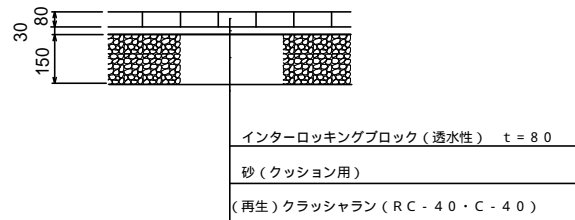
インターロッキングの場合



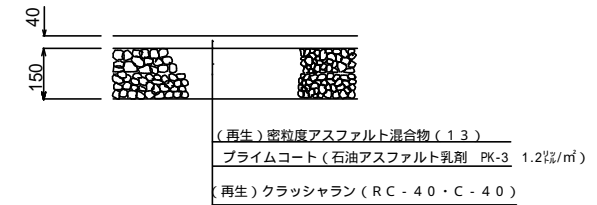
アスファルト舗装の場合



切下げ部 (普通自動車)

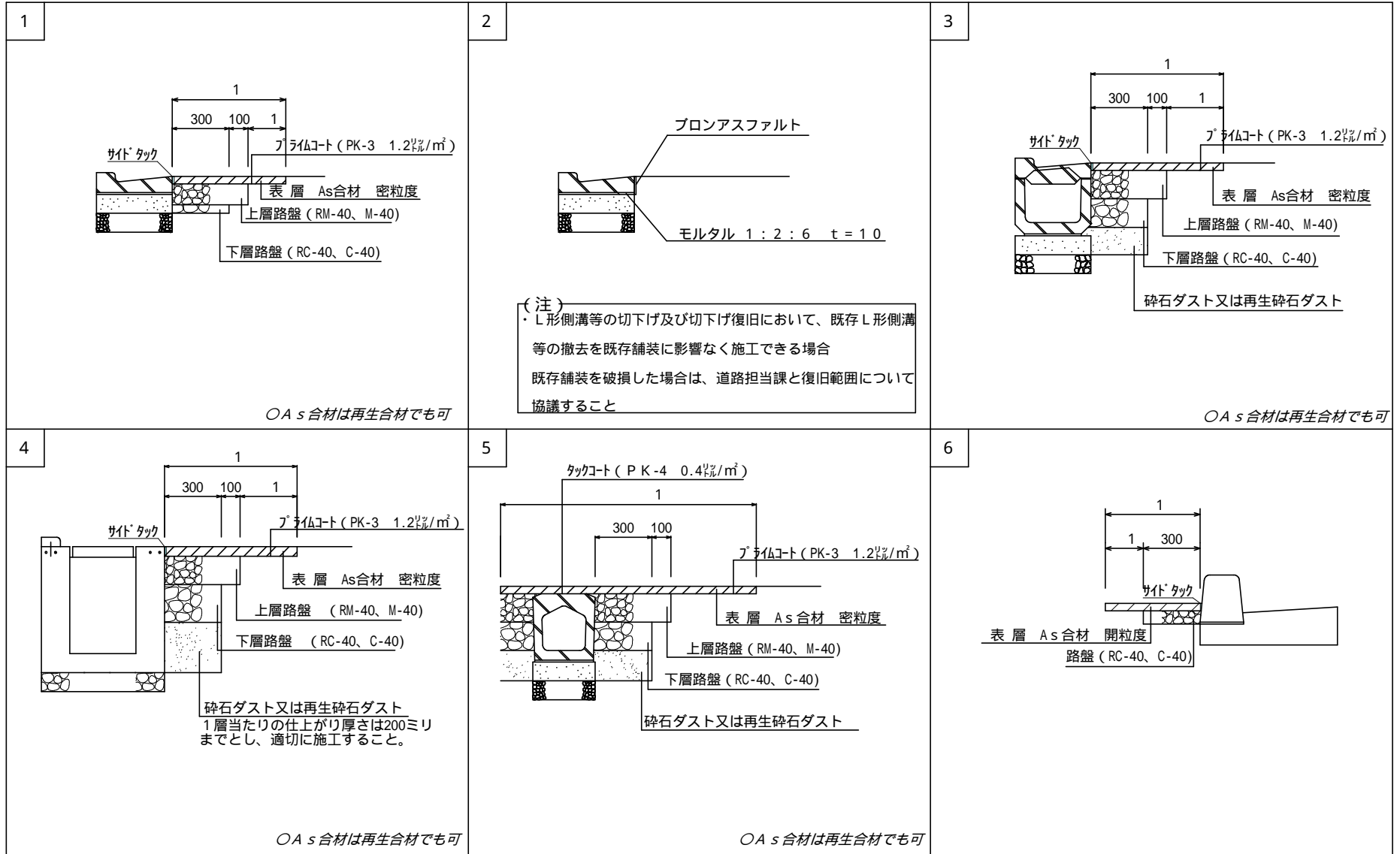


切下げ部 (普通車用)



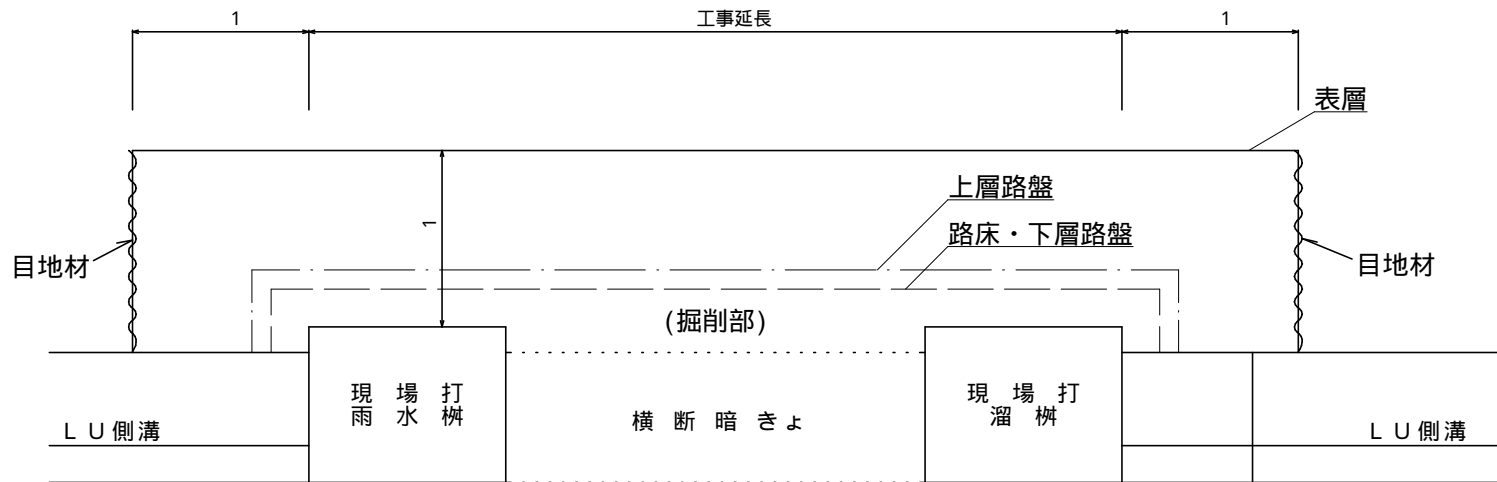
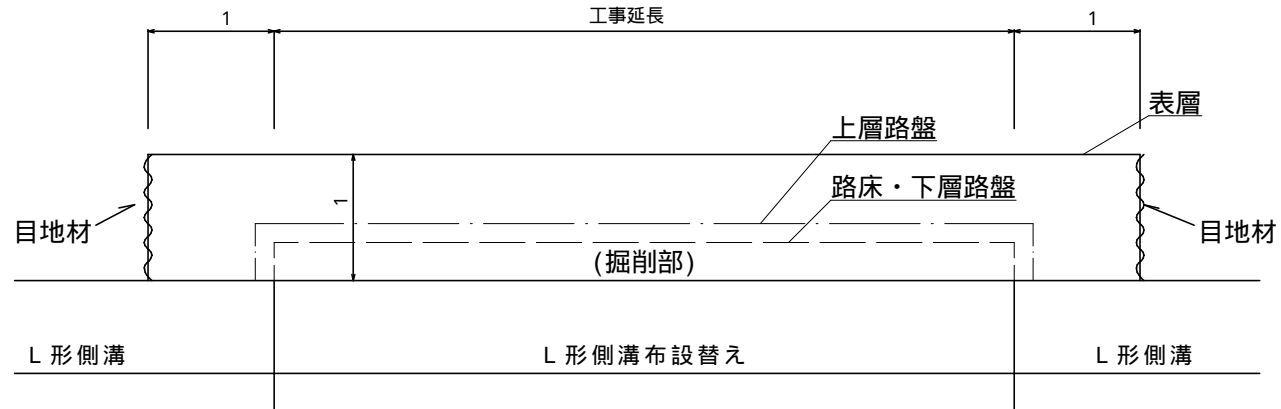
- 歩道の横断勾配は、1%を標準とする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- その他の場合は、市道路標準構造図舗装構成表による
- 歩道状空地の切下げは、車両出入口部は5cmとし、歩道状空地始端部、終端部及び交差点部については歩行者(車椅子)対応として概ね2m間を2cmとする。ただし、始端部、終端部が既設歩道又は隣地歩道状空地と接続する場合はこの限りでない。

摺付け舗装施工図(1)



1 「占用工事に伴う復旧範囲の許可基準・復旧断面図」に基づいて復旧すること。
 交通量の多い道路の路面復旧に伴い騒音や振動等が予想される場合は、別途協議が必要となる。

摺付け舗装施工図（２）



（注）

- ・アスファルトコンクリート舗装復旧がN5以上の場合は別途協議を行うこと。
- ・アスファルトコンクリート舗装復旧範囲の1.2m以内に絶縁線がある場合は、当該絶縁線まで復旧すること。
- ・舗装切断面の横断方向（道路進行方向に対し、横方向）に目地材を挿入すること。

1 占用工事に伴う復旧範囲の許可基準・復旧断面図に基づいて復旧すること。
 交通量の多い道路の路面復旧に伴い騒音や振動等が予想される場合は、別途協議が必要となる。

第4 排水施設

1 雨水処理

(1) 雨水処理

ア 雨水処理の方法

原則、開発区域内での雨水処理は浸透処理とする。

処理の方法、処理量、構造等については、別に定める「雨水調整施設設置基準」及び「雨水浸透施設等設計基準」又は「雨水調整池設計基準」に基づき計画すること。

イ 下水道施設の構造について

公共下水道に接続する場合は、別に定める「相模原市下水道設計指針」及び「下水道標準図」に基づき計画すること。

市に帰属される下水道施設については、下水道標準図に基づき、指定の規格のものを使用し、管理者の明示を行うこと。

(2) 雨水浸透阻害行為

特定都市河川（境川）の流域における雨水浸透阻害行為に該当する場合は別途行為の許可が必要となるので、河川課と協議を行うこと。

2 汚水処理

(1) 汚水処理

ア 汚水処理の方法

汚水処理の方法は、公共下水道、浄化槽又は農業集落排水による処理とすること。

当該開発区域の汚水処理の方法について協議すること。

イ 下水道施設の構造について

公共下水道に接続する場合は、別に定める「相模原市下水道設計指針」及び「下水道標準図」に基づき計画すること。

市に帰属される下水道施設については、下水道標準図に基づき、指定の規格のものを使用し、管理者の明示を行うこと。

ウ 排水設備

敷地内（新設公園等を含む）の排水設備設置については、「排水設備新設等確認申請書」の確認によること。また、工事は市指定下水道工事店によること。

エ 汚水ます（市施工）

市施工により汚水ますを設置する場合は、公共下水道事業計画区域内又は設置する汚水ますが、既設の汚水管きょに直接接続できる場合とする。

設置基数は、相模原市下水道条例施行規則及び相模原市公共汚水ます設置要綱の規定による。

a 相模原市下水道条例施行規則より、開発事業区域面積の 300 m²につき 1 基まで設置可能とする。

b 既存汚水ますがある場合は、それを使用する、しないにかかわらず、設置可能基数から既存汚水ますの基数を減じたものとする。
ますの形状は事前に下水道管理者と協議しなければならない。

3 各種手続

ア 市が管理する下水道へ接続工事を行う場合は、「公共下水道工事施工承認申請書」による承認に加え、申請者管理・帰属の雨水調整池からの放流管を設置する場合は「物件設置許可申請書」による許可を受けなければならない。

イ 下水道法第 9 条の供用開始告示区域外からの汚水を公共下水道へ接続、放流する場合は「公共下水道排水区域外使用許可申請書」による許可を受けなければならない。

ウ 公共汚水ますを市施工とする場合は「公共汚水ます設置申出書」を提出すること。設置にかかる日数は「公共汚水ます設置申出書」の受付から 3 カ月から 4 カ月程度必要となるので、日程を十分調整しなければならない。

エ 施設が道路を占用する場合は、事前に道路管理者と協議し占用の手続を行うこと。

4 図面関係

開発協議図面には、設置する施設等について下水道標準図等を参考にすべて記載すること。

5 その他留意事項

ア 開発区域内の下水道事業に係る次の負担金又は分担金の納付状況について、事前に確認すること。

下水道事業受益者負担金

公共下水道事業受益者分担金

農業集落排水事業分担金

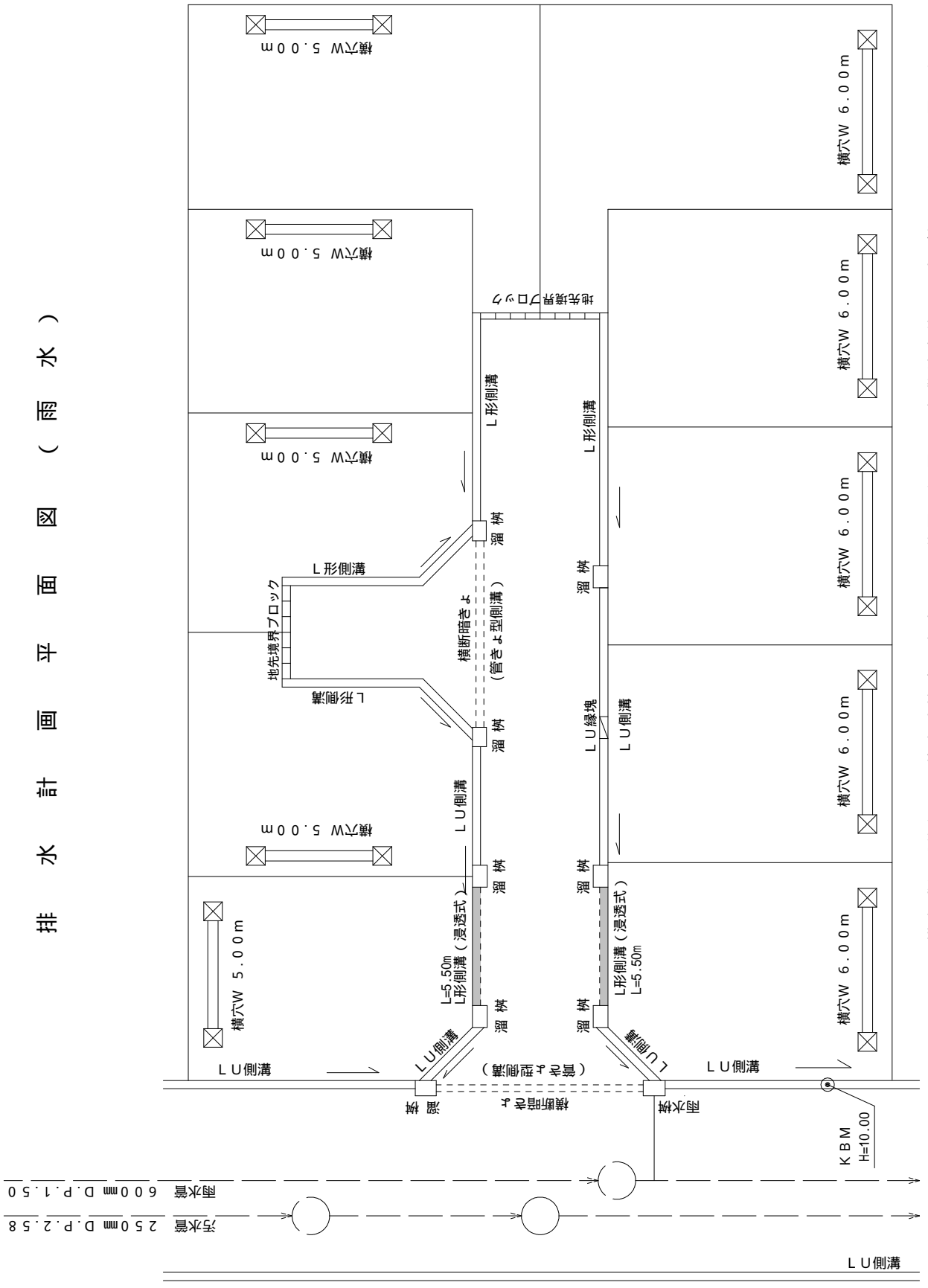
市設置型浄化槽事業受益者分担金

イ 道路、河川、水路等の境界については、事前に確認すること。

ウ 管きょやマンホール等を布設する場合は、事前に占用物件調査を行うものとする。なお、障害物件がある場合は、占用者と協議し支障のないようにすること。

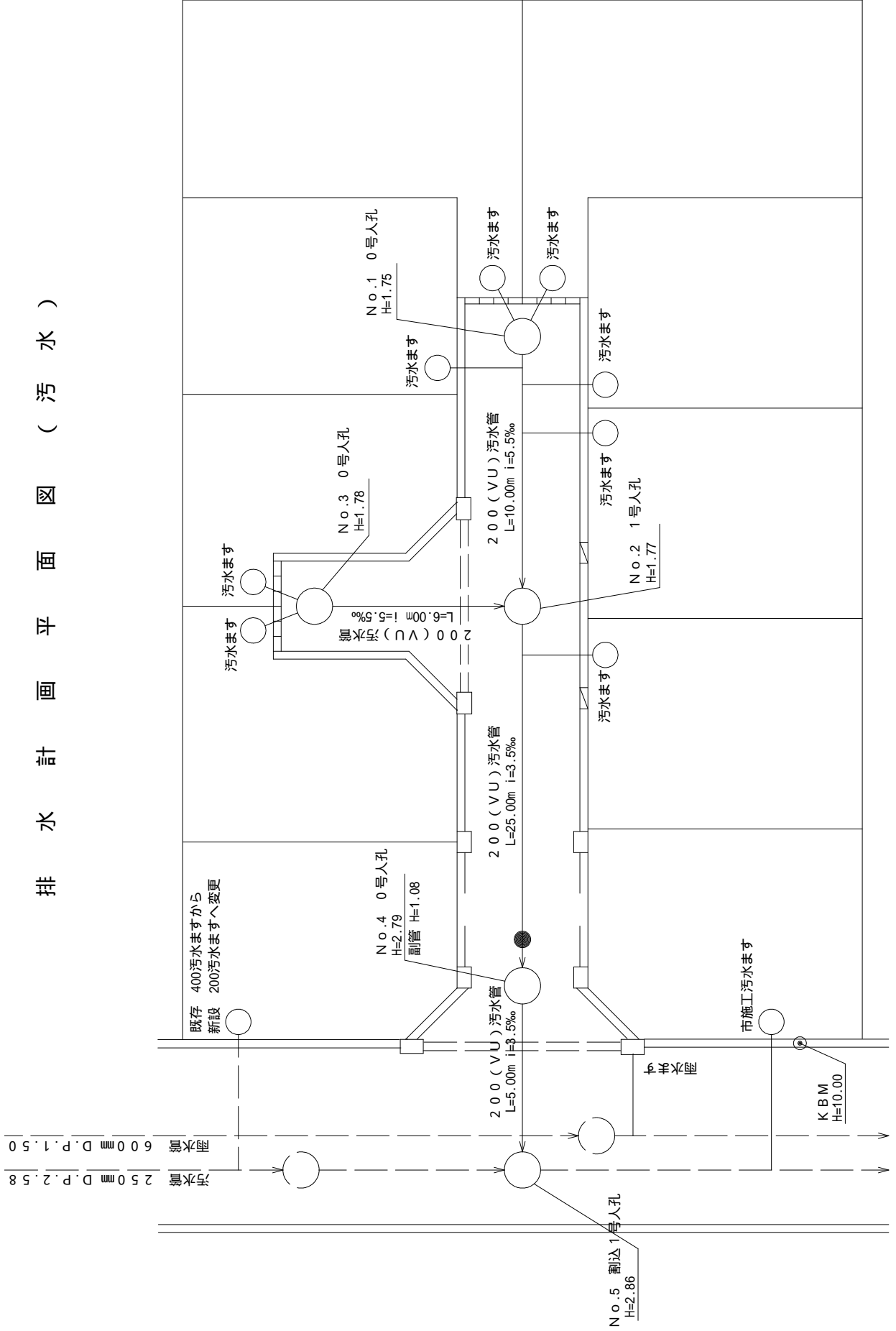
エ その他、この基準に記載のない事項、変更が生じた場合及び詳細は別途協議すること。

排水計画画面図（雨水）



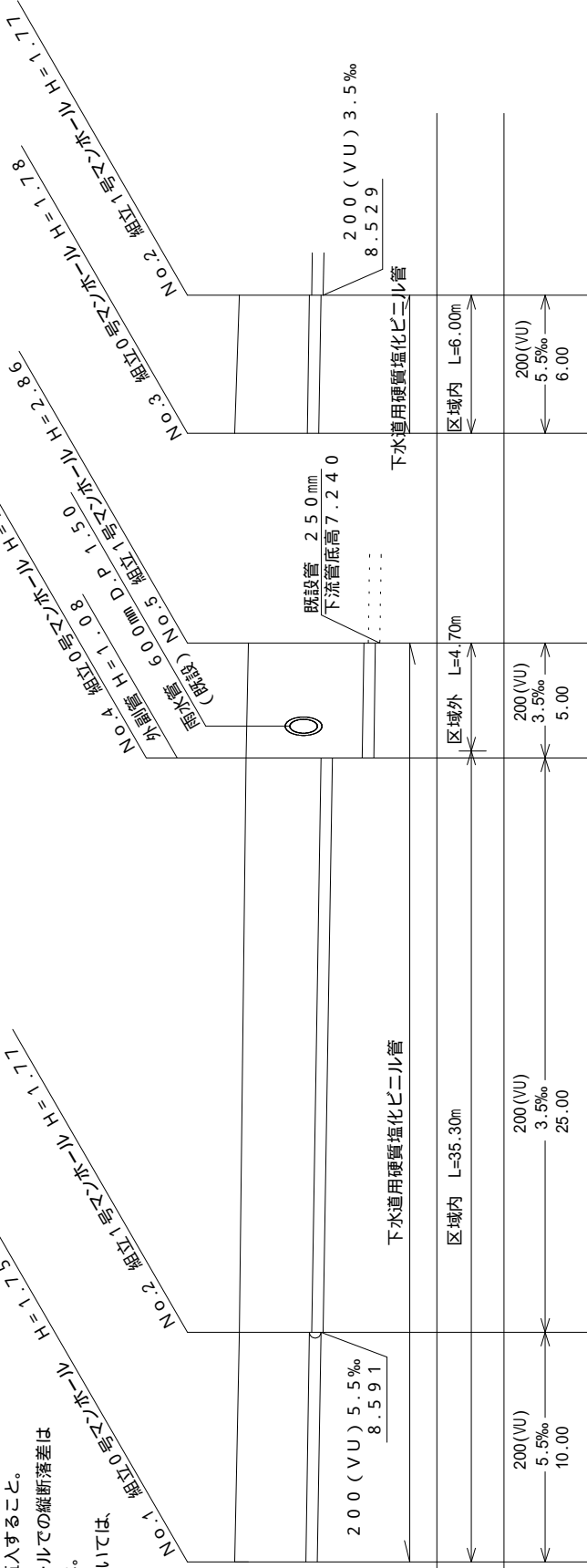
横穴式浸透施設は、将来建築時に支障のない位置に設置し、各敷地全体の雨水が処理できる配置とすること。
 また、やむを得ず撤去する場合は、同等の浸透施設を再設置すること。

排水水計画画面平图（汚水）



排水計画縦断面図（汚水）〔例〕

表示数値については例を参考とし、
表示数値以下を四捨五入すること。
開削工法でのマンホールでの縦断落差は
20mm以上とすること。
支障となる埋設物については、
全て明示し、離隔を
記載すること。



管径 (mm)	管種	管長 (m)	管底高 (m)	管頂高 (m)	管底高 (m)	管頂高 (m)
200(VU)	200(VU)	10.00	8.646	10.00	1.86	0.00
200(VU)	200(VU)	10.30	8.529	10.30	1.82	10.00
200(VU)	200(VU)	1.56	8.591	10.30	1.88	10.00
200(VU)	200(VU)	1.55	8.646	10.40	1.86	0.00
200(VU)	200(VU)	1.56	8.529	10.30	1.82	10.00
200(VU)	200(VU)	1.55	8.441	10.15	1.82	25.00
200(VU)	200(VU)	2.58	7.365	10.15	2.89	25.00
200(VU)	200(VU)	2.54	7.247	10.10	2.86	5.00
200(VU)	200(VU)	2.58	7.240	10.10	2.89	5.00
200(VU)	200(VU)	1.57	8.624	10.40	1.88	0.00
200(VU)	200(VU)	1.50	8.591	10.30	1.82	6.00
200(VU)	200(VU)	1.56	8.529	10.30	1.88	6.00

組立マンホール数量計算表(例)

マンホール番号	内径 cm	マンホール深 m	調整リング		塊												人孔蓋	砕変形防止金具 30mm以上 80mm未満 mm	摘要(荷重区分等)																	
			厚 10cm 個	厚 15cm 個	底版 13cm 個	躯体ブロック 180cm 個	躯体ブロック 150cm 個	躯体ブロック 120cm 個	躯体ブロック 90cm 個	躯体ブロック 60cm 個	直壁 180cm 個	直壁 150cm 個	直壁 120cm 個	直壁 90cm 個	直壁 60cm 個	直壁 30cm 個				斜壁 60cm 個	斜壁 45cm 個	斜壁 30cm 個														
1	75	1.75	1		1					1									1						1								60	T-14		
2	90	1.77		1	1					1										1								1					30	T-14		
3	75	1.78		1	1					1																	1						40	T-14		
4	75	2.79	1		1																					1	1						50	T-14		
5	90	2.86		1	1					1																1	1						70	割込人孔 T-25		

調整リングの高さは10cm~20cmまでとする

第5 公園、自主管理広場及び緑化施設

1. 用語の定義

この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

緑化施設	縁石ブロック等で仕切られ、黒土等の良質土で覆土された樹木等の植栽地をいう。
緑化施設面積	開発事業で設置する緑化施設の面積をいう。
緑化施設率	予定建築物等の敷地面積ごとに占める緑化施設面積の割合をいう。
緑被面積	開発事業で植栽する樹木等が覆う面積で、別表5 - 2により算定した面積をいう。
緑被率	予定建築物等の敷地面積ごとに占める緑被面積の割合をいう。
自主管理広場	開発事業により設置する公園に代わる施設で、個人又は団体が所有及び管理する広場をいう。
生垣	高さのほぼ均一な樹木に丸太、竹、杭等の補助材料を用いて、お互いに葉が触れ合う程度に列植した垣根のことで、延長が3 m以上あり、植栽本数が1 mにつき2本又は3本を基本とする。

2. 配置等

(1) 公園及び自主管理広場の配置については、次の各号に定めるものを基準とする。

公道に接し、開発事業区域の周辺状況を勘案する等、想定される利用者の有効な利用が確保される位置であるとともに、災害時の避難場所としての効用を備えているものとする。

平坦な土地であるとともに、正方形等まとまりのある整形な土地とし、著しく狭長、屈曲のある形であってはならないものとする。

日照が十分確保できる位置であるとともに、高圧送電線下の土地に配置しないよう努めるものとする。

土砂の流入、法面及び石積等の崩壊並びに排水不良等が生じないように公園、自主管理広場内外の排水施設等を完備するものとする。

(2) 緑化施設の配置については、次の各号に定めるものを基準とする。

周辺環境や景観等に配慮し、接道部の緑化を考慮した配置に努めるものとする。

植栽の生育環境を確保するため、日照や雨水の供給等を考慮した上で、緑化施設を配置するよう努めるものとする。

原則として、縁石ブロック等で仕切るものとする。ただし、土地利用計画、困難もしくは適当でない場合は、協議の上、省略することができ

る。

法面に配置する場合には、法面の勾配（傾斜角度）は30度以下とするものとする。

緑化施設の幅及び土壌厚については、植栽の樹高等に応じて十分な生育環境が保持できるよう確保するものとする。

緑化施設は、原則として、条例で定める予定建築物等や他の公共施設等と兼ねることができないものとする。

緑化施設は地上部に配置することを原則とするが、近隣商業地域及び商業地域は、予定建築物等の敷地面積の5%までを屋上に設置することができるものとする。

屋上に設置する場合には、原則として、適正な維持管理を行えるよう給水設備及び昇降設備を設置するものとする。あわせて、安全対策として転落防止柵を設置するものとする。

- (3) 予定建築物等の敷地面積が、整備しなければならない緑化施設率の異なる2以上の区域又は地域にわたる場合は、それぞれの区域又は地域に属する敷地の部分の面積の加重平均により、整備しなければならない緑化施設率を決定するものとする。
- (4) 他の法令等により、敷地の利用制限や用途制限がある場合については、別途協議するものとする。

3. 公園施設

設置する公園施設は、公園利用者に適したものとし、別表5-1を標準とする。なお、施設の設置位置については、別途協議するものとする。

4. 公園、自主管理広場及び緑化施設の構造

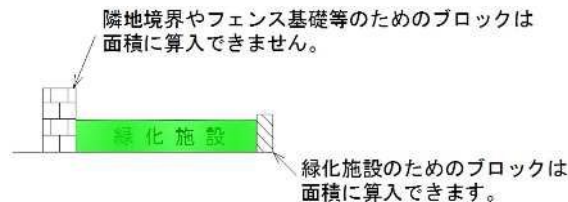
公園、自主管理広場及び緑化施設の構造については、別図（P72～P91）を標準とする。

5. 緑化施設における植栽等基準

- (1) 植栽については、覆土（黒土などの良質土）が樹木等で覆われ、周辺環境との調和を図り、良好な生育状況が保持できるようバランスよく植栽するものとし、植栽後も適正に維持管理を行うものとする。
- (2) 植栽する樹木については、植栽後も別表5-2の樹高を保持し、必要に応じて支柱等を設けるなど、良好に育成及び管理するよう努めるものとする。
- (3) 景観等を目的として緑化施設内にウッドチップ、玉砂利、防草シート等を使用する場合には、樹木等の生育が妨げられない範囲とするものとし、緑化施設植栽計画平面図に明記するものとする。
- (4) 地被類を植栽する場合は、原則として植栽範囲の全てを被覆するよう植栽するものとする。なお、芝を植栽する場合は、主に張芝を用いるものとする。

6. 緑化施設面積の基準

- (1) 緑化施設面積は、緑化施設の水平投影面積とするものとする。
- (2) 緑化施設のための縁石ブロックは、緑化施設的面積に含めることができるものとする。
- (3) 開発事業区域界として設置される隣地境界ブロック塀、フェンス基礎等の緑化施設を仕切る目的以外の構造物は、緑化施設的面積に含めないものとする。
- (4) 駐車場及び壁面の緑化は、原則として緑化施設的面積に含めないものとする。
- (5) 緑化施設内に1箇所当り0.25㎡以上の構造物がある場合は、緑化施設面積から控除するものとする。(汚水・雨水桝、看板、露出したコンクリート基礎、室外機等)
- (6) 予定建築物等の屋根や庇、雨樋等の下は、緑化施設面積から控除するものとする。
- (7) 既存樹林地を保存し、緑化施設とする場合は、樹林地の外観、樹林地内の現況写真及び航空写真等による樹冠状況などの資料を提出の上、良好な樹林地と判断できるものは、既存樹林地の範囲を緑化施設面積として算入することができるものとする。また、既存樹林地内における園路等、緑化施設の有効な利活用が認められるものについても、協議の上、緑化施設面積として算入できるものとする。



7. 緑被面積の基準

- (1) 緑被面積は、植栽する樹木等の種別に応じて、別表5-2により算出し、別表5-3により集計するものとする。
- (2) 緑被面積は、緑化施設面積以上となるよう、植栽を確保するものとする。
- (3) 地被類面積を緑被面積として算入する際は、近隣商業地域及び商業地域における屋上に設置する地被類の緑被面積を除き、緑化施設面積の20%を上限とする。
- (4) 既存樹木を保存し、植栽の一部とする場合は、生育状況や樹高等がわかる写真を提出し、協議の上、緑被面積として算出することができるものとする。
- (5) 既存樹林地を保存し、緑化施設とする場合は、樹林地の外観、樹林地内の現況写真及び航空写真等による樹冠状況などの資料を提出の上、良好な樹林地と判断できるものは、既存樹林地の範囲を緑被面積として算入することができるものとする。また、既存樹林地内における園路等、緑化施設の有効な利活用が認められるものについても、協議の上、緑被面積として算入できる

ものとする。

8. 協議における提出図面

協議においては、次の(1)～(5)までの図面を、必要に応じて提出するものとする。

- (1) 土地利用計画図
- (2) 公園計画平面図、自主管理広場計画平面図
- (3) 施設求積図(公園、自主管理広場、緑化施設)
- (4) 緑化施設植栽計画平面図
- (5) 施設構造図

9. 提出図面の作成方法

(1) 土地利用計画図

施設求積図に合致した公園、自主管理広場、緑化施設を明記するものとする。

緑化施設については、緑色で着色するものとする。

(2) 公園計画平面図、自主管理広場計画平面図

別図の提供公園標準図、自主管理広場標準図を参考に作成するものとする。

(3) 施設求積図(公園、自主管理広場、緑化施設)

位置求積図の縮尺は、1:100～1:250程度とするものとする。
求積方法は、三斜求積、座標求積のいずれかとし、必ず外周寸法を明記するものとする。ただし、三斜求積、座標求積によりがたい場合は、協議の上、CAD求積とすることができるものとする。

求積は、水平投影面積とするものとする。

緑化施設内に1箇所当り0.25㎡以上の構造物がある場合は、その控除面積を明記するものとする。

緑化施設率については、次の計算式により算定し、明記するものとする。

$$\text{緑化施設率} = \frac{\text{緑化施設面積}(\text{m}^2)}{\text{予定建築物等の敷地面積}(\text{m}^2)} \times 100 = \quad . \quad \% \\ \text{(小数点第3位以下切捨て)}$$

(4) 緑化施設植栽計画平面図

樹木等の種別ごとに植栽の配置を図示するものとする。

別表5-2及び別表5-3を参考に緑被面積を算出する表を明記するものとする。

地被類面積を緑被面積として算入する際は、求積図等を明記し、併せて緑化施設面積の20%以内であることを明記するものとする。

既存樹木もしくは既存樹林地を保存し、緑被面積として算出する場合は、既存樹木もしくは既存樹林地であることを明記するものとする。

緑被率については、次の計算式により算定し、明記するものとする。

$$\text{緑被率} = \frac{\text{緑被面積}(\text{m}^2)}{\text{予定建築物等の敷地面積}(\text{m}^2)} \times 100 = \quad . \quad \%$$

(小数点第3位以下切捨て)

(5) 施設構造図

本基準に記載する構造以外のものを使用する場合は、別途、構造図を提出するものとし、縮尺は、1:10～1:100程度とするものとする。
 屋上緑化を設置する場合は、屋上緑化施設の構造図等を提出するものとする。

10. 開発事業完了時における提出図面

開発事業完了時においては、現地を確認した上で開発事業完了検査前に完了平面図、公園又は自主管理広場完了平面図、完了求積図(公園、自主管理広場、緑化施設)、植栽完了平面図、完了写真(施設及び植栽状況等が確認できるもの)を提出するものとする。

11. その他

条例及び本基準によりがたいもの又は定めのないものについては、市長と開発者が協議して定めるものとする。

別表5 - 1 公園施設標準表

施設面積	園路広場	遊具施設	修景施設	休養施設	管理施設
90 m ² 以上 200 m ² 未満	砂舗装 浸透性排水 施設	リンク遊具 2基 小型滑り台 1基	灌木・中木中心 植栽の配置及 び、面積につい ては、別途協議す ること。	ベンチ 2基	メッシュフェンス 出入口 2箇所以上 園名石又は、園名板1箇所 車止め(可動式) 園内灯
200 m ² 以上 300 m ² 未満	砂舗装 浸透性排水 施設	リンク遊具 2基 砂場 1箇所 複合遊具 1基 (滑り台)	灌木・中木中心 植栽の配置及 び、面積につい ては、別途協議す ること。	ベンチ 3基	メッシュフェンス 出入口 2箇所以上 園名石又は、園名板1箇所 車止め(可動式) 水飲み場 1基 園内灯
300 m ² 以上 500 m ² 未満	砂舗装 浸透性排水 施設	リンク遊具 2基 砂場 1箇所 2連鉄棒 1基 複合遊具 1基 (滑り台 その他1機能)	灌木・中木中心 植栽の配置及 び、面積につい ては、別途協議す ること。	ベンチ 4基	メッシュフェンス 出入口 2箇所以上 園名石又は、園名板1箇所 車止め(可動式) 水飲み場 1基 園内灯
500 m ² 以上 700 m ² 未満	砂舗装 浸透性排水 施設	リンク遊具 2基 砂場 1箇所 3連鉄棒 1基 複合遊具 1基 (滑り台 その他2機能)	灌木・中木中心 植栽の配置及 び、面積につい ては、別途協議す ること。	ベンチ 5基	メッシュフェンス 出入口 2箇所以上 園名石又は、園名板1箇所 車止め(可動式) 水飲み場 1基 園内灯
700 m ² 以上 1000 m ² 未満	砂舗装 浸透性排水 施設	リンク遊具 2基 砂場 1箇所 3連鉄棒 1基 複合遊具 1基 (滑り台 その他3機能)	灌木・中木中心 植栽の配置及 び、面積につい ては、別途協議す ること。	ベンチ 6基 パーゴラ又 は、シェルタ ー 1基	メッシュフェンス 出入口 2箇所以上 園名石又は、園名板1箇所 車止め(可動式) 水飲み場 1基 園内灯
1000 m ² 以上	別途協議	別途協議	別途協議	別途協議	別途協議

施設の寸法、材質、基礎構造等については、メーカー指定に準拠し、管理者と協議すること。

遊具等の施設については、(一社)日本公園施設業協会の賠償責任保険若しくはそれ同等の賠償責任保険に加入した製品とし、原則として、遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4 及び都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)に準拠した製品とする。

複合遊具のその他機能とは、雲梯等の登る、降りる、くぐる等の機能を備えた安全な遊具をいう。

(砂場・鉄棒は、その他機能として扱わない。)

遊具施設等については、支柱地際部の防腐対策を実施すること。

園内灯はLED照明とし、人の通行が想定される広場においては、平均水平面照度 3 lx 以上を確保すること。

浸透性排水施設の構造は、雨水調整施設設置基準に基づき設置すること。

植栽樹木等が引き渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えること。

都市公園移動等円滑化基準等については相模原市都市公園条例第2条の4(昭和45年相模原市条例第11号)によること。

制礼版については、施設面積にかかわらず設置すること。

別表5 - 2 緑被面積基準表

樹木等の種別	樹高	緑被面積	植栽樹木の例
大径木	5.0m以上	樹木1本あたり 12 m ²	メタセコイア、ヒマラヤスギ、 ヒバ類、ケヤキ、サクラ、カエデ 類、ヤマボウシ、カシ類、 クスノキ、ヤマモモ等
高木	3.0m以上 5.0m未満	樹木1本あたり 7 m ²	コニファー類、ハナミズキ、 ヒメシャラ、キンモクセイ、 ソヨゴ、サカキ等
中木	1.2m以上 3.0m未満	樹木1本あたり 3 m ²	ツツジ類、アジサイ、コデマリ等
低木	0.2m以上 1.2m未満	樹木1本あたり 0.25 m ²	ベニカナメモチ（西洋）、ヒイラ ギモクセイ、ツゲ類等
生垣	-	延長1mあたり 1 m ²	芝、リュウノヒゲ、ツタ、笹等
地被類	-	植栽面積1 m ² あたり 1 m ²	

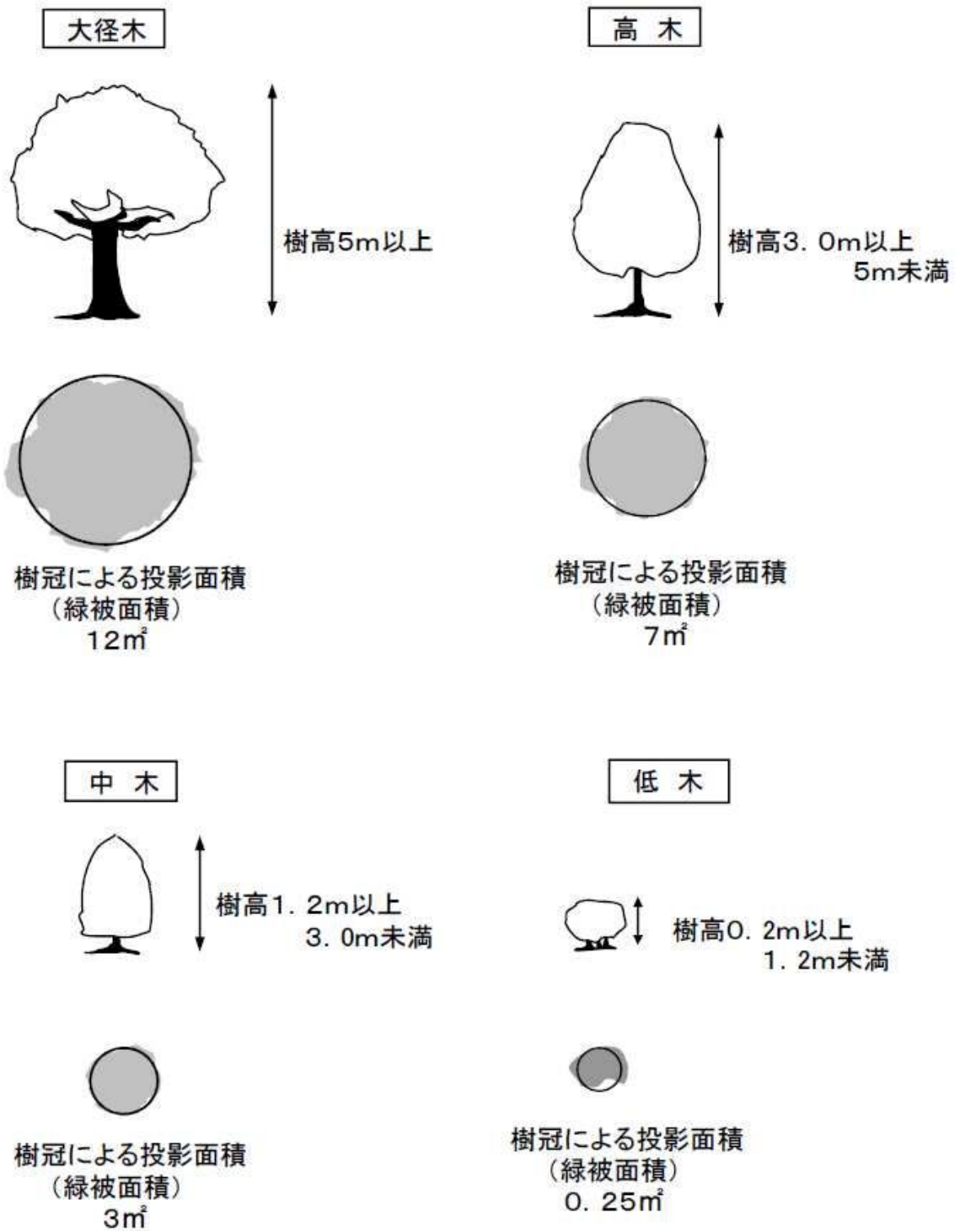
樹木等の種別は「樹高」によること。

別表5 - 3 緑被集計表（例）

樹木等の種別	樹高	樹種	凡例	本数	緑被面積
大径木	5.0m以上			本	× 12 m ² = m ²
				本	
	小計			本	
高木	3.0m以上 5.0m未満			本	× 7 m ² = m ²
				本	
	小計			本	
中木	1.2m以上 3.0m未満			本	× 3 m ² = m ²
				本	
	小計			本	
低木	0.2m以上 1.2m未満			本	× 0.25 m ² = m ²
				本	
	小計			本	
生垣	-			m	× 1 m ² = m ²
地被類	-			m ²	m ² (地被類設置面積)
合計				本	m ²

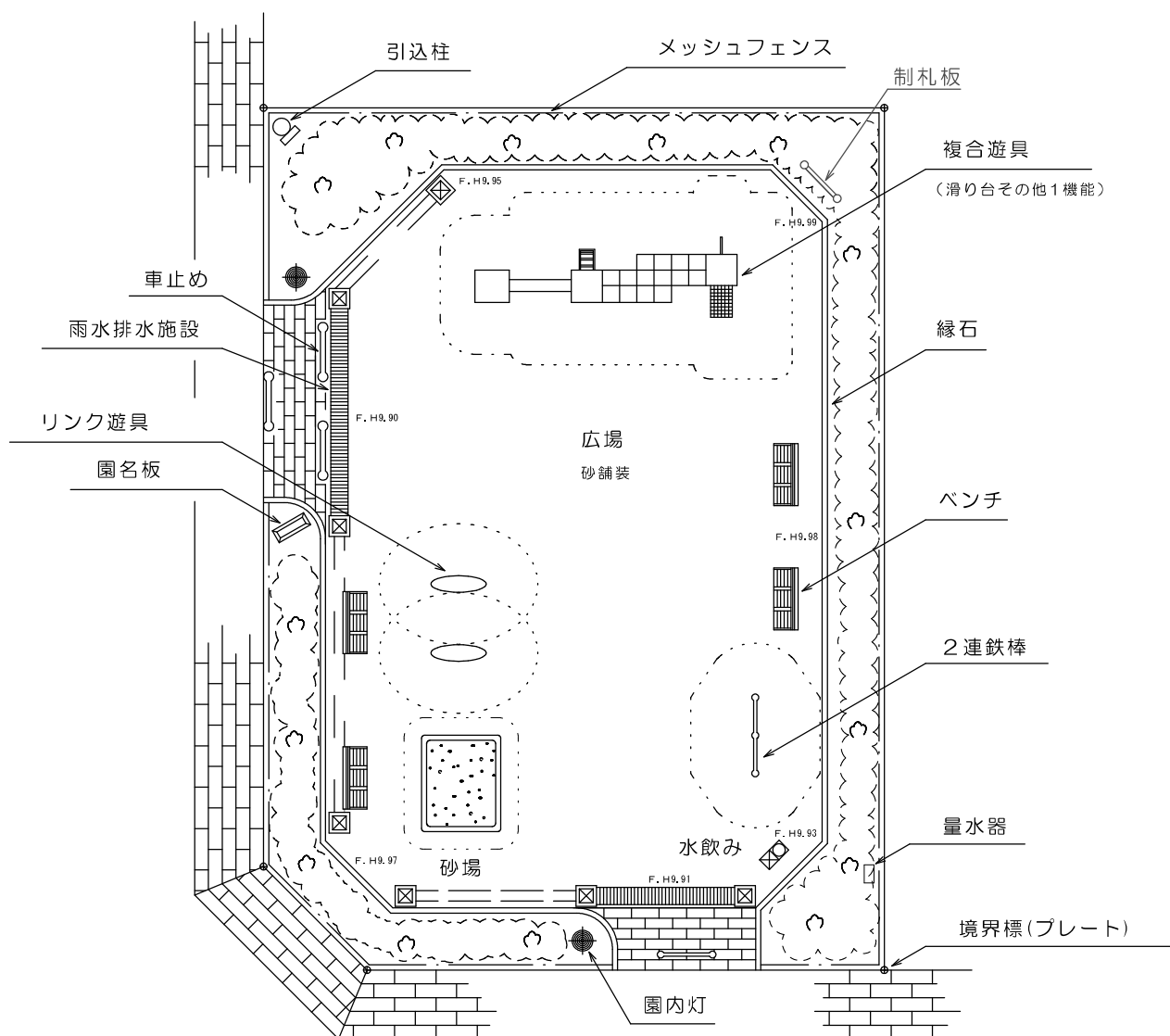
上表を参考にし、緑化施設植栽計画平面図内に明記すること。

参考図



提供公園標準図

例：300㎡以上500㎡未満



※原則として、公園の出入口を民地側に設けないこと。

※園路広場については、高さ及び勾配を記入すること。

※遊戯施設の設置位置等については、遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2014）及び都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）を遵守すること。

※出入口のうち1箇所以上は、管理用車両が進入できる構造とすること。

※砂場を設置する場合は、公園の規模にかかわらず水飲みを設置すること。

※公園面積1㎡当りに対し、0.03㎡以上の浸透性排水施設を設置すること。

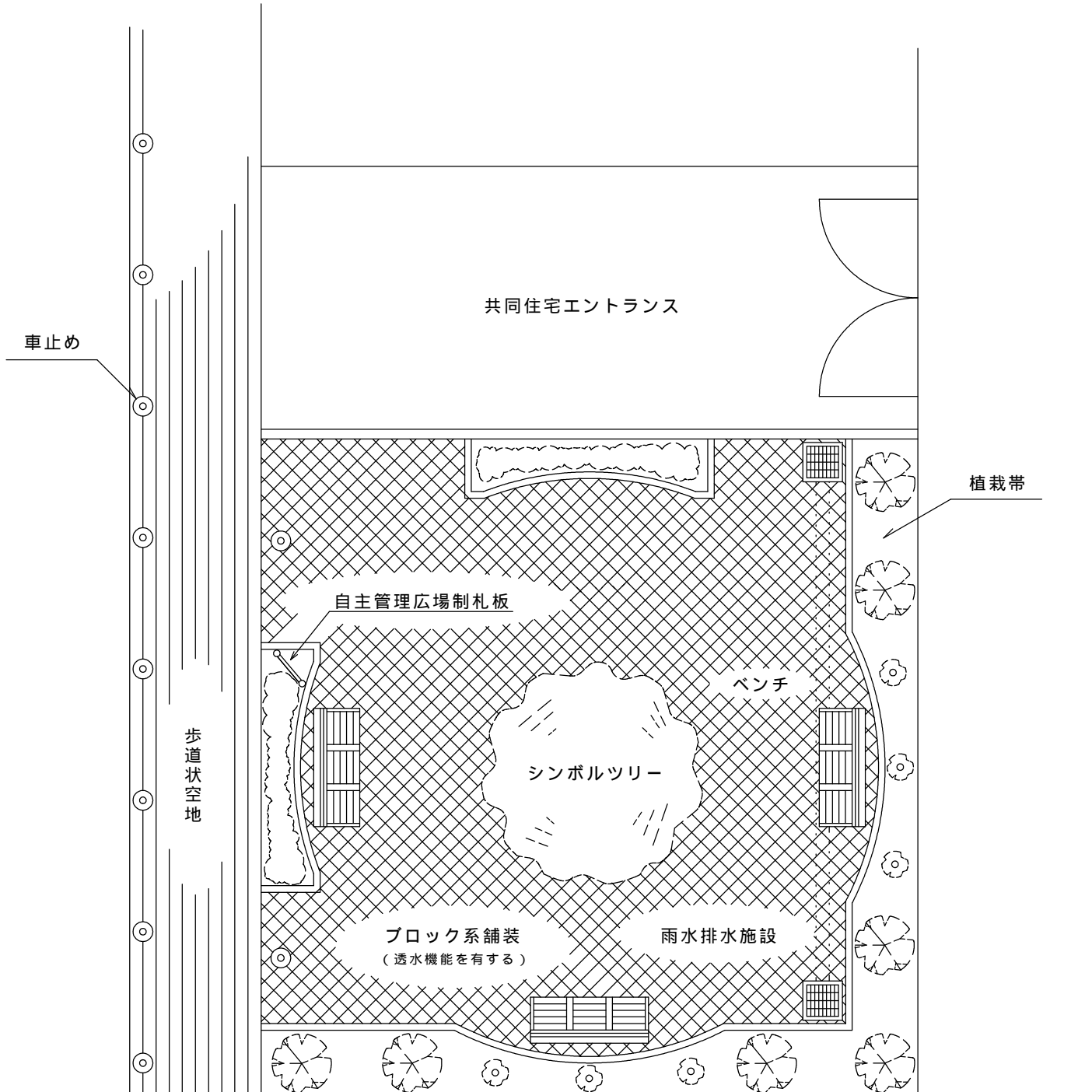
※公園外への土砂流出防止策を施すること。

※道路側外周部植栽については、公園内の見通しの確保、民地への枝の張り出し等に配慮し、樹種、樹高等を決定すること。

※施設の設置位置は、公園利用者の動線上にならないように注意すること。

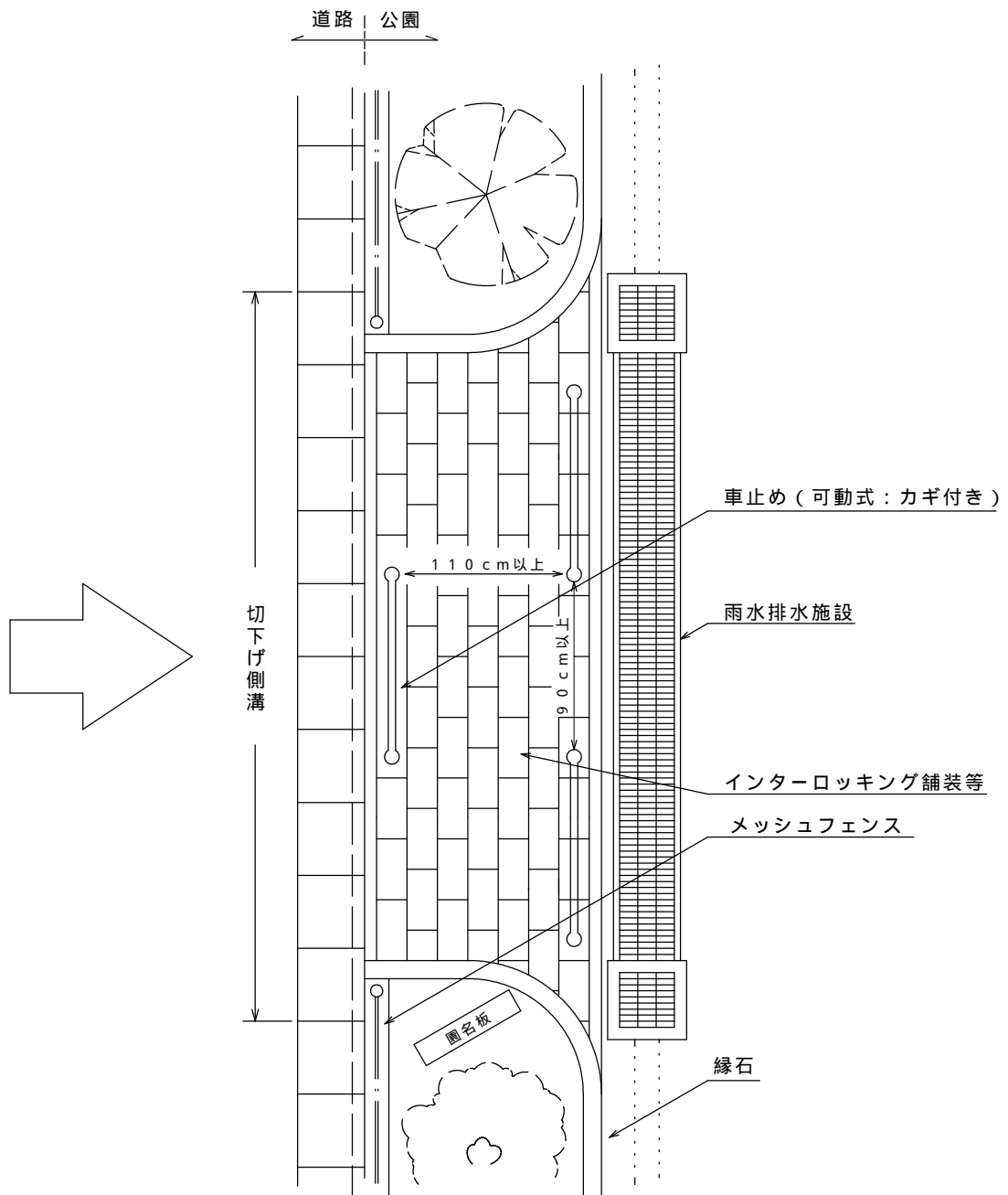
※遊具等の設置向きについては、管理者と協議のうえ決定すること。

自主管理広場標準図



自主管理広場の設置位置はエントランスを避けること。
自主管理広場の前面部分の歩道状空地は自主管理広場を含むことができる。
施設の設置位置は、広場利用者の動線上にならないように注意すること。

公園出入口部詳細図（標準）



出入口部については、車両用3.5m以上、歩行者用1.5m以上開口すること。

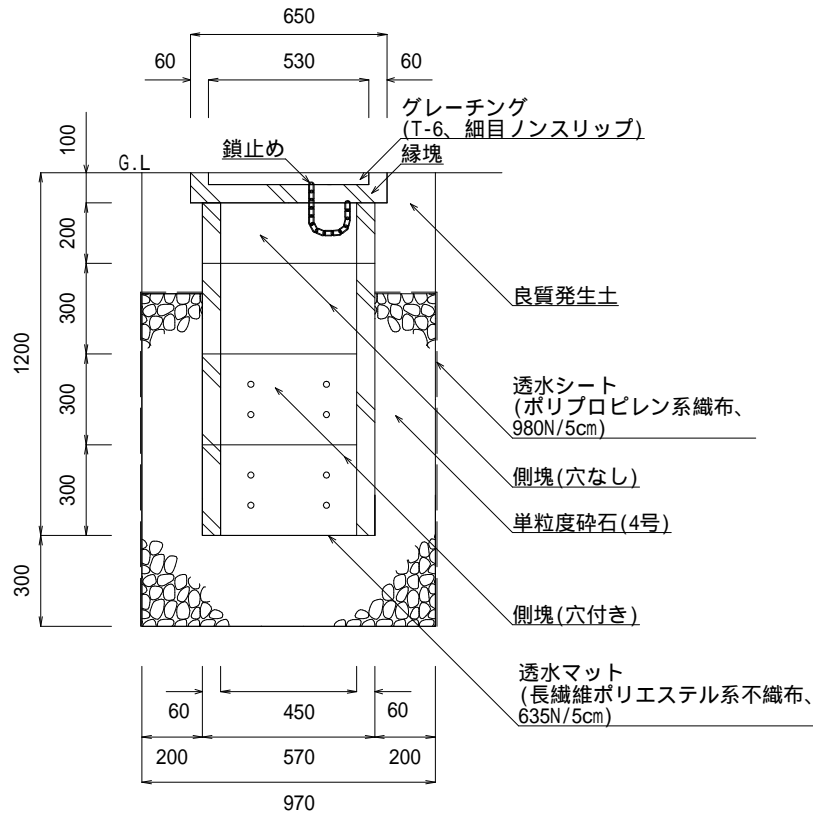
切下げ側溝は2cmとすること。

公道に面する入口のうち少なくとも1箇所は管理用車両（4t車相当）が出入できるように、車止めは可動式とすること。

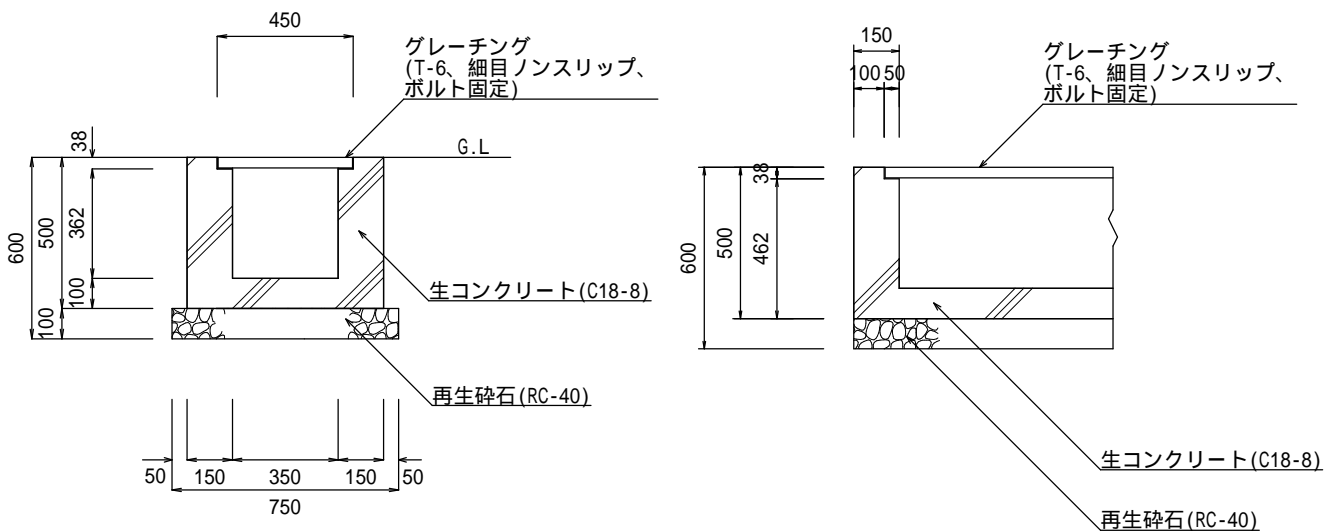
車止めのカギの種類は管理者と協議すること。

浸透排水施設については、雨水浸透施設等設計基準の「横穴式浸透施設設置標準構造図」を参照すること。
 なお「側面から浸透する構造の雨水浸透枳」については下記のとおりとする。

浸透枳

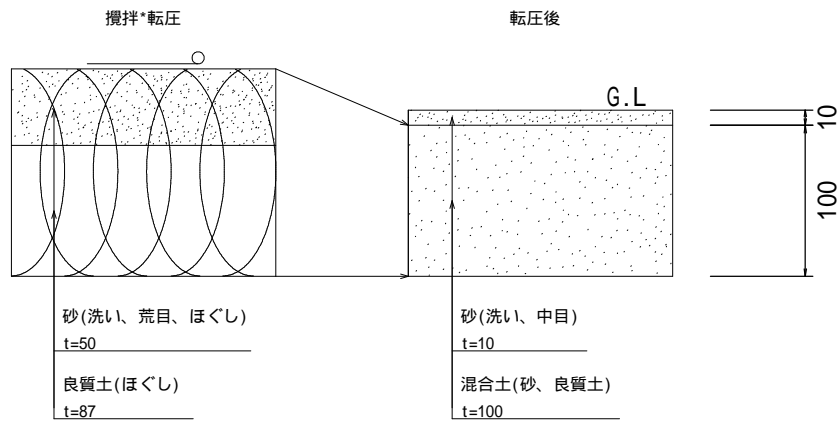


現場打側溝



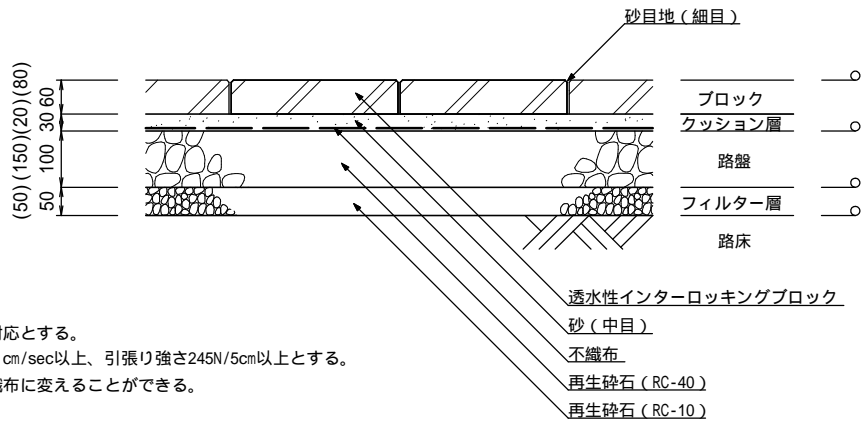
枳及び側溝のグレーチングの耐圧について、現場状況により適切に設定すること。

砂舗装



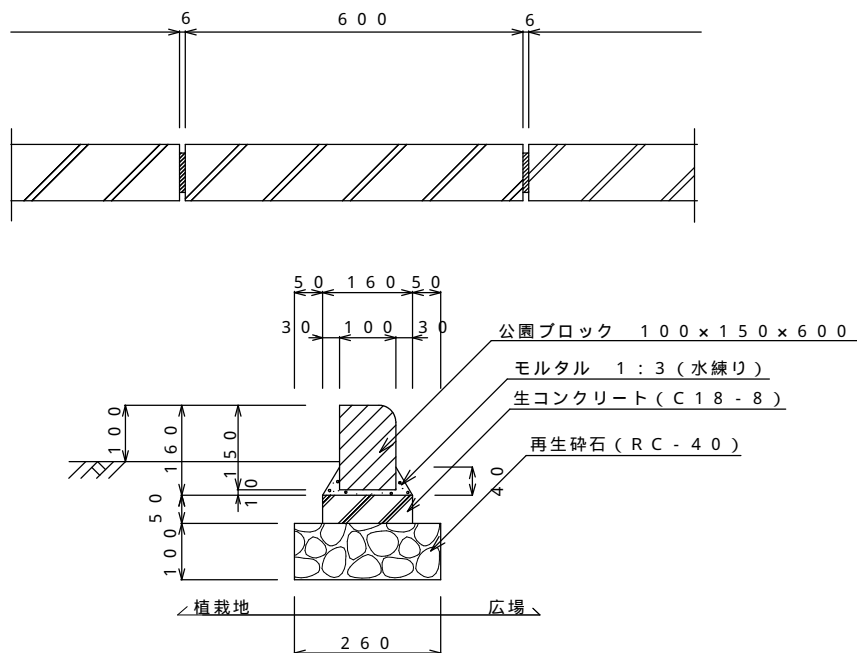
砂と良質土の混合比率(容積比)は2:3を標準とし、均一に攪拌するものとする。攪拌は3回を標準とする。

インターロッキング舗装(透水性)



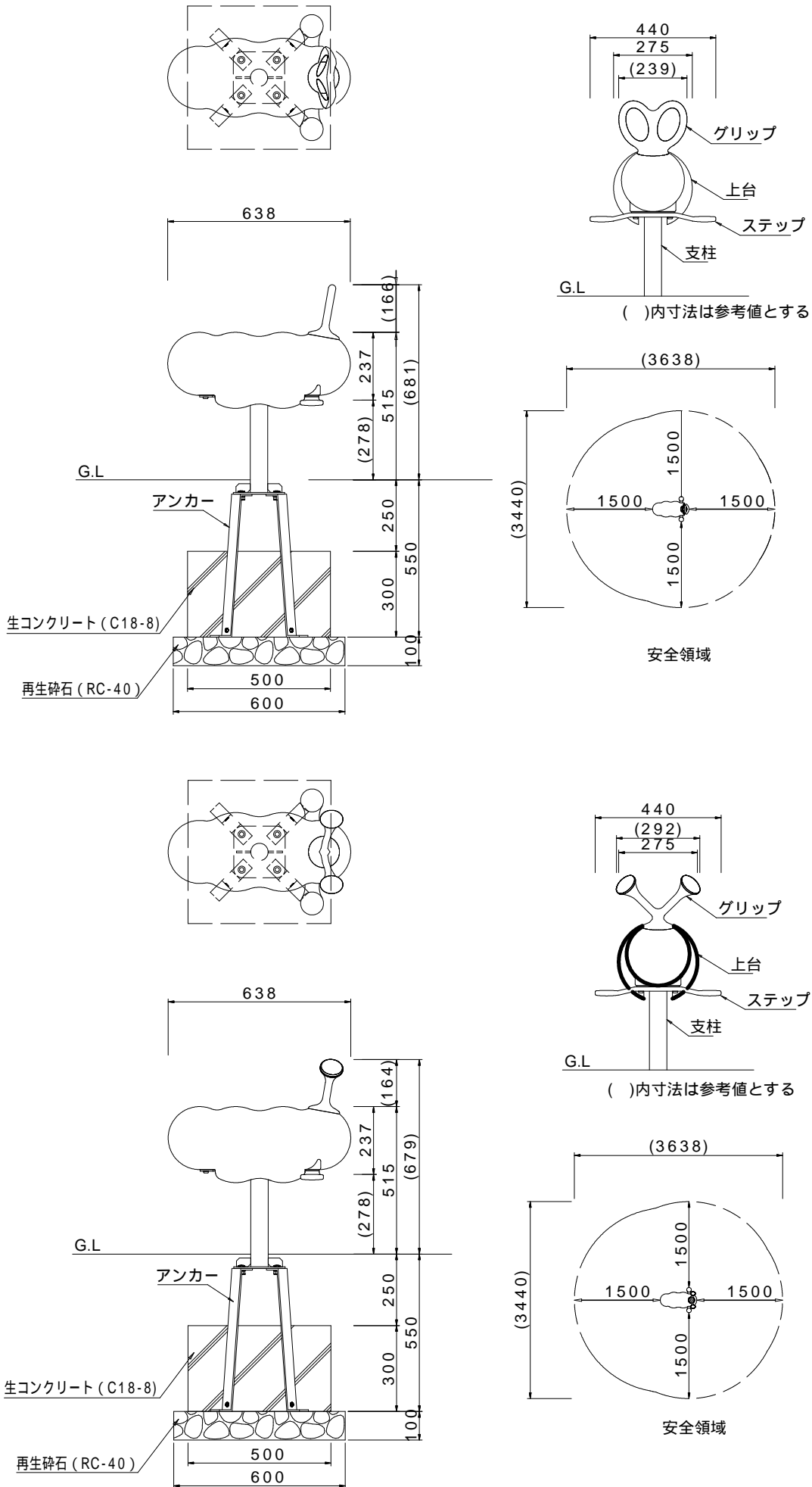
括弧書き寸法は管理用車両対応とする。
不織布の材質は透水係数 10^{-3} cm/sec以上、引張り強さ245N/5cm以上とする。
フィルター層については不織布に変えることができる。

公園ブロック縁石

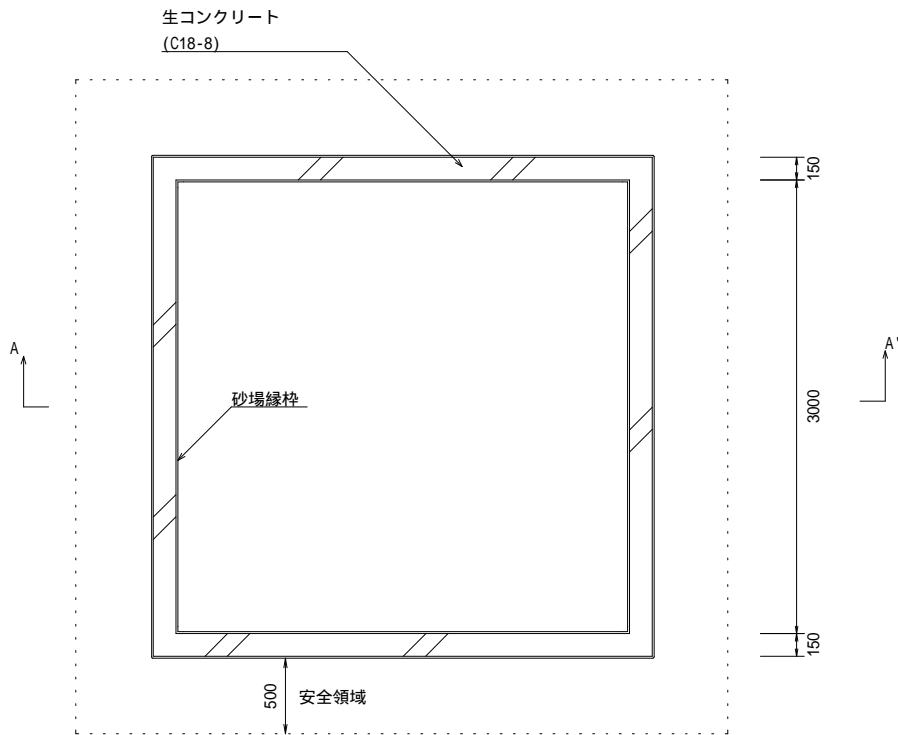


ブロックを切断する時は製品長の50%を確保すること。

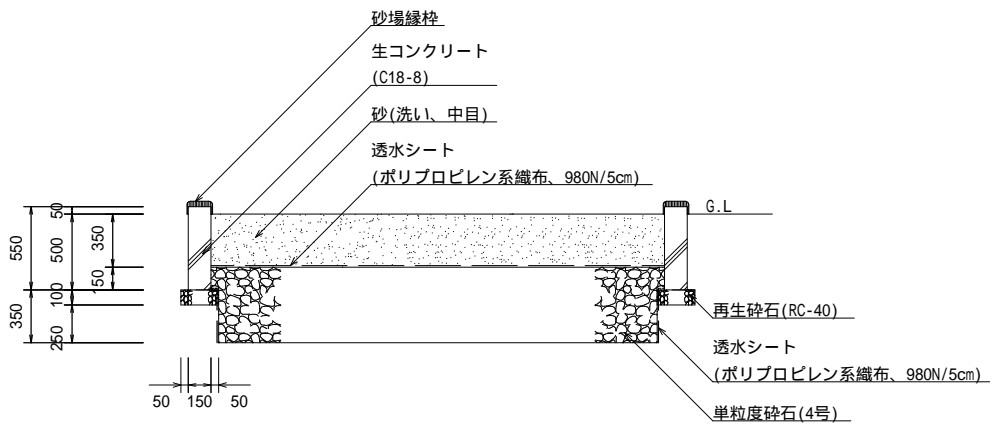
リンク遊具



砂 場



A-A'断面図



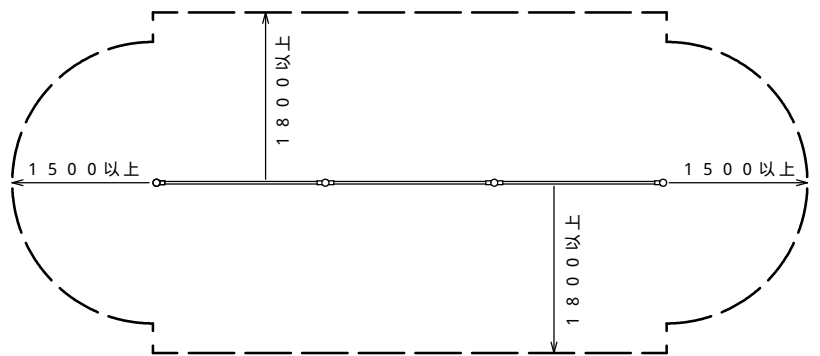
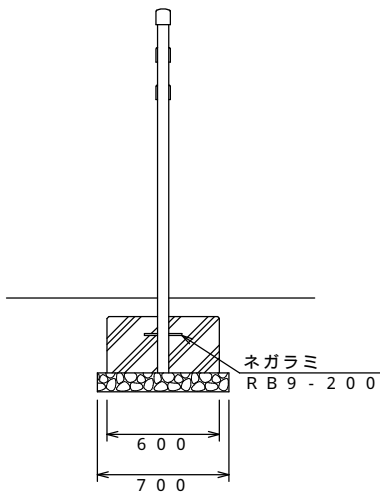
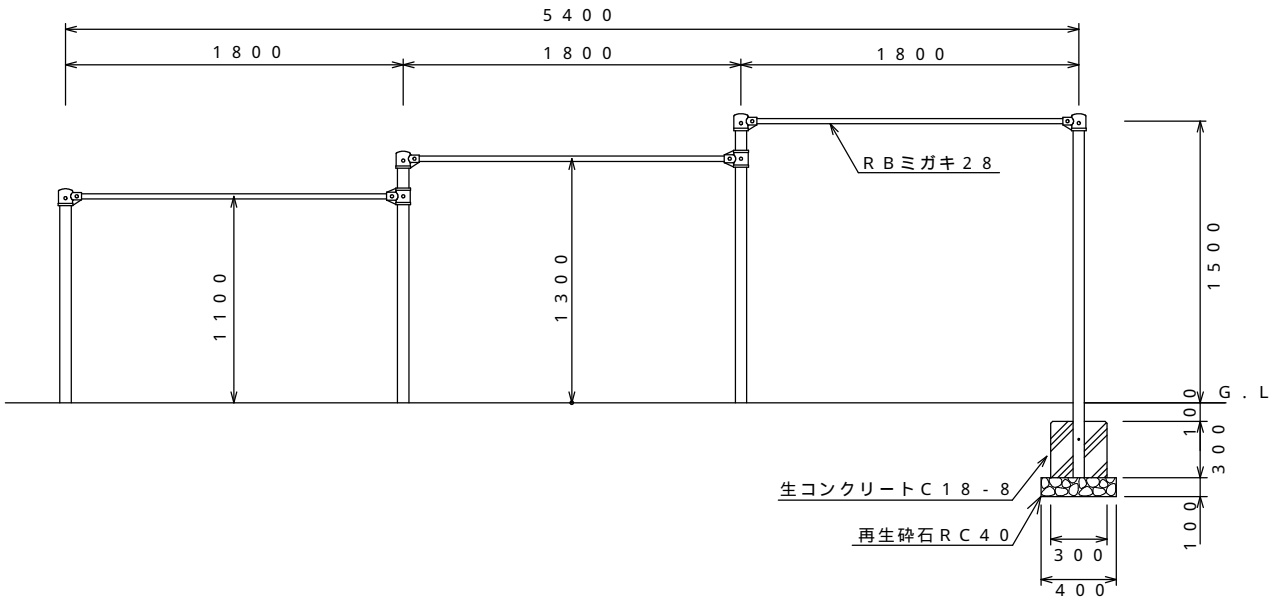
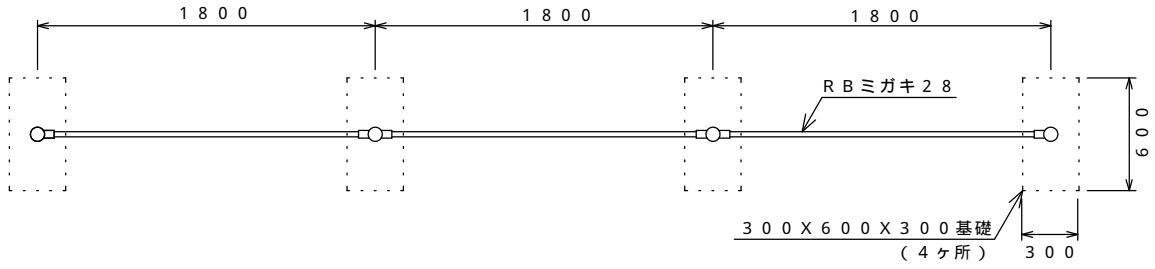
内寸法は3000を標準とするが、公園の大きさ等を考慮し、管理者と協議すること。

使用する材料は中目砂(洗い)とし、試験表を提出すること。

砂場の特性上、山砂は不可とする。

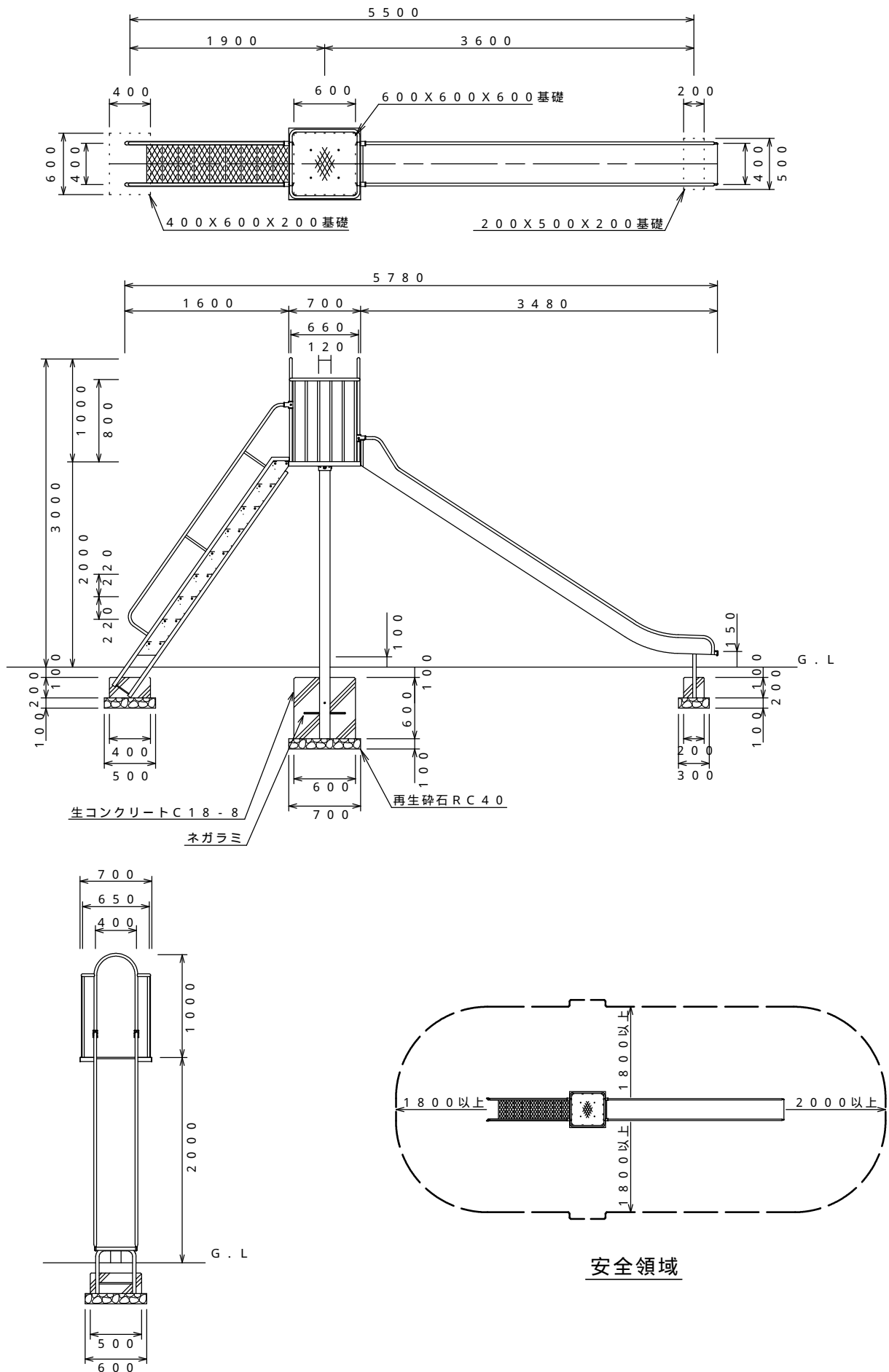
砂場縁枠はゴム系とし、接着剤にて確実に固定すること。

鉄 棒

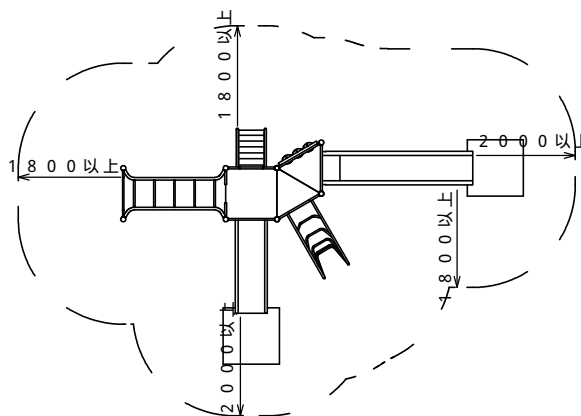
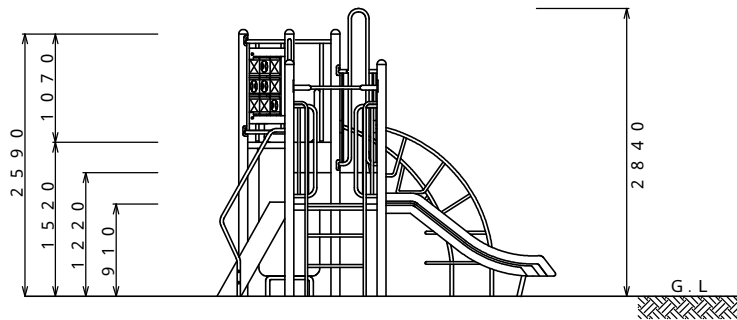
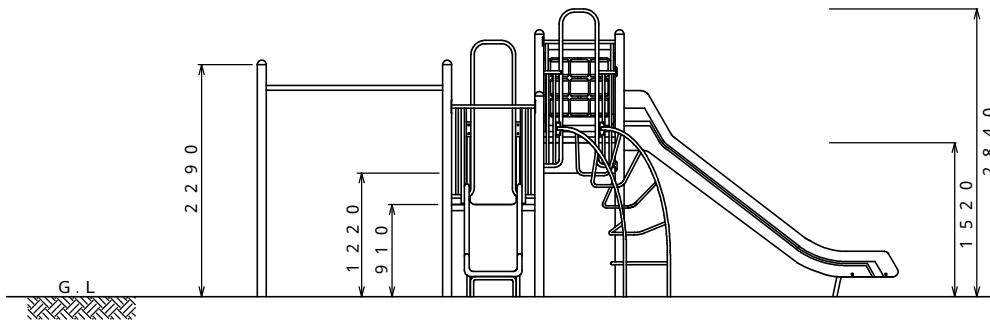
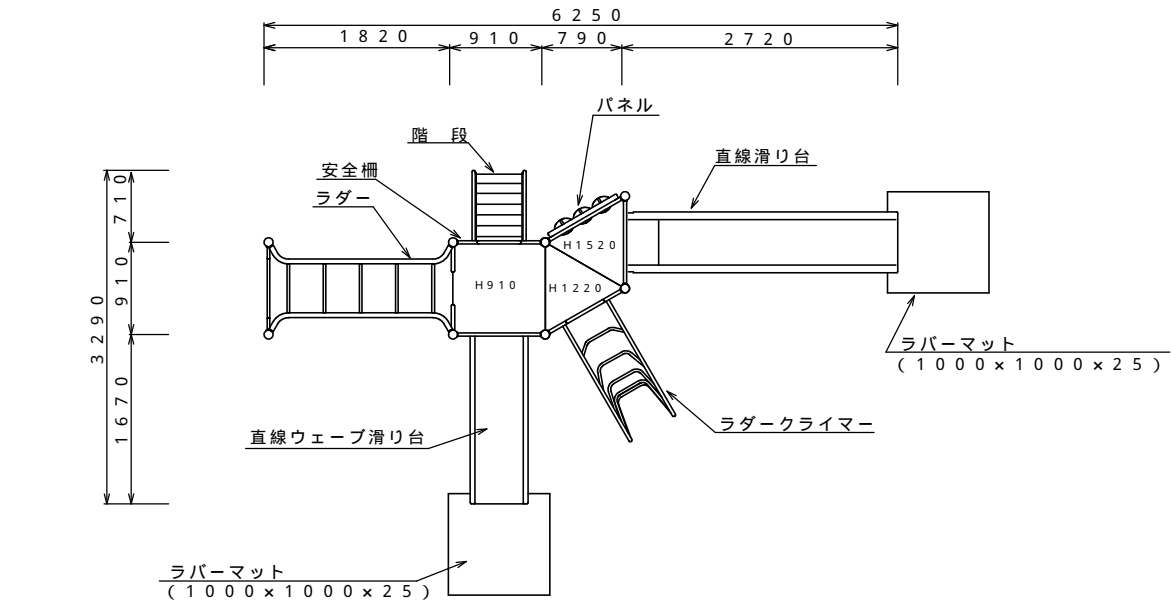


安全領域

滑り台



複合遊具

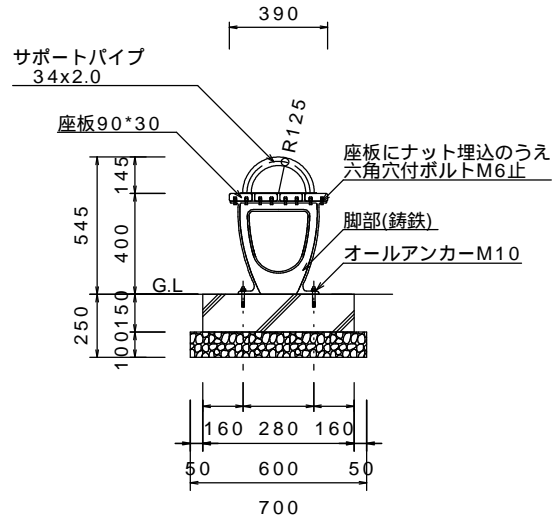
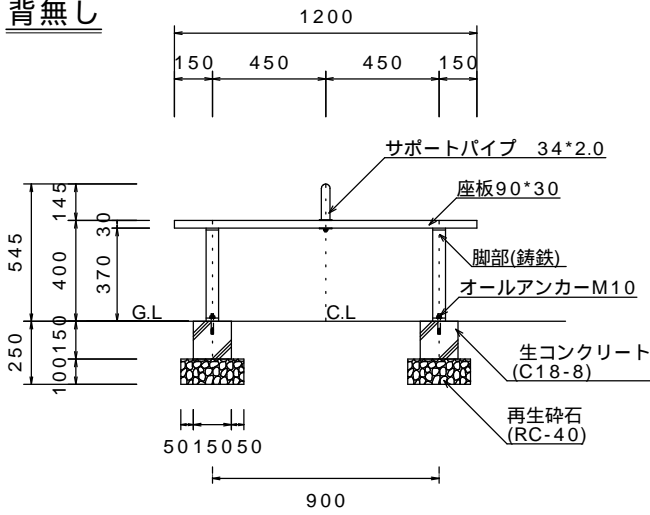


安全領域

遊具の組合せ、形状については上記標準図によらなくとも可とする。

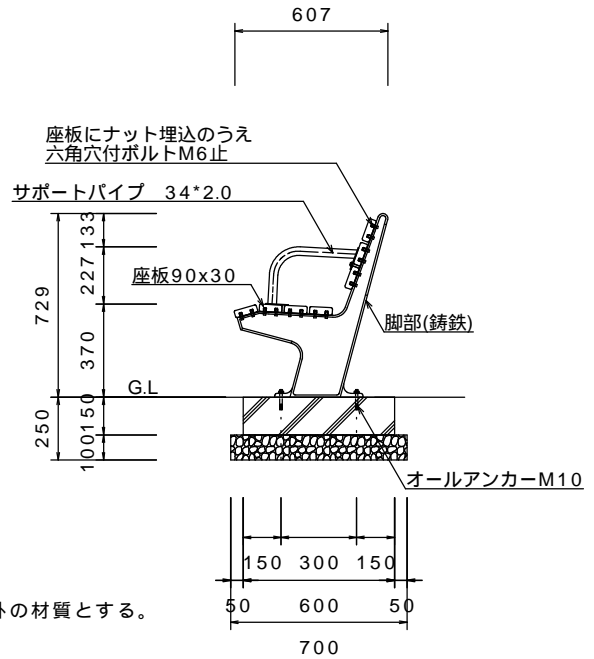
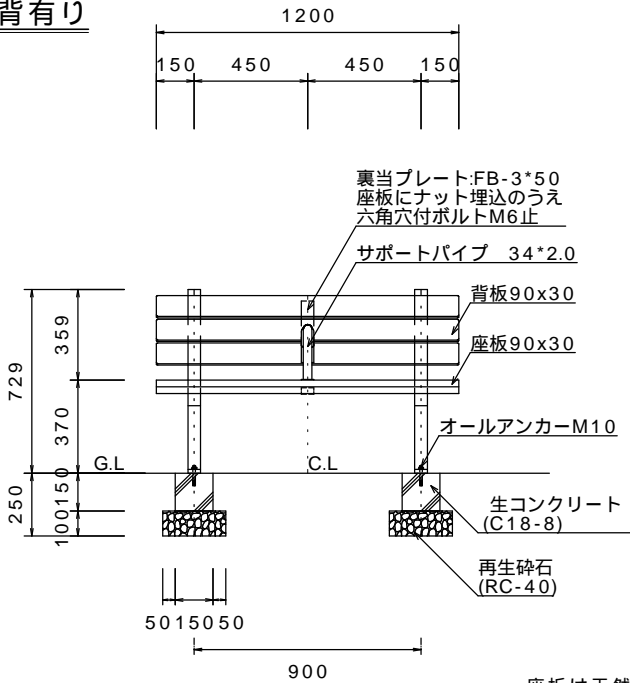
ベンチ

背無し



座板は天然木以外の材質とする。

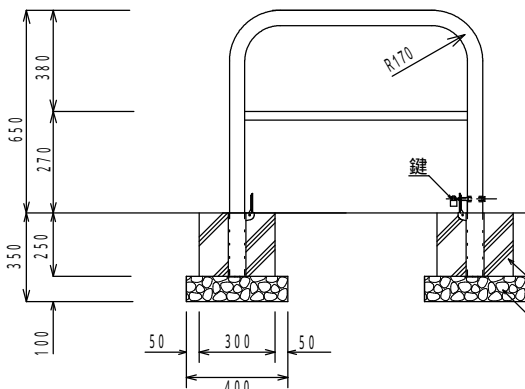
背有り



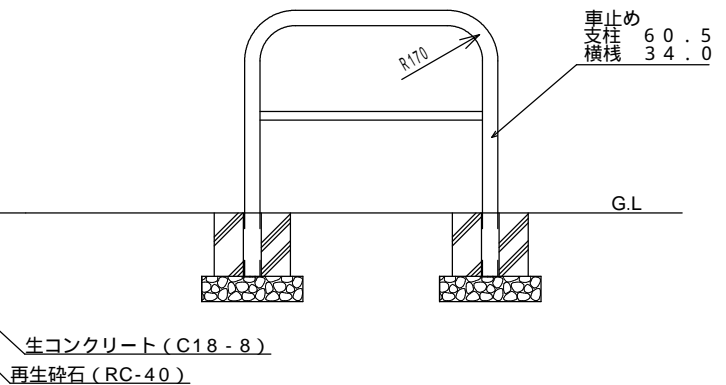
座板は天然木以外の材質とする。

車止め

可動式

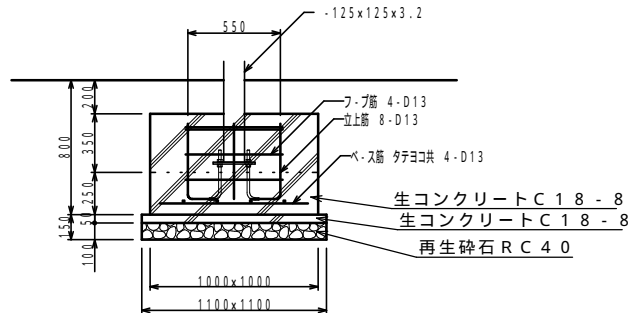
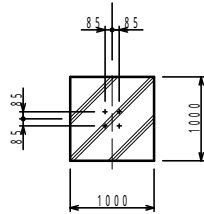
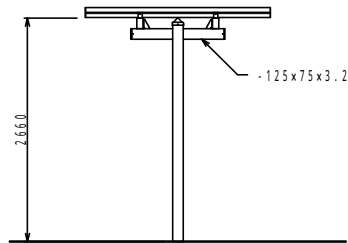
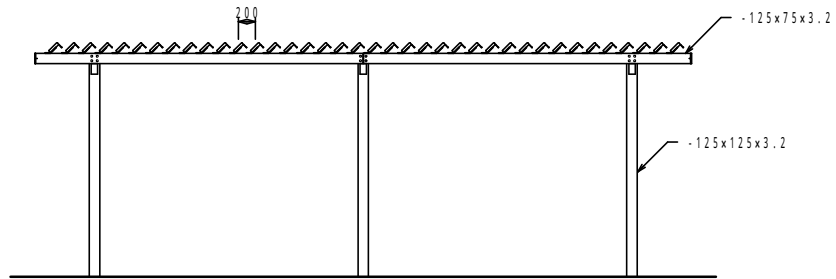
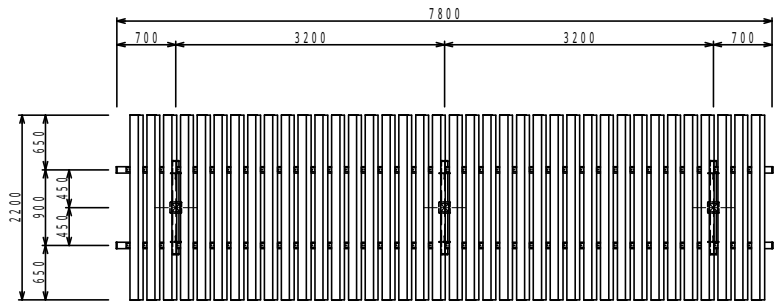


固定式



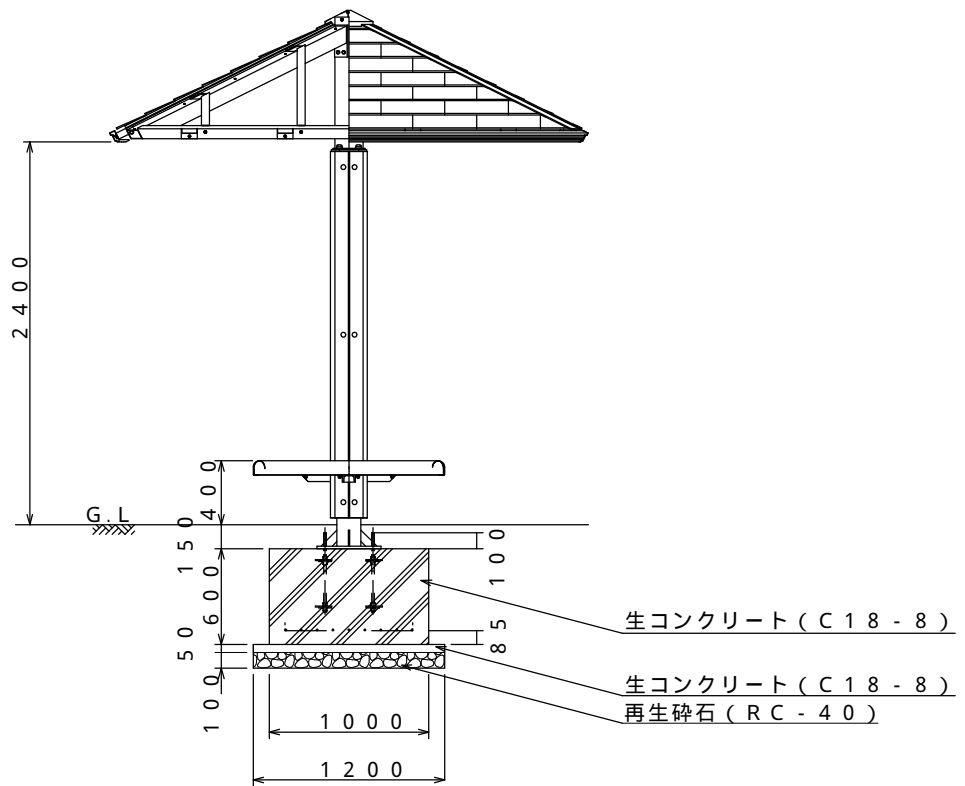
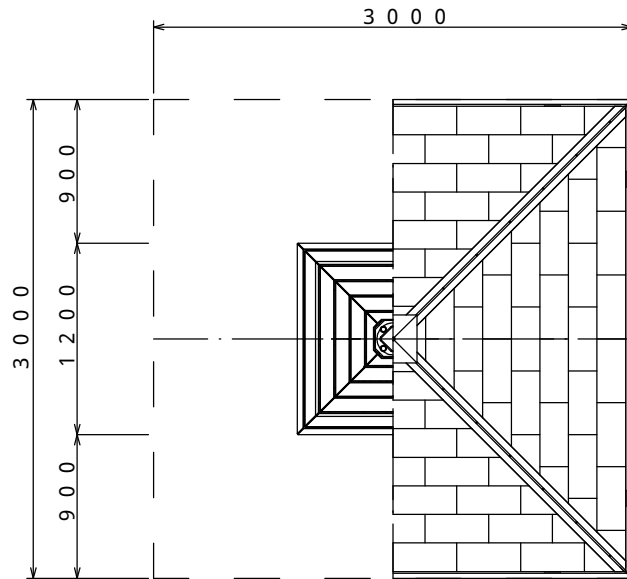
幅については出入口の形状に合わせ、管理者と協議すること。
 鍵は内側に設置すること。
 材質(ステンレス、スチール等)は、管理者と協議すること。
 基礎コンクリートは、滞水しないように勾配をつけること。

パーゴラ



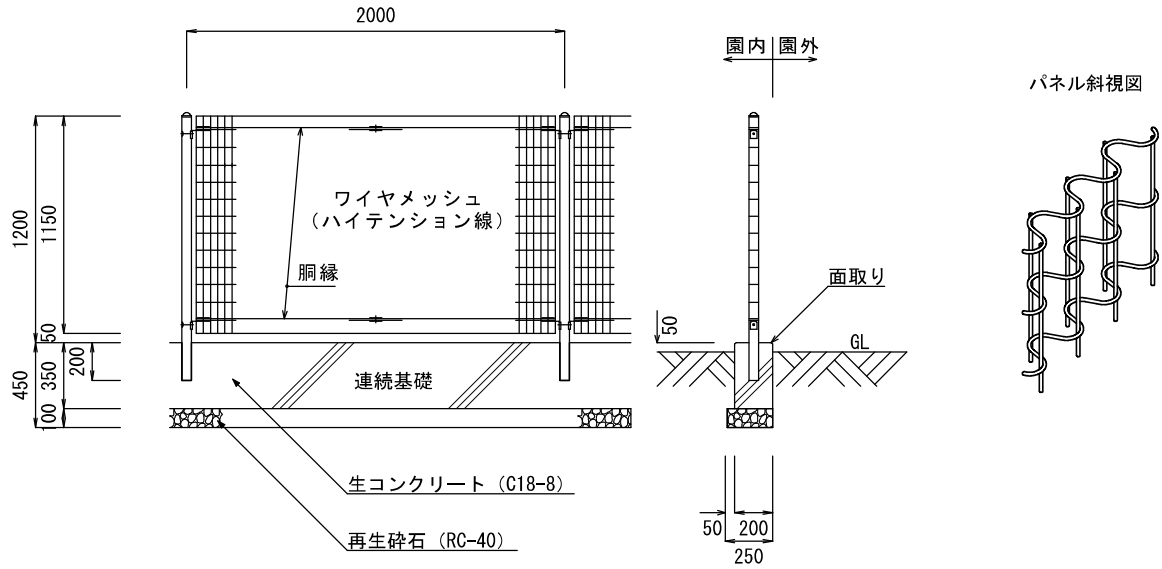
天然木以外の材質とする。

四 阿



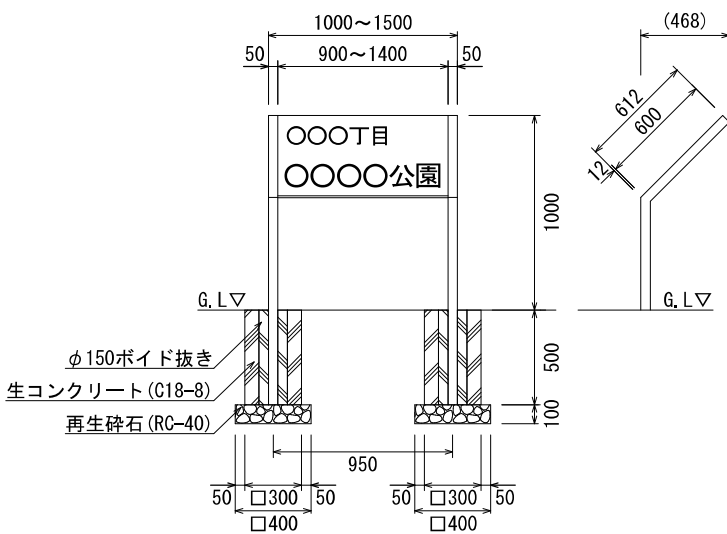
建築確認等の必要性について確認し、必要な場合は所定の手続きを行なうこと。

メッシュフェンス

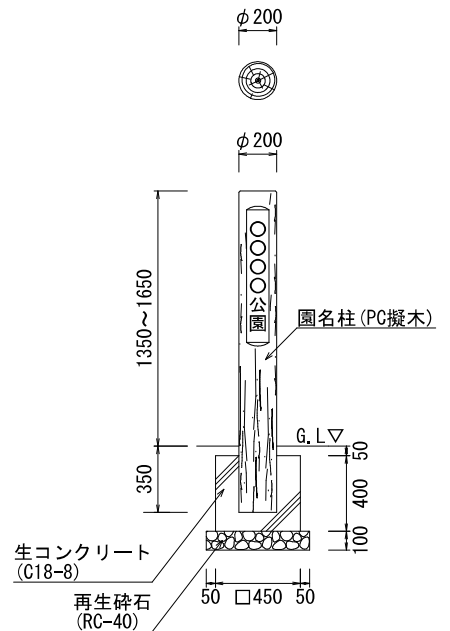


- ※フェンス材質及び部材や高さについては、管理者と協議すること。
- ※ワイヤメッシュを切断して使用する場合は、製品長の50%以上確保すること。
- ※連続基礎を単独基礎にする場合は、隣接地への土砂流出対策や境界明示方法等について、管理者と協議すること。
- ※色については、ブラウン系を標準とする。

園名板

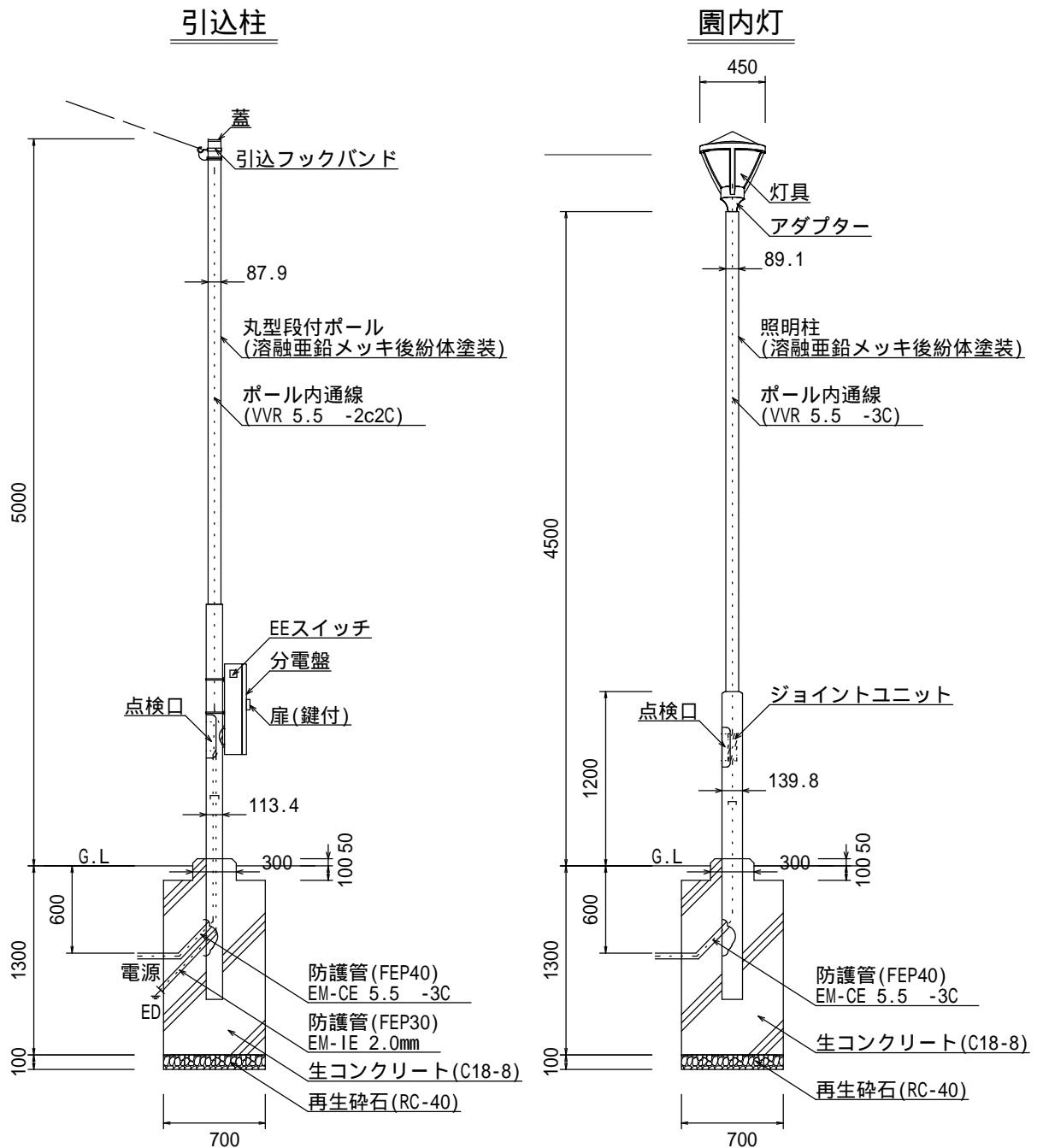


園名柱

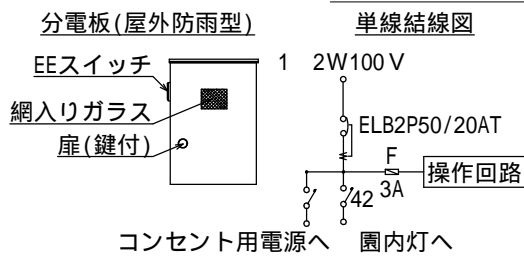


- ※園名板(柱)の記載内容、規格については公園名称により決定し、管理者と協議するものとする。
- ※園名板については、支柱及び枠はステンレス製、盤面はステンレスヘアライン仕上げ(カッティングシート張)とする。
- ※基礎コンクリートは、滞水しないように勾配をつけること。

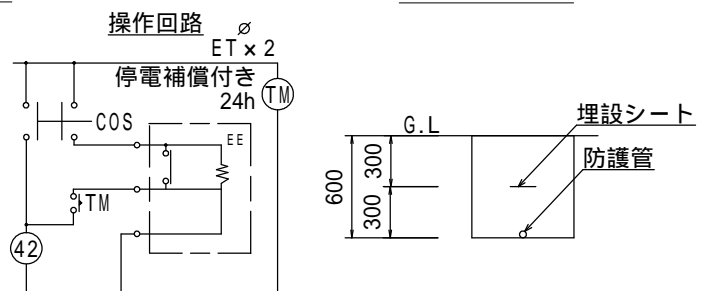
園内灯



分電盤結線図

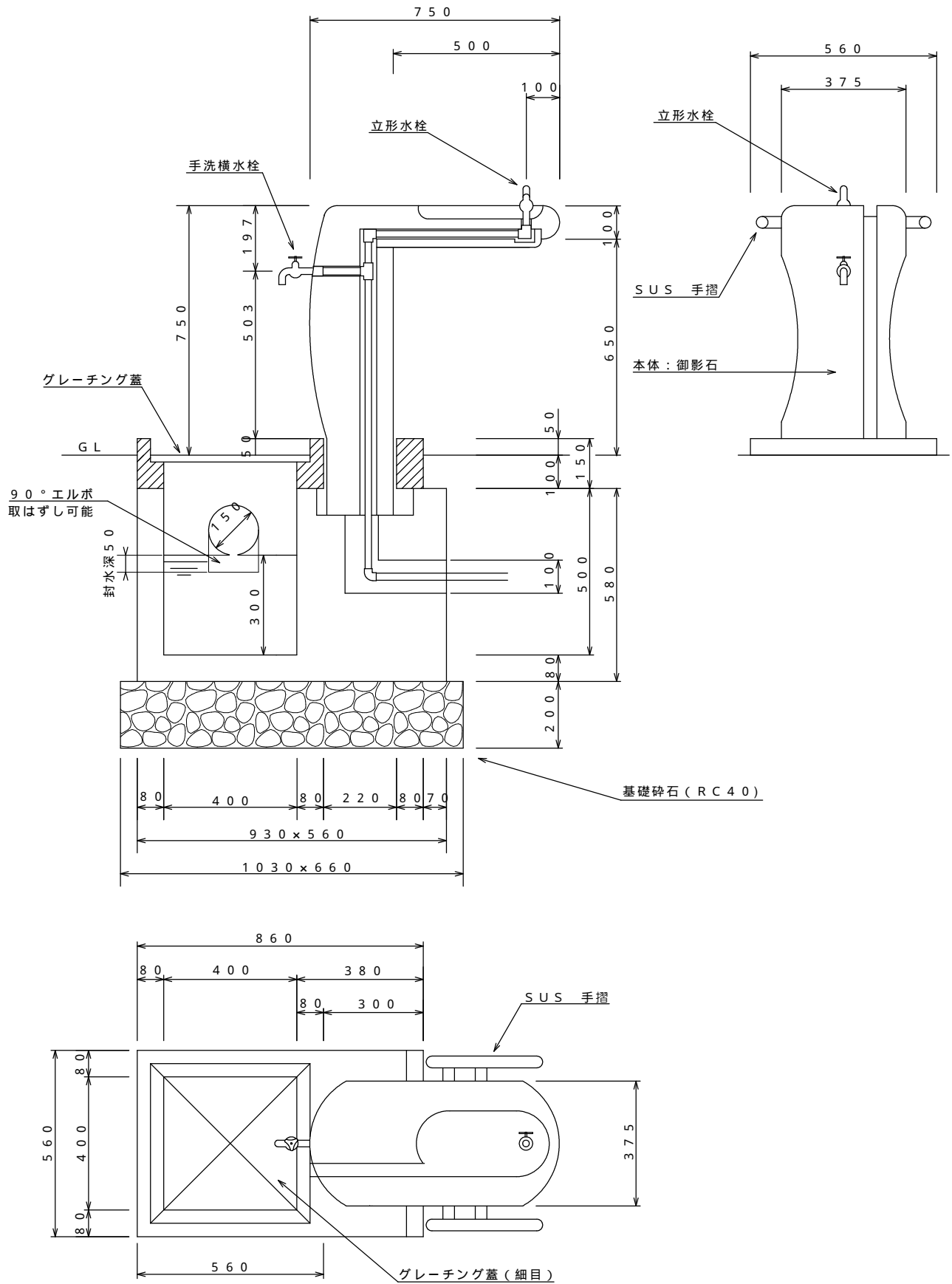


電線管敷設



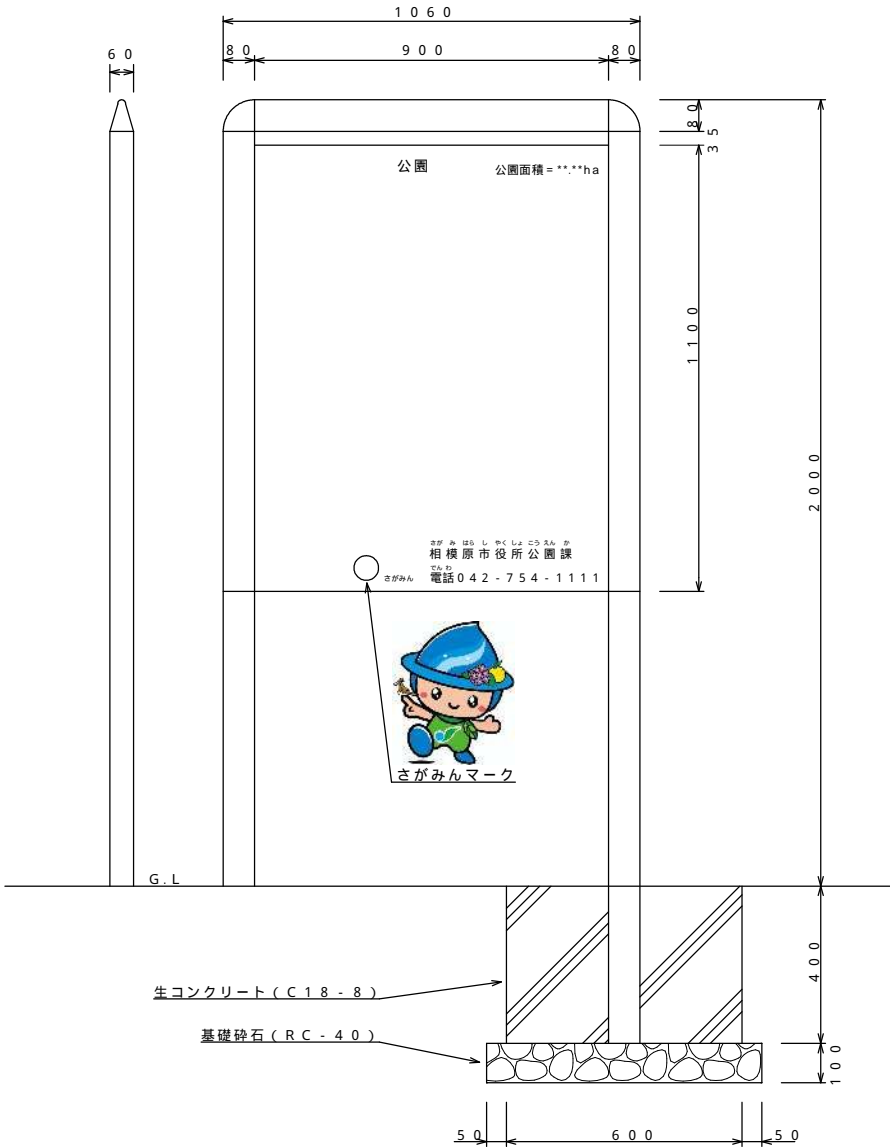
園内灯はLED照明とし、照度については管理者と協議することとする。
 分電盤は盤内部にコンセント用電源を設けるとし、EEスイッチは直接光の当たらない向きに取付けることとする。
 引込柱及び園内灯の基礎型枠は金属製スパイラル管を使用することとする。
 タイマーの時間設定は16時～22時を標準とする。

水飲み場



マスに雨水が流入しないようにすること。
敷地内の排水設備については「排水設備新設等確認申請書」の確認によること。
また、工事は市指定下水道工事店によること。

制札板



記載内容

- つぎの^{つぎ}ことを守^{まも}って、みんなに^{めいわく}迷惑^{めいわく}をかけないように遊^{あそ}びましょ^うう。
- ・壊^{こわ}したり、汚^{よご}したりしないようにしましょ^うう。
 - ・ゴミ^もは持^もち帰^{かえ}りましょ^うう。
 - ・火^ひ遊^{あそ}びは、やめましょ^うう。
 - ・花^{はな}や木^きを大^{たい}切^{せつ}にしましょ^うう。
 - ・自^じ転^{てん}車^{しゃ}・オ^おト^とバ^ぱイは、乗^のり入^いれな^いようにしましょ^うう。
 - ・犬^{いぬ}の放^{はな}し飼^がいは、やめましょ^うう。
 - ・犬^{いぬ}のフ^かンは、飼^かい主^{ぬし}が責^{せき}任^{にん}を持^もって持^もち帰^{かえ}りましょ^うう。
 - ・大^{おお}きな声^{こゑ}で騒^{さわ}いだり、ポ^{あそ}ール遊^{あそ}びで大^{おお}きな音^{おと}を出^ださないようにしましょ^うう。
 - ・他^{ほか}の人の^{ひと}危^き険^{けん}や迷^{めい}惑^{わく}とな^るよう^なポ^{あそ}ール遊^{あそ}びはし^ないようにしましょ^うう。

文字盤はアルミ複合板（合成樹脂塗装）とし、大きさは 1100 × 900 を標準とする。

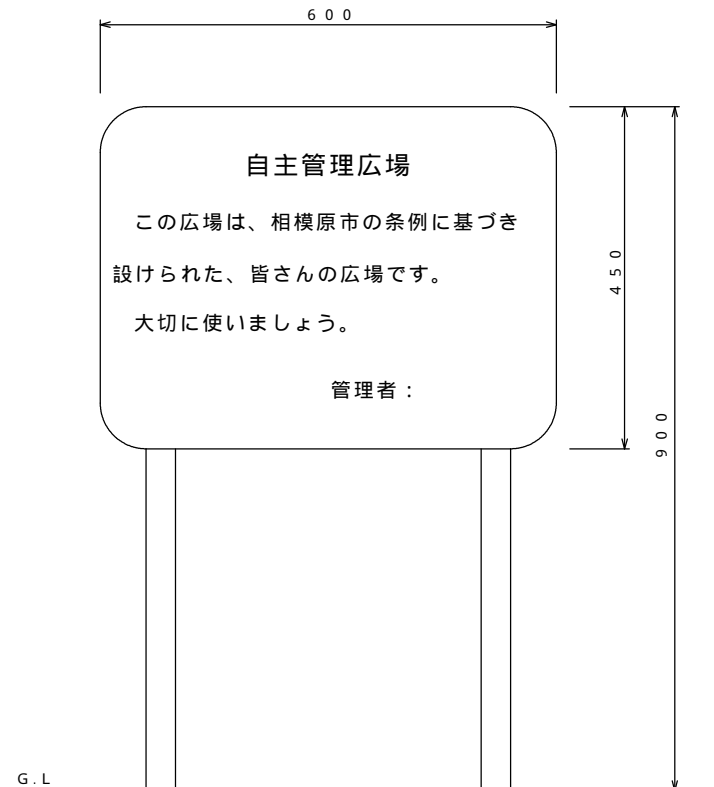
フレームはアルミ押出型材（合成樹脂焼付塗装）とする。

記載内容について、管理者と協議するものとする。

基礎コンクリートは、滞水ないように勾配をつけること。

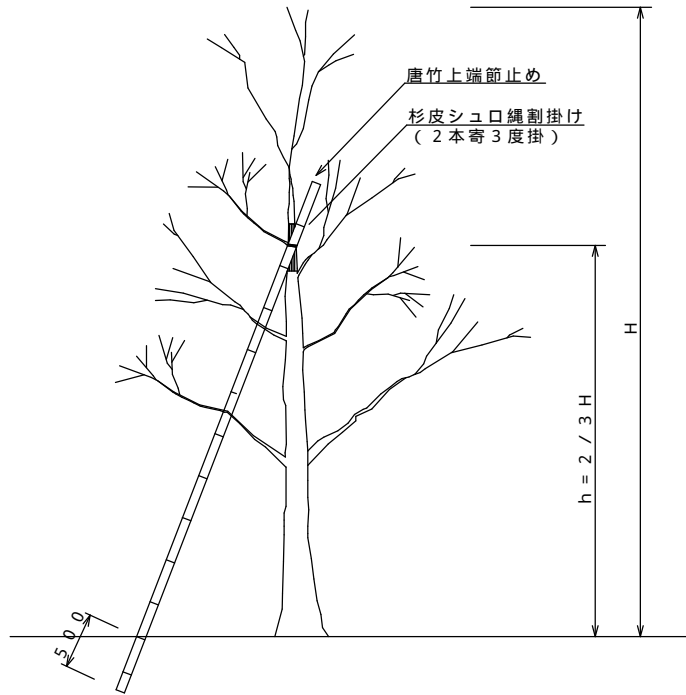
さがみんマークの電子データは市から提供する。

自主管理広場制札板

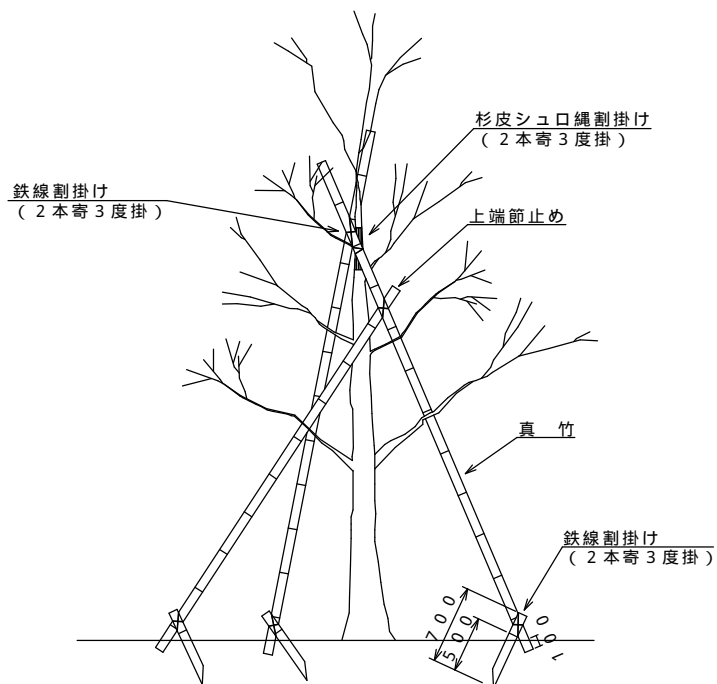


自主管理広場制札板は、すべての自主管理広場に設置すること。
文字盤はアルミ複合板（合成樹脂塗装）を標準とする。
支柱はアルミ押出形材（合成樹脂焼付塗装）を標準とする。
記載内容について、管理者と協議するものとする。

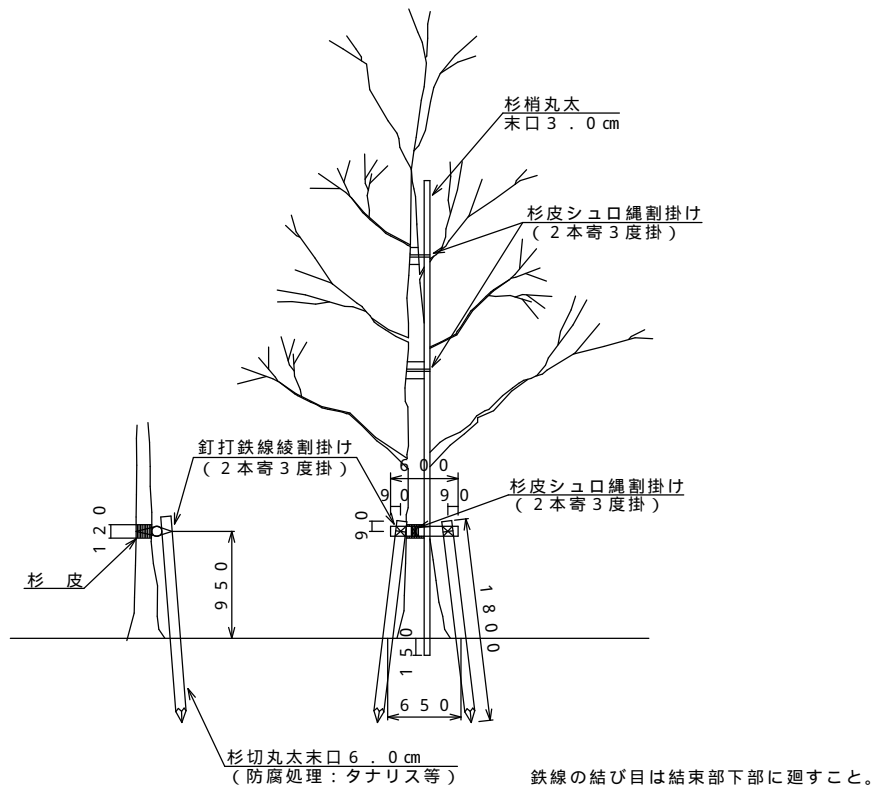
添え柱型



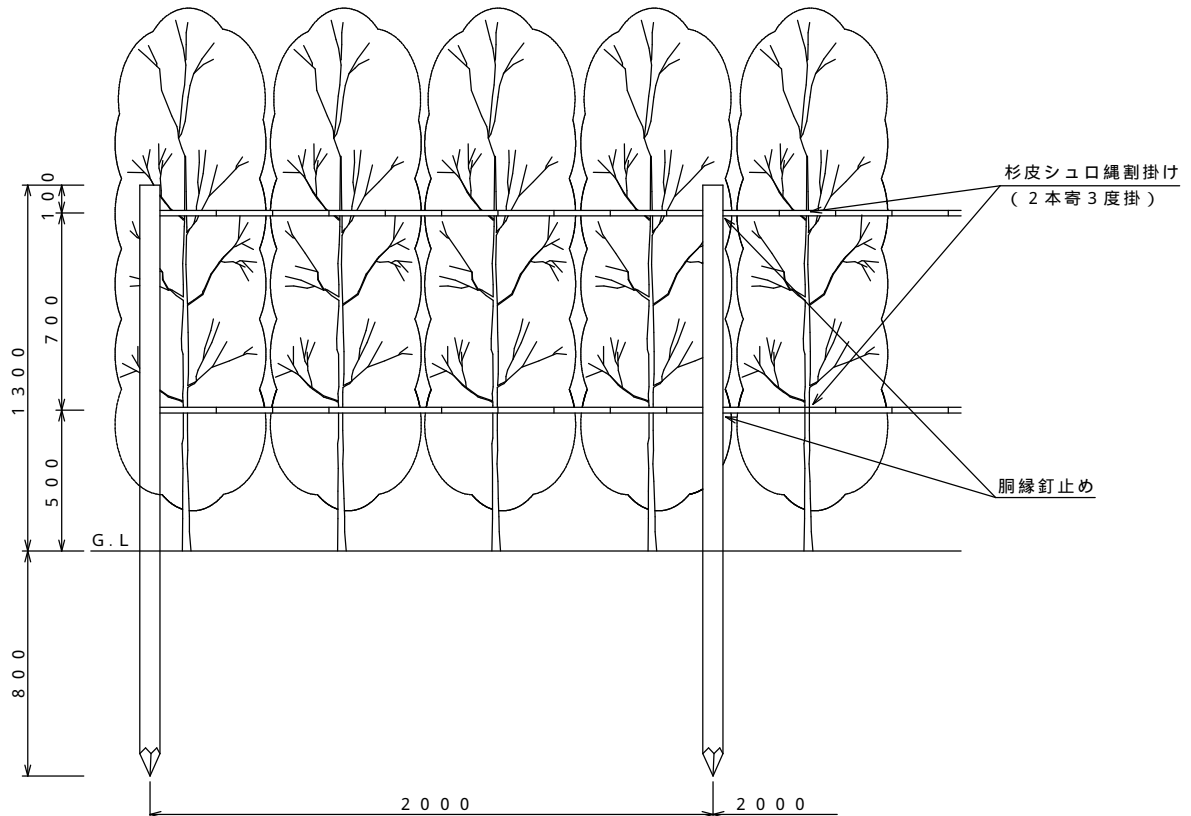
ハッ掛支柱 (三脚・竹)



二脚鳥居支柱（添木付）



生垣支柱



第6 消防水利等

1. 必要消防水利

(1) 防火水槽の位置

防火水槽の位置は、消防自動車容易に接近でき、かつ、消防活動に支障のない位置とし、原則、幅員6m以上、勾配4%以下の道路に接した位置に設置されていること。ただし、配管を延長した採水口(以下「採水管設備」という。)を設置する場合は、この限りでない。

(2) 防火水槽の規格

防火水槽の規格は、次に掲げるとおりとする。

構造

ア 一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)で定める認定基準を満たしている二次製品のもの又はこれと同等以上の構造のものであること。

イ 市に帰属する防火水槽は、耐震性能を有しているものであること。

ウ 耐震性能を有する防火水槽を設置する場合は、安全センターで定める耐震性貯水槽認定基準を満たしているものであること。

吸管投入口等

ア 防火水槽には、次に掲げるとおり吸管投入口を設置すること。ただし、構造等により、吸管投入口を設置することが困難な場合は、採水管設備を設置することができる。

a 頂版部に1箇所以上設置すること。

b 直径60cm以上の円形で、別図1-1に示す市が指定する蓋を用いること。

c 消防自動車が取水を行う地盤面から上下50cmまでとするとともに、舗装された部分に設置する場合を除き、地表面から10cm程度突出させ、雨水その他異物の流入がないように設置すること。

イ 採水管設備を設置する場合は、次に掲げるとおりとする(別図1-2参照)。

- a 配管は、直径 10 cm 以上の鋼管とし、採水口は呼称 75 の口径を有し、消防自動車の吸管から直接結合できるものとする
こと。
 - b 下端部には、ストレーナーを設置し、当該ストレーナーの周囲には、20 cm 以上の空間を確保すること。
 - c 配管は、全長 10 m 以内とし、屈折部を 3 箇所まで設置することができる。
 - d 配管の直径と同径以上の屋外に通ずる通気口を 1 箇所以上設置すること。
 - e 採水口は、消防自動車が取水を行う地盤面からの高さが 50 cm 以上 1 m 以下で、かつ、取水に支障のない位置に設置すること。
- ウ 吸管投入口の直下及び採水管設備の下端部には、1 辺の長さが 50 cm 以上の角柱又は直径及び深さが 50 cm 以上の円柱の泥溜孔を設置すること。
- エ 点検口は、次に掲げるとおり設置しなければならない。ただし、吸管投入口を設置する防火水槽にあっては、この限りでない。
- a 容易に点検が可能な位置に、脱落防止措置を講じた一辺が 60 cm 以上又は直径が 60 cm 以上の点検口を設置し、防火水槽点検口と表示すること。
 - b 足掛けタラップを点検口から水槽底部まで 30 cm 間隔で設置すること。この場合において、当該タラップは、鋳鉄製又はこれと同等以上の強度を有し、かつ、当該防火水槽の壁面に強固に固定された幅 300 mm 以上、直径 14 mm 以上 35 mm 以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さの他の形状の断面を有するものであること。

深さ

消防自動車が取水を行う地盤面から防火水槽底部までの深さは、4.5 m 以内であること。

常水面

防火水槽の常水面は、スラブ下部から 25 cm 以上の距離を保つ

こと。ただし、二次製品にあっては、当該製品の仕様で指定する常水面とする。

漏水及び防水処理

防火水槽の内部は、防水モルタルを厚さ 2 c m 以上又はこれと同等以上の漏水及び防水処理を行うこと。

内部に隔壁の存する防火水槽

ア 吸管投入口を設置する防火水槽については、隔壁最下部に直径 1 5 c m 以上の通水管及び常水面より上方 1 0 c m 以上の位置に通気管をそれぞれ 3 箇所以上設置すること。

イ 採水管設備を設置する防火水槽にあっては、隔壁最下部に当該配管と同径以上の通水管及び常水面より上方 1 0 c m 以上の位置に当該採水管設備と同径以上の通気管をそれぞれ当該採水管設備の設置数に 1 を足した数以上設置すること。

ウ 隔壁ごとに直径 6 0 c m 以上の人通口を 1 箇所以上設置すること。

(3) 防火水槽用地及び付属物

防火水槽用地及び付属物は、次に掲げるとおりとする。

市に帰属する防火水槽

ア 用地

防火水槽の躯体壁の外側から周囲 6 0 c m の幅を確保するとともに、境界石により区域を明確にすること。

イ フェンス等

高さは、約 1 . 2 m とし、消防自動車が取水を行う部分を除いた防火水槽用地の外周に設置すること。

ウ 植栽

防火水槽用地に植栽する場合は、消防自動車の取水に支障がないようにすること。

市に帰属されない防火水槽

設置場所等の状況により、前号に準じて設置すること。

(4) 消火栓路面標示

消火栓路面標示は、別図 1 - 3 のとおりとすること。

(5) 消防水利標識

消防水利標識は、別図 1 - 4 及び別図 1 - 5 のとおりとし、容易に確認でき、消防自動車の取水に支障がない場所に設置すること。ただし、消火栓に路面標示をする場合は省略することができる。

なお、計画の防火水槽が消防法施行令第 27 条に基づく消防用水と兼用する場合は、補助標識等で兼用である旨の標示をすること。

2 . 消防用活動空地

(1) 消防用活動空地の技術基準

消防用活動空地は、次に掲げるとおりとする。

非常用進入口等との離隔距離

水平距離で 10 m 以下とし、消防活動上有効な位置であること。

大きさ、路面標示及び掲示板

大きさは、幅 6 m 以上、長さ 12 m 以上とし、別図 2 - 1 のとおり路面標示又は掲示板を設置すること。

周辺の障害物

上方及び予定建築物に面している周辺には、はしご自動車等が活動するために支障となる障害物が設置されていないこと。

構造

はしご自動車等の進入及び退出経路も含め 20 t 以上の重量に耐えられる構造とし、表面勾配は 7 % 未満とすること。

設置数

予定建築物の外周の長さが 160 m 以下の場合にあっては 1 箇所以上、160 m を超える場合にあっては 1 箇所に 80 m までを増すごとに 1 箇所を加えた数以上を設置すること。ただし、バルコニーが設置されている場合は、その状況に応じて設置するものとする。

消防用活動空地に至るまでの進入路等

消防用活動空地に至るまでの進入路等の幅員は、5 m 以上とするとともに、当該進入路等の表面から上方 4 m 以内及び屈曲部周辺に

は障害物を設置しないものとし、隅切りを設置する場合は、別図 2 - 2 の例を参考にすること。

(2) 消防活動上有効な設備

相模原市開発事業基準条例施行規則(以下「規則」という。)第 2 4 条第 1 項第 3 号に規定する消防活動上有効な設備(以下「有効設備」という。)は、次に掲げるとおりとする。

有効設備

ア 上方及び下方から消防隊員による開放及び昇降が可能なハッチ式の取付け具に格納した金属製はしご(以下「消防用活動ハッチ」という。)

イ 消防隊員が昇降可能な金属製固定はしご(以下「固定はしご」という。)

有効設備の個数及び設置位置

ア 有効設備は、消防隊員が 2 階から最上階の間を連続して昇降できる個数とするとともに、道路又は道路に通ずる幅員 1 m 以上の通路その他の空地に面した予定建築物の部分ごとに 8 0 m 以下の間隔で設置すること。この場合において、予定建築物の当該部分の長さが 8 0 m 未満の場合は、1 箇所以上とすること。

イ 前号の規定にかかわらず、予定建築物にバルコニーが設置されている場合は、その状況に応じて設置すること。

消防用活動ハッチの基準

消防用活動ハッチは、次に掲げるとおりとする。

ア 3 階以上の階において、手すりその他転落防止のための措置を講じたバルコニー等で、外気に接する部分の床に設置すること。ただし、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準(平成 8 年消防庁告示第 2 号)(以下「告示第 2 号」という。)第 4 に規定する避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

イ はしご部分は、つり下げはしごとし、当該規格については、金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令(昭和 4 0 年自治省令第 3 号)(以下「省令第 3 号」という。)の基準を準用すること。

ウ 開口部は、直上階の開口部と相互に同一直線上にない位置に設置すること。

エ はしご部分は、常時使用できる状態で格納すること。

オ 開口部の大きさは、直径0.7m以上の円が内接する大きさであること。

カ 消防隊員が昇降するために、開口部から直下階の床面等（以下「昇降着面」という。）までは開口部の面積以上を有する範囲の空間を確保すること。

キ 操作面積は、当該器具の水平投影面積を除き、1㎡以上とし、1辺の長さはそれぞれ0.7m以上とすること。

ク はしご部分の横棧は、使用の際、建築物から10cm以上の距離を保有することとなるよう設置すること。

ケ はしご部分は、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に建築物の壁面等に接することができる位置に設置すること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても、消防隊員の昇降に支障を生じないものにあつては、この限りでない。

コ 使用状態にした場合における当該はしご部分の最下部横棧から昇降着面までの高さは、0.5m以下であること。

サ 下ぶたの下端は、下ぶたが開いた場合に、昇降着面上の1.8m以上の位置であること。

シ 取付方法は、告示第2号第8の避難はしごの取付方法及び避難ハッチを設置する場合の方法に準じて行うこと。

固定はしごの基準

固定はしごの基準は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、第27条第1項第4号（二及びホに規定する部分を除く。）及び省令第3号の規定を準用するほか次に掲げるとおりとする。

ア 昇降口の大きさは、直径0.7m以上の円が内接する大きさであること。

イ 地上階数が5以下で、かつ、軒高が1.5m以下の建築物に設置するものとする。ただし、消防活動上支障ないと認める場合は、この限りでない。

ウ 3階以上の階において、消防活動上有効な開口部に隣接して設置すること。

エ 最下部の横棧の高さは、3階の床面より低い位置に設置しなければならない。ただし、消防活動上支障ない場合は、この限りでない。

オ 消防隊員が昇降するための空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向に0.3m以上及び器具の前面から奥行0.7m以上の範囲とすること。

カ 2本以上の縦棒及び横棧で構成されるものであること。

キ 取付方法は告示第2号第8の避難はしごの取付方法に準ずること。

表示

消防用活動ハッチ及び固定はしごから消防隊が進入に活用する開口部には、外部から容易に視認できる位置に赤色の反射材を用いた1辺が20cmの正三角形の表示を設置すること。

有効設備と避難器具の兼用

有効設備と避難器具を兼用する場合には、当該有効設備が避難器具として消防法令に適合するものであること。

3.ヘリコプターによる消防活動等に必要な施設

(1) 緊急離着陸場等の設置基準

緊急救助用スペース、緊急離着陸場又は屋上ヘリポート（以下「緊急離着陸場等」という。）は、航空法（昭和27年法律第231号）及び次に掲げるとおりとする（別表第1参照）。

緊急救助用スペース

緊急救助用スペースは、原則として予定建築物の屋上に設置された消防活動のために必要な1辺が10m以上の空地とすること。

緊急離着陸場

緊急離着陸場は、原則として予定建築物の屋上に設置された消防活動に必要な1辺が20m以上の空地とすること。この場合において、要救助者等の待避場所を設置したときは、当該空地の1辺を1

5 m以上とすることができる。

屋上ヘリポート

航空法第38条に規定する国土交通大臣が許可する飛行場とすること。

(2) 付属施設等

前各号に掲げる施設に必要な施設等は、次に掲げるとおりとする。

待避場所

ア 待避場所は、緊急離着陸場等に隣接して設置すること。

イ 待避場所から緊急離着陸場等に至る部分の床に段差等が生じないようにすること。

夜間照明設備

ア 飛行場灯台については、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「航空法施行規則」という。）第117条第1項第3号イに基づく飛行場灯台又は位置表示灯とすること。

イ 着陸区域境界灯については、ダウニングModel 11601又は、Model 1000、OLO型系、HPL型系等とするか同等性能を有するもの又は着陸区域照明灯4基（航空法施行規則第117条第1項第3号アに基づくものであること。）とすること。

ウ 航空障害灯については、航空法施行規則第127条第1項第1号ニに基づく航空障害灯（低光度）又は夜光塗料塗りとすること。

エ 非常電源は、自家発電設備又はポータブル式発電機とすること。ただし、共同住宅については非常電源専用受電設備とすることができる。

転落防止措置

緊急離着陸場等には、手すり、転落防止用ネット等を離着陸帯の周辺（階段がある場合は、当該部分を含む。）に設置すること。

燃料流出防止施設

ア 緊急離着陸場には、ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合に雨水排出口等に流入しないよう、容量1,000以上（2箇所以上の場合、その合計容量）の溜めます、側溝その他これに類するものを設置し、流出防止措置を講じること。

イ 最終溜めます等には、豎樋等に燃料が流入しないよう、蓋又はバルブ等を設置すること。

待避標識

待避場所には、標識を設置すること。

消火設備

緊急離着陸場には、待避場所に近接した場所に次の消防用設備等を設置すること。

ア 強化液消火器（8 以上）又は粉末消火器（10型以上）のいずれか2本以上を設置すること。

イ 連結送水管は、放水口を単口型又は双口型とし、放水器具（ホース2本、噴霧切替えノズル1本）を格納箱に収納すること。

その他

ア ヘリコプターの進入方向及び出発方向を示す矢印を幅400mm以上で記入すること。

イ 標識等の塗料は、夜光塗料又はトラフィックペイント（ガラスビーズ入り反射塗料）とすること。

ウ 緊急救助用スペース及び緊急離着陸場には、防災センター等と連絡可能な非常電話等を設置するとともに、当該非常電話等の付近に建築物全体の概要を示した図面類を容易に確認できる状態で保管すること。

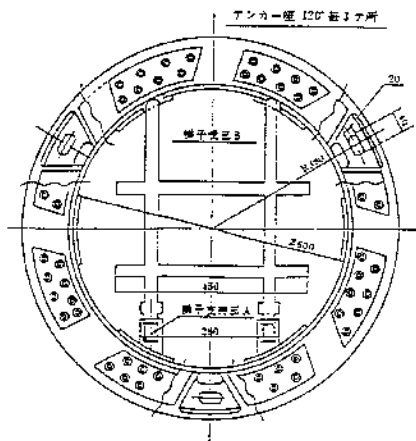
エ 屋上扉は、災害時に防災センター等で一括解錠、自動火災報知設備の感知器等の作動に連動して解錠する自動解錠装置等が設置されていること。

オ 規則第25条第1項第2号に規定する緊急離着陸場等を設置する場合は、ストレッチャーその他の医療用資器材等の搬入を容易に行うことができること。

1 申請者管理の防火水槽

防火水槽（FIRE - I型PAT）詳細図

（ガタツキ、転落防止型）

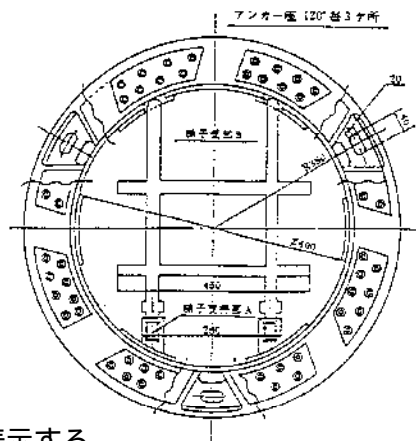


防火水槽の容量を表示する。

2 相模原市に帰属となる防火水槽

防火水槽（FIRE - I型PAT）詳細図

（ガタツキ、転落防止型）

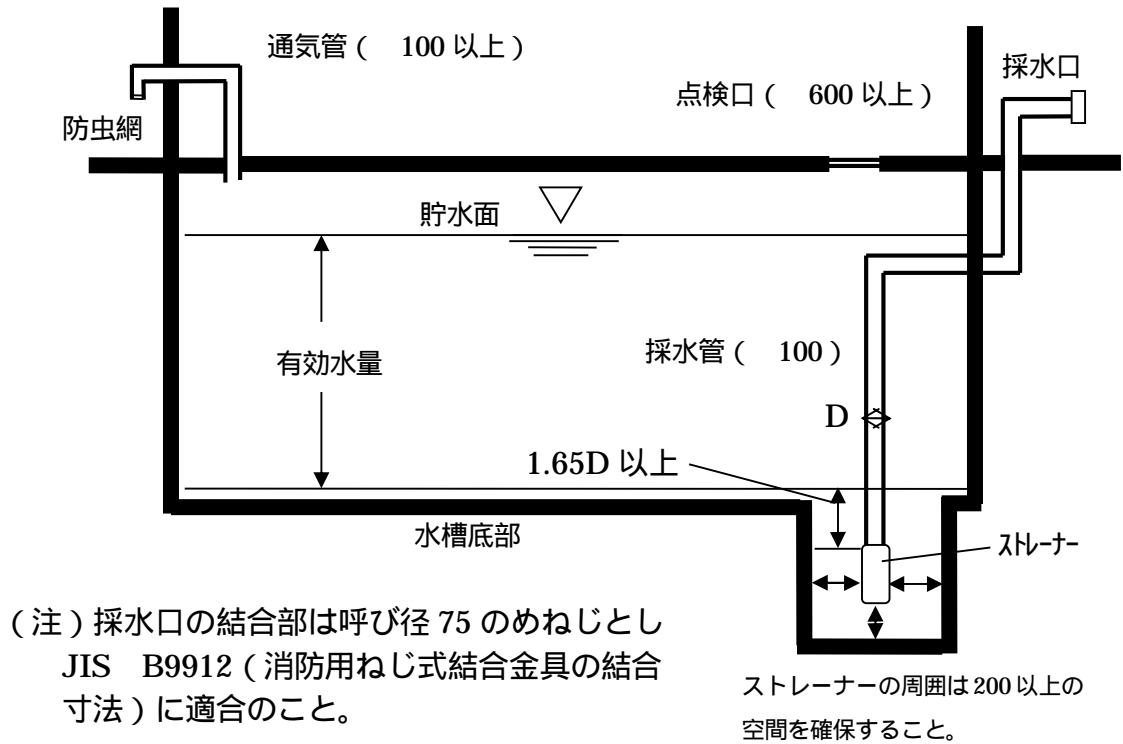


「相模原市消防局」と表示する。

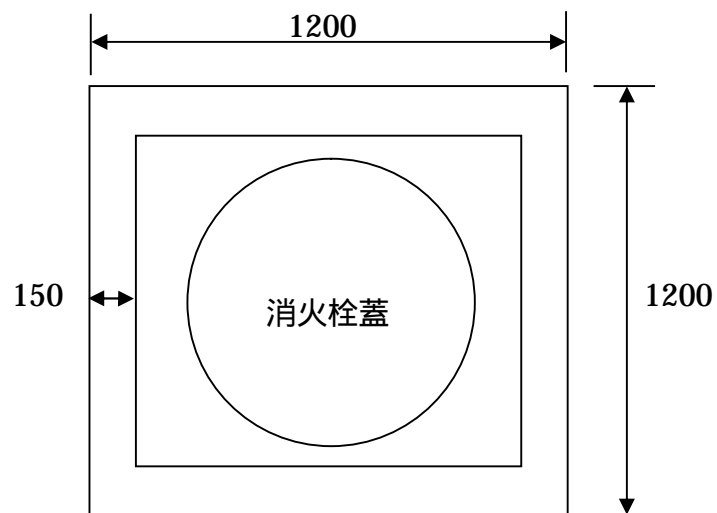
防火水槽の容量を表示する。

塗色にあっては、1及び2ともに黄色とする

別図1 - 1 市が指定する蓋の仕様

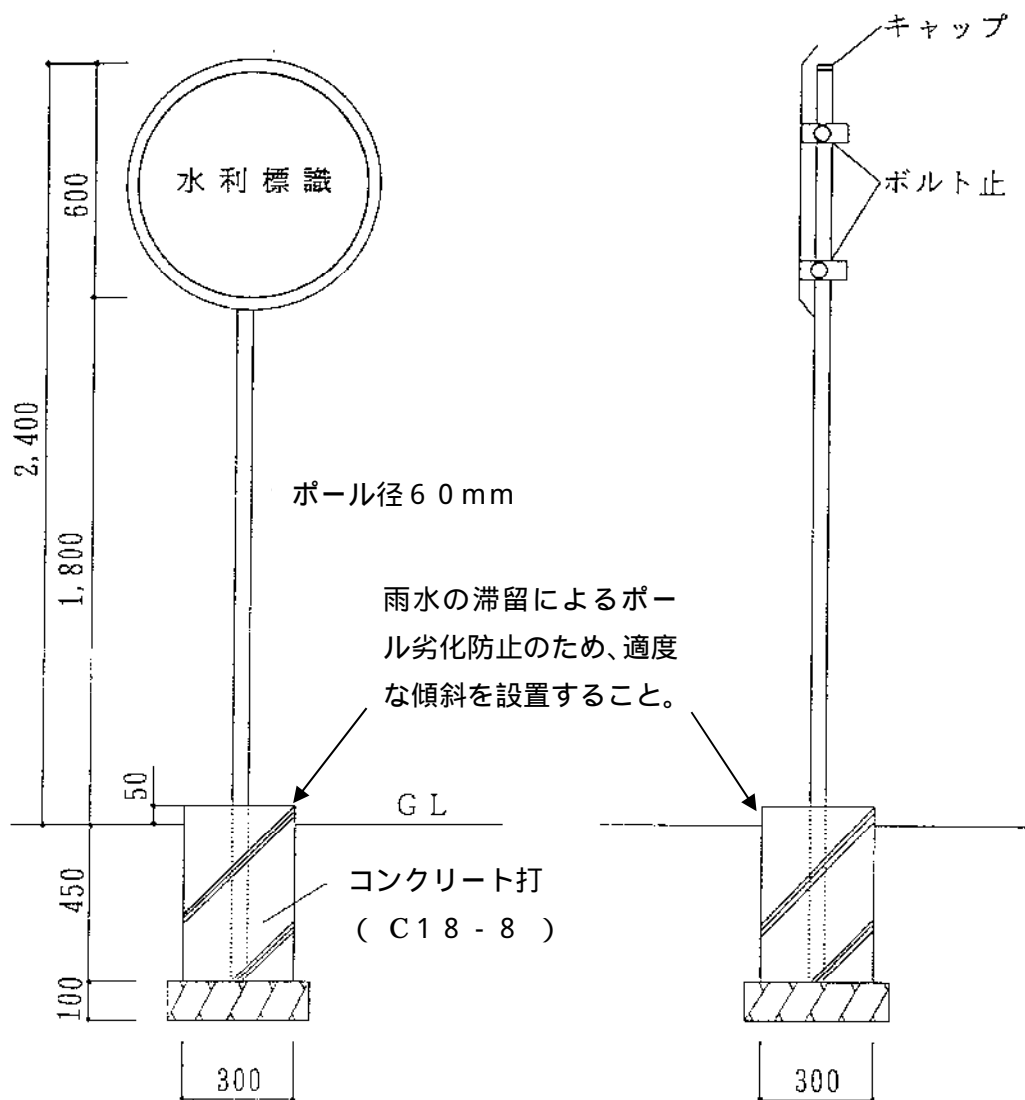


別図 1 - 2 採水管設備併設防火水槽の構造 (単位mm)



材質 : 熔融式路面標示材 (JIS-K5665)
ガラスビーズ反射材混入
色 : 黄色
大きさ : 縦 1200 × 横 1200 × 幅 150 × 厚さ 1.5

別図 1 - 3 消火栓路面標示の仕様 (単位mm)



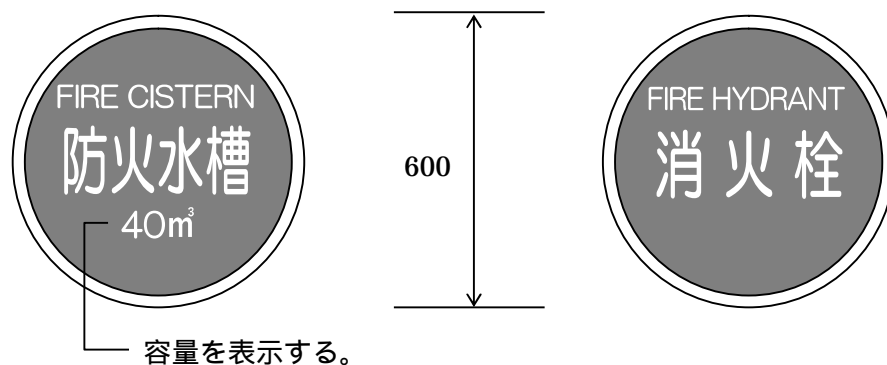
(注) 標識板を図示の取付方によって取付けることが著しく困難又は不適當であるときは他の方法によることができる。

別図 1 - 4 消防水利標識の構造 (単位 mm)

1 市または県に帰属の場合

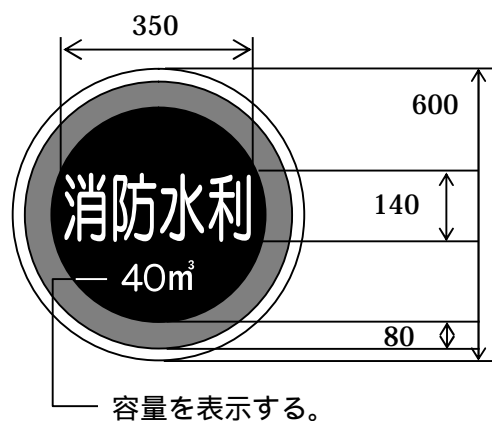
色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。

文字は、防火水槽にあつては「防火水槽」、消火栓にあつては「消火栓」とする。



2 申請者管理の場合

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし原則として反射塗料を用いるものとする。



別図 1 - 5 消防水利標識板の仕様 (単位mm)

1 路面標示

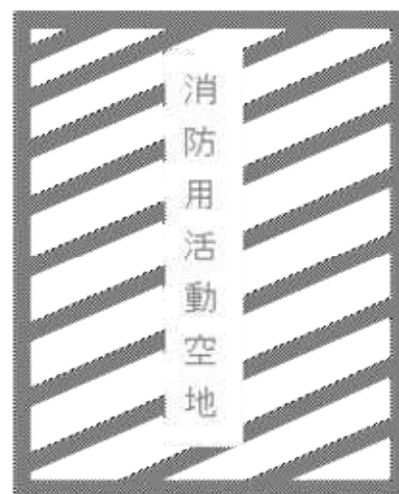
路面標示を行う場合は右図の例のとおりとし、次の規格により標示すること。

材質 溶融式路面標示材（JIS - K5665 ガラスビーズ
反射材混入塗料）又は同等の塗料とする。

色 線及び文字は白色又は黄色とする。

線の太さ 約150ミリメートルとする。

文字の太さ 約50ミリメートル以上とする。



（路面標示の例）

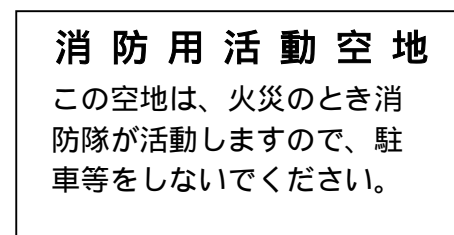
2 掲示板を設ける場合は右図の例のとおりとし、次の規格により標示すること。

大きさ A3以上

色 地を赤色とし、文字は白色とする。

材質 厚さ3ミリメートル以上のアクリル板又は
同等以上のものとする。

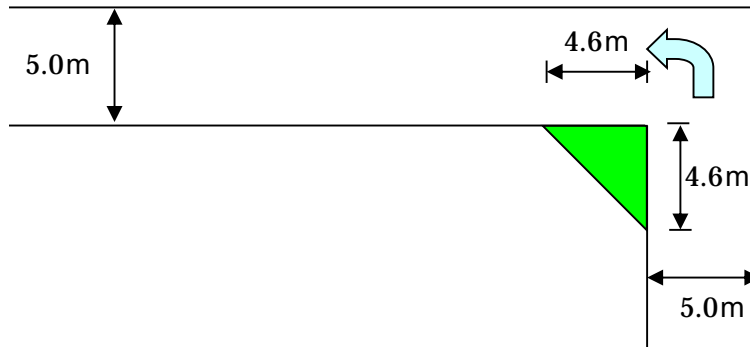
その他 見やすい位置及び場所に掲示する。



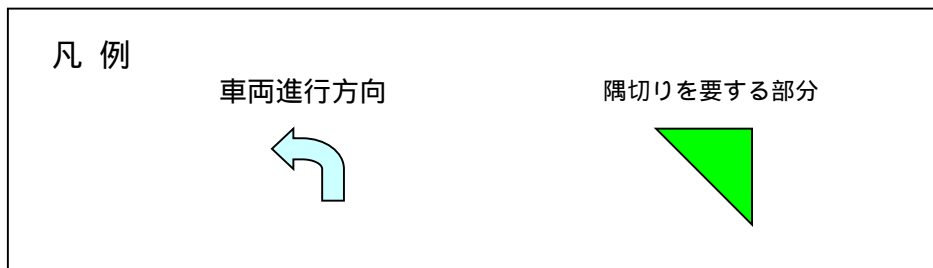
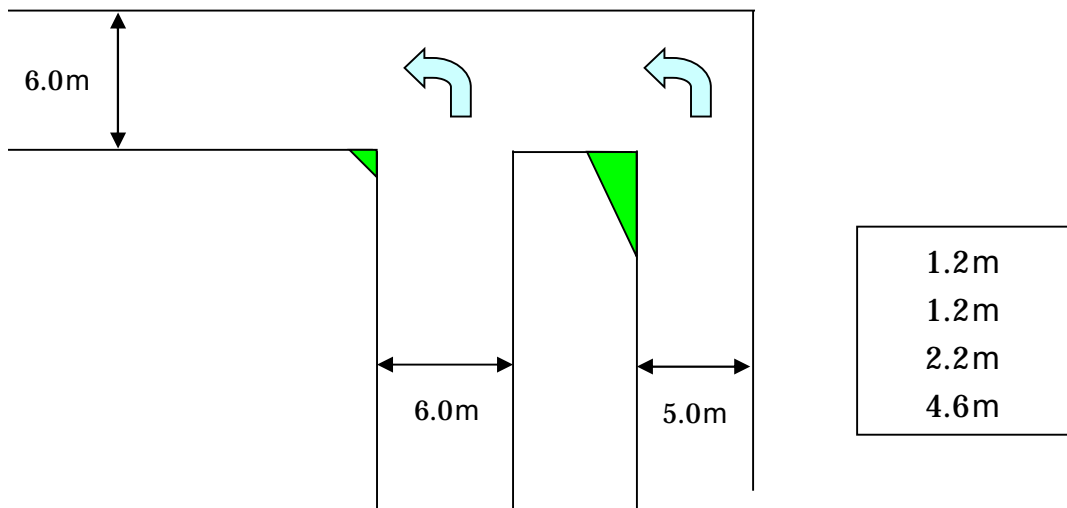
（掲示板の例）

別図2 - 1 消防用活動空地であることを示す路面標示及び掲示板

1 幅員 5メートル道路の場合



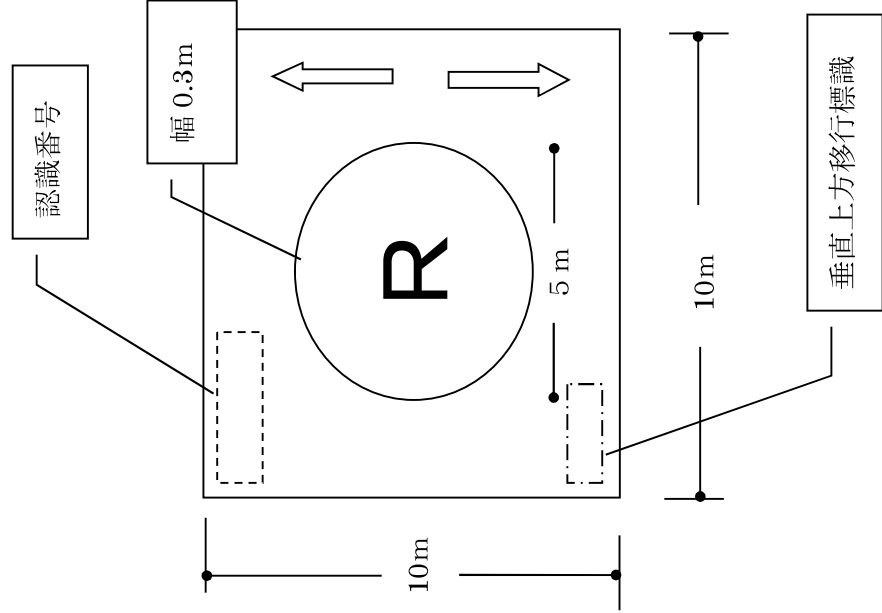
2 幅員 6 mと 5 m / 6 mの場合



別図 2 - 2 消防用活動空地に至る進入路等の屈曲及び交差部分に設ける隅切りの例

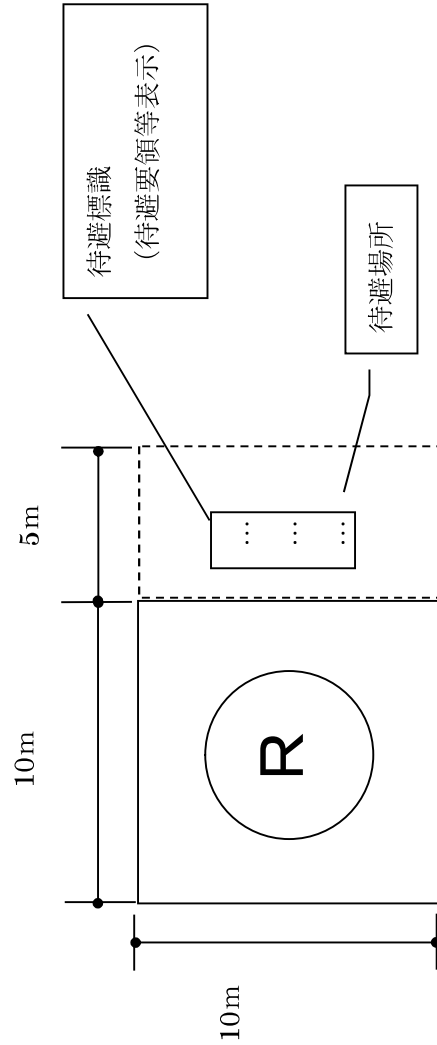
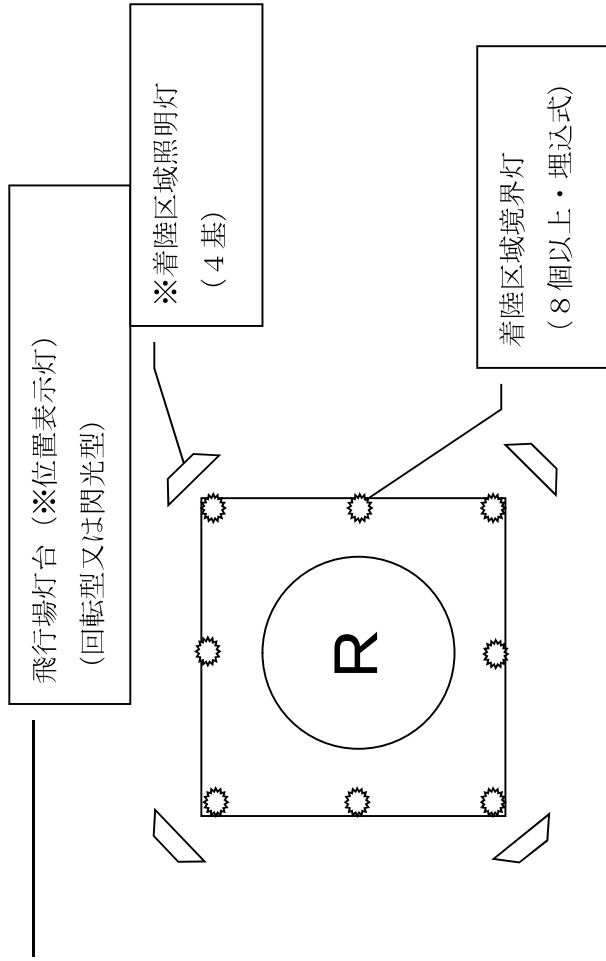
別表第1 緊急救助スペース及び緊急離着陸場に関する設置基準

緊急救助スペース	
項目	図解(例)
施設	
基準	
大きさ	原則10m×10m以上とする。
標識	黄色(夜光塗料等)でRの標識を表示する。(下地は濃緑色等とする。) 「R」の大きさ等については別図3-1のとおりとする。
強度	通常床強度とする。
構造	通常床式とする。
勾配	災害活動に影響しない程度の表面であること。
認識番号	認識番号を緊急救助スペースに黄色(夜光塗料等)の算用数字で標識を別図3-1のとおり表示する。



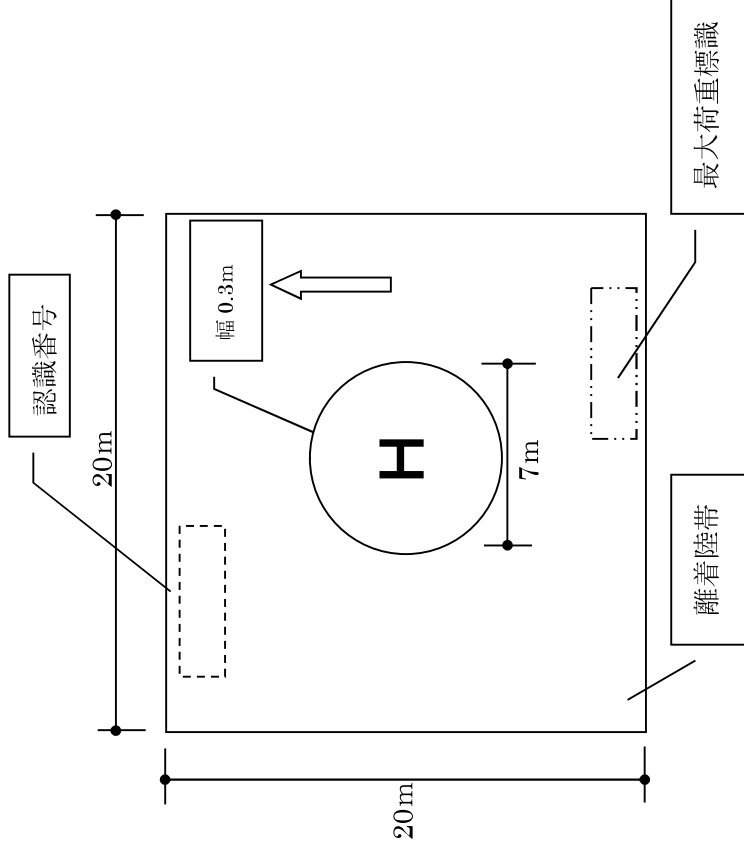
<p style="text-align: center;">進 入 表 面</p>	<p style="text-align: center;">進入表面</p>	<p>原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合、各経路は90°以上の間隔を設ける。</p>	
<p style="text-align: center;">長さ及び幅</p>	<p style="text-align: center;">勾配</p>	<p>長さ500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保する。</p>	<p>3分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。</p>
<p style="text-align: center;">転 移 表 面</p>	<p style="text-align: center;">轉移表面</p>	<p>1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。ただし、上記進入表面及び轉移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び轉移表面を最高5mまで垂直上方へ移行できるものとする。その際標識を別図3-4のとおり表示する。 なお、移行前の各表面において、避雷針、アンテナ等が突出している場合は、その全長の上部1/2以上を黄色（夜光塗料）で着色すること。</p>	

夜間照明設備		離着陸地帯の付近に進入表面及び転移表示面上突出しない範囲に設置する。(白色又は緑色の回転型又は閃光型(※位置表示灯でも可。))
飛行場灯台等	離着陸地帯の境界線上にダウニングModel 1601又は、Model 1000、OLO型系、HPL型系等とするか同等性能を有する境界灯を等間隔に8個以上設けること。 (※着陸区域照明灯4基でも可)	
着陸区域境界灯等	離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でも可。)	
障害灯	連続4時間以上の継続供給が可能なものを設置する。	
非常電源装置	建築基準法に基づく規制による。	
脱落防止施設		
燃料流出防止施設		
待避標識	屋上に避難した要救助者に対して待避要領を表示する。	
消火設備等		



緊急離着陸場

図 解 (例)



基準

大きさ
原則 20m × 20m 以上。ただし、待避場所等を確認できる場合は 1 辺を 15m 以上とすることができる。

標識
黄色（夜光塗料等）で着陸帯及び H の標識を表示する。（下地は濃緑色等とする。）「H」の大きさ等については別図 3-2 のとおりとする。

強度
活動想定機体の全備重量 × 2.25 倍以上とすること。（※）

構造
最大荷重標識は、2.25 で除した数値（小数点第 2 位切り捨て）とし、黄色（夜光塗料等）で表示すること。
数字の大きさ等については別図 3-5 を例とする。

勾配
フラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施す。

最大縦横勾配は 2% 以下とする。

認識番号
認識番号を離着陸帯内（着陸帯内を除く。）に黄色（夜光塗料等）の算用数字で標識を別図 3-3 のとおり表示する。

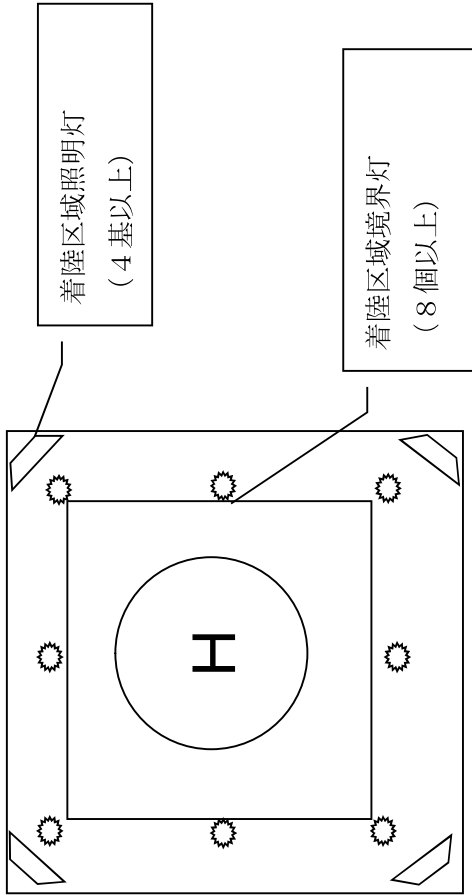
※ 2.25・・・床面強度規定定数（衝撃係数）
（財）日本建築センター「へりコプターの屋上緊急離着陸場等の設置に関する指針・同解説」に準拠

<p>進 入 表 面</p>	<p>進入表面</p>	<p>原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合、各経路は90°以上の間隔を設ける。</p>	
<p>長さ及び幅</p>	<p>長さ500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保する。</p>	<p>5分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。</p>	
<p>勾配</p>	<p>轉移表面</p>	<p>1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。</p>	
<p>轉 移 表 面</p>	<p>進入表面</p>	<p>1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。</p>	

夜間照明設備	飛行場灯台等	離着陸地帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置する。(白色又は緑色の回転型又は閃光型(※位置表示灯でも可。))
着陸区域境界灯	着陸区域照明灯	離着陸地帯の境界線上にダウニングModel 11601又は、Model 11000、FLO 型系、T-5 型系等とするか同等性能を有する境界灯を等間隔に8個以上設けること。
障害灯	非常電源装置	進入表面及び転移表面に突出しない位置に4基以上設けること。 離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でも可。)
脱落防止施設等	脱落防止施設	連続4時間以上の継続供給が可能なものを設置する。
燃料流出防止施設	待避標識	離着陸が予想される航空機の脱落防止施設を設置する。また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。 原則として、離着陸が予想される機体の搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ出ない構造とする。
消火設備等	消火設備	屋上に避難した要救助者に対して待避要領を表示する。 連結送水管及び消火器を設置すること。



飛行場灯台 (※位置表示灯)
(回転型又は閃光型)



着陸区域照明灯
(4基以上)

着陸区域境界灯
(8個以上)

待避標識
(待避要領等表示)

15m

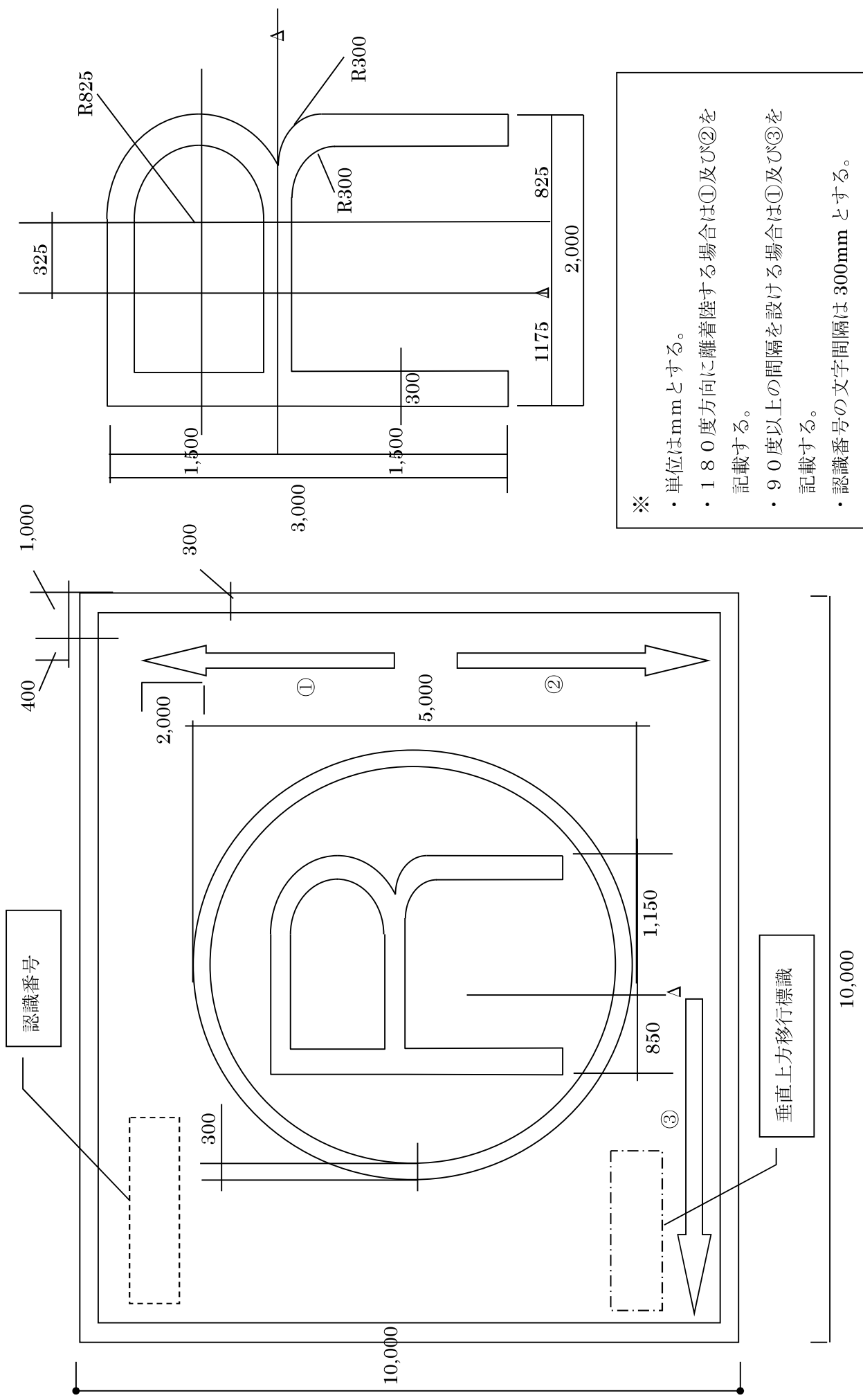
20m

20m

消火設備

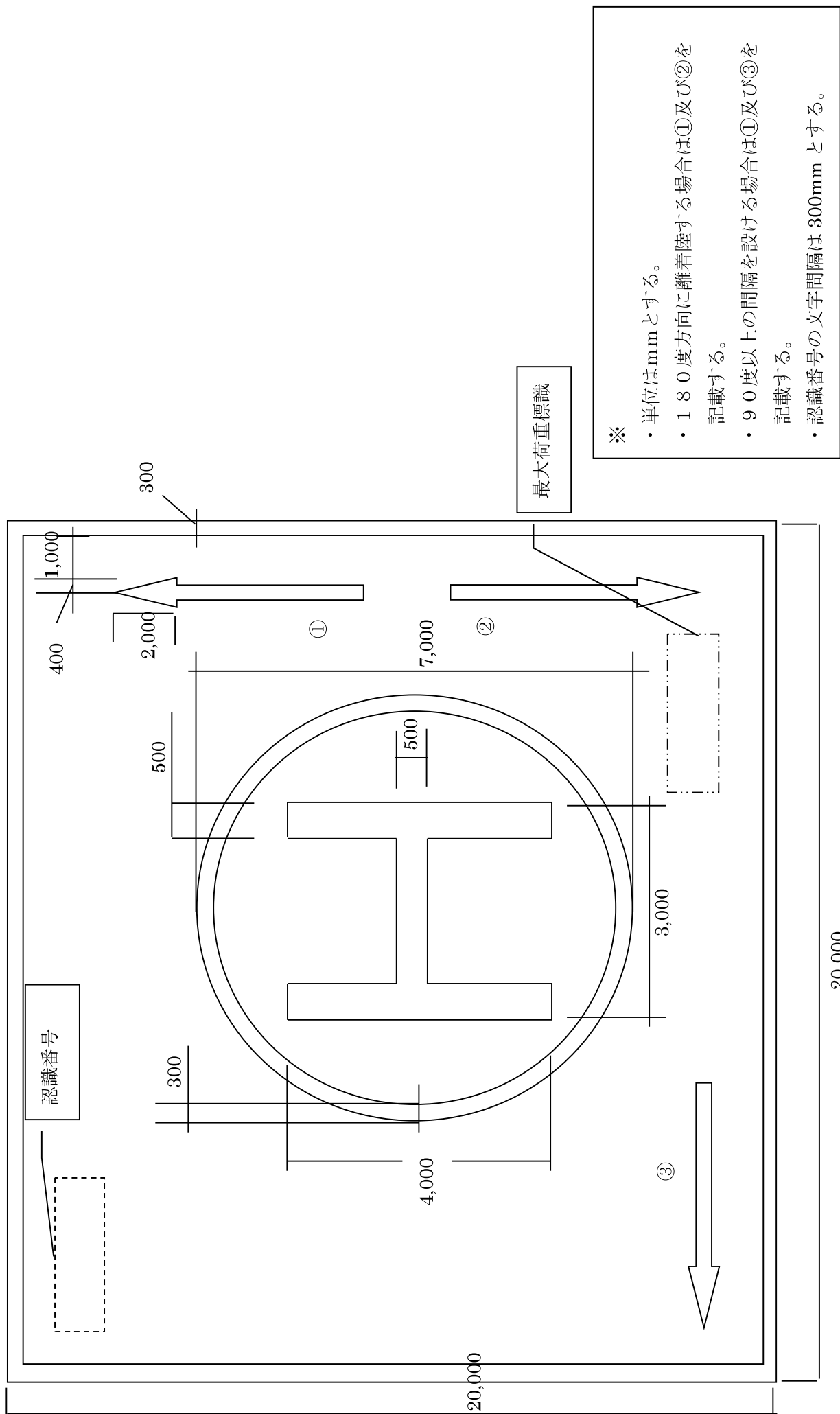
※ 待 避 標 識		緊急用ヘリコプターが接近したら この場所に待避してください	
大きさ	縦350mm×横1250mm とすること。	材質等	色落ち等のないものであれば、材質は問われないが、風圧等により破損しない強度を有すること。 (床面に直接記載でも可)
色	白地に赤枠とし、文字は赤色とする。	文字	大きさは75mmとし、字体はゴシックとすること。
その他	枠、文字の幅、間隔等については問われないが、容易に視認、判読できるものであること。		

※ 待避標識については、共通基準とする。



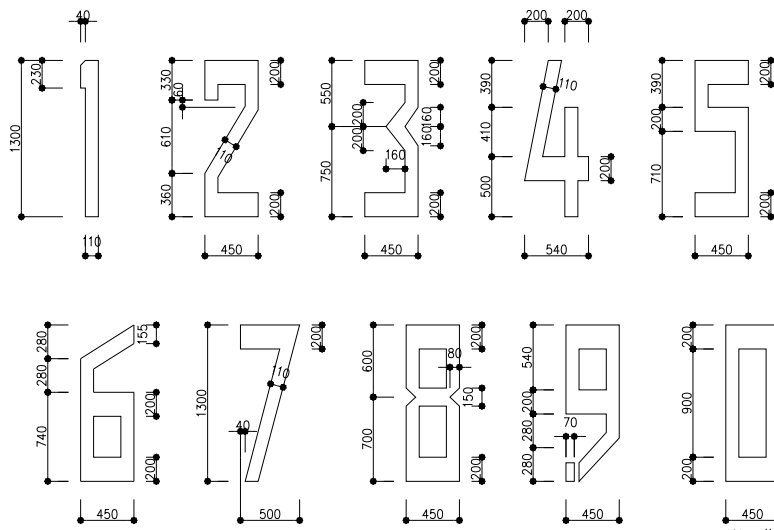
※ 単位はmmとする。
 ・ 180度方向に離着陸する場合は①及び②を記載する。
 ・ 90度以上の間隔を設ける場合は①及び③を記載する。
 ・ 認識番号の文字間隔は300mmとする。

別図 3-1-1 緊急救助用スペース



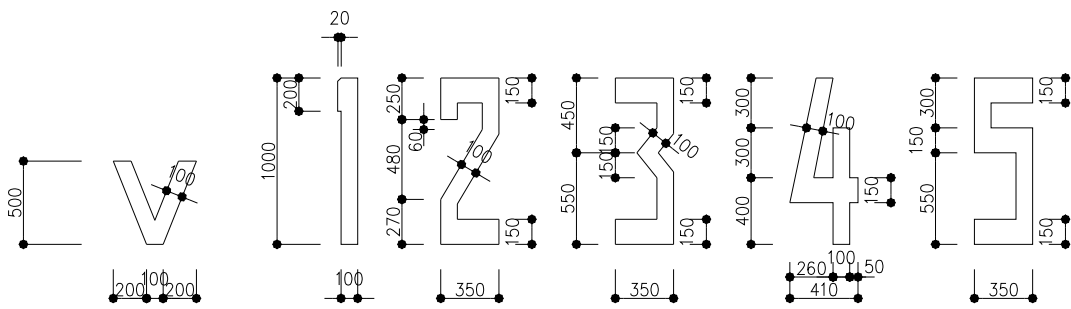
別図 3-2 緊急離着陸場

20,000



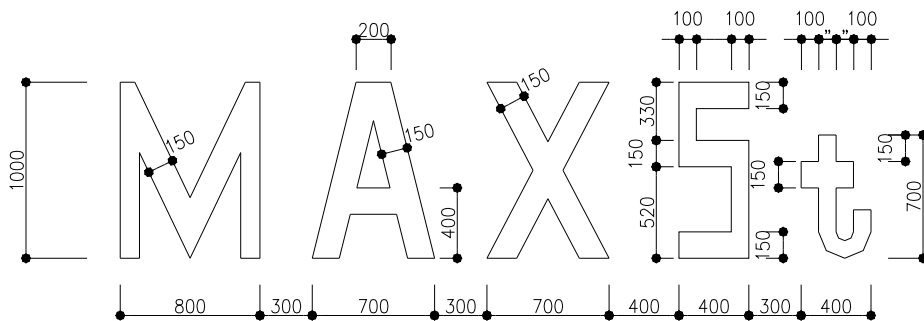
※・単位はmmとする。
 ※・特記なき縦線は幅110mmとする。

別図3 - 3 認識番号



※・垂直上方移行の高さに少数点以下がある場合は、整数とする。
 例=1.1mの垂直上方移行の場合は、「v2」とする。

別図3 - 4 垂直上方移行標識



5 tを運行機体最大重量とし、床面強度規定定数を乗した値(11.25 t)に耐えうる
 着陸帯強度とし、その表示をした場合(単位はmmとする。)

別図3 - 5 最大荷重標識(例)

第 7 防災行政用同報無線固定系子局

(防災行政用同報無線固定系子局)

1 . 防災行政用同報無線固定系子局の設置

(1) 防災行政用同報無線固定系子局 (以下「子局」という。) は、開発事業区域内の 1 地点から子局までの距離が 200 メートル以内となるよう設けるものとする。

(2) 開発事業区域内に既存の子局があるときは、存置するものとする。

2 . 子局の設置に関する基準細目

子局の設置に関する基準細目は、次のとおりとする。

(1) 子局の維持管理に支障とならない場所を選定すること。

(2) 子局の機器は、子局装置、空中線、スピーカー、子局装置取付柱、付属品で構成される。(ただし、建築物等に子局装置等を取付ける場合は、別途協議をするものとする。)

(3) 子局装置の仕様は、別に定める。

(4) 空中線は、3 素子八木型空中線とし、瞬間最大風速 60 m / s に耐えるものとし、同軸ケーブルは 8 D - 2 V とする。また、空中線の指向方向は、三井金沢中継局又は鉢岡山中継局を基準とする。

(5) スピーカーは、トランペット型 (出力 30 W、マッチングトランス付) とし、瞬間最大風速 60 m / s に耐えるものとし、放送エリアが有効に確保されるよう市が指定した高さ及び方向に取り付けるものとする。

(6) 子局装置取付柱は、瞬間最大風速 60 m / s に耐えるものであり、直射日光、雨、雪及び塩害等により機能障害を生じないものとし、地上高 14 . 9 メートルを標準とする。

3 . 子局に近接して施設及び工作物を設置する場合の注意事項

当該開発の計画によって新設する、又は位置が変わる施設、及び工作物は、開発事業区域内に新設する子局及び既存子局の支障とならない位置とすること。

なお、やむを得ず支障となる位置となるときは、関係課と協議すること。

子局装置標準仕様

1. 子局装置の仕様

本装置は、次の事項を満すものとする。

- (1) 停電時でも使用できるように非常用電源を備え、1時間当たりの放送・待機の比が5分：55分で繰返し72時間以上使用できること。
- (2) 付属ローカルマイクロホンにより子局周辺への拡声放送ができること。
- (3) ローカル放送を行っている際、親局からの放送を受信した場合は、親局の放送が優先すること。
- (4) 耐風化性、耐防水性の高い筐体に收容され、振動に強い高い信頼性のある装置であること。
- (5) 誘導雷から受信装置を保護するため、アレスタ等避雷器を内蔵すること。

2. 子局装置の構成

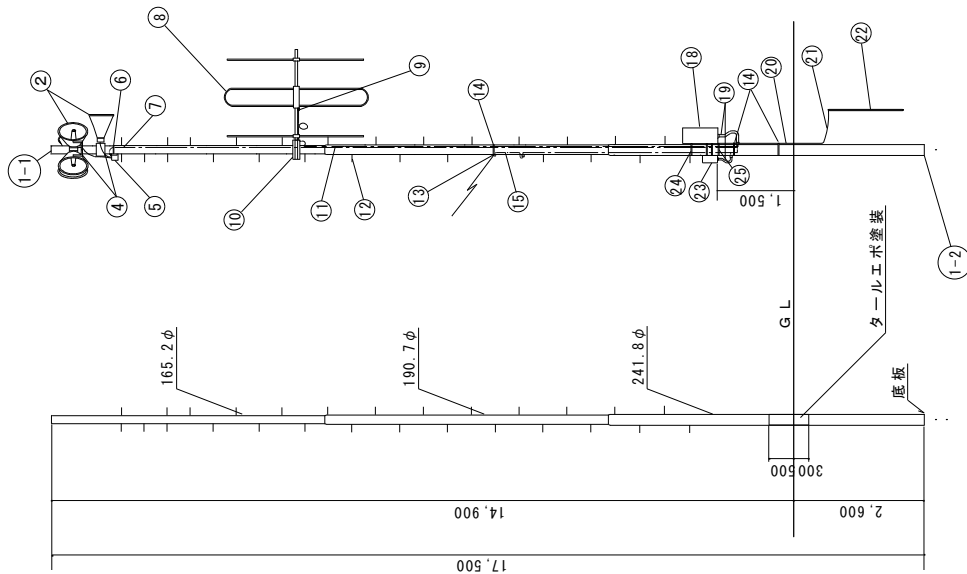
- (1) 受信部
- (2) 選択呼出部
- (3) 出力増幅部(120W)
- (4) 非常用電源部
- (5) ステンレス防水筐体
- (6) ローカル用マイクロホン

3 構成機器の仕様

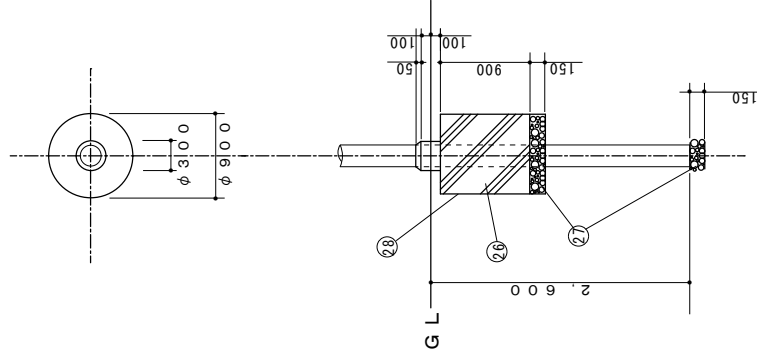
機器構成		仕様	
	受信周波数	64.220MHz	
	電波の形式	15K O D7W	
	周波数偏差	±3ppm 以内	
	受信感度	9dB μV以下/1.0×10 ⁻²	
	最大入力レベル	80dB μV以上	
	スプリアス感度	53dB μ以上	
	隣接チャネル選択度	42dB μ以上	
	相互変調特性	53dB μ以上	
	副次発射	4nW以下	
	選択呼出方式	ARIB-Std T86最新版によること	
電力増幅部	音声入力レベル	0dBm(600)平衡±2dBm	
	増幅用音声出力	0.775V(定格出力時)±10%	
	音声出力レベル	定格出力:120W±7% 音量「中」設定時:定格出力の1/2 音量「小」設定時:定格出力の1/4	
	出力インピーダンス	83 (120W)	
	歪率	5%以下	
	周波数特性	0.3kHz~3.0kHzにて2dB以内	
	S/N比	50dB以上(定格出力時)	
	出力電圧/ 電流	外部機器供給	DC 13.8V±10% 6A (最大)
			DC 24V -10% / +20% 3A (最大)
			AC 100V±10% 3A(最大)
			AC 100V±10% 1A(最大) 回転灯用
		蓄電池充電用	充電方式:定電流充電
			24Hバッテリー:0.6A(1/40C)
最大充電電圧:27.3V			
	最大放電電流:6.4A		
	使用バッテリー:小型制御弁式鉛蓄電池 ・12m24B×2		

No	品名	規格	備考	既設	更新
1-1	鋼管柱上部	全長17,500mm 3段式上部2段	溶融亜鉛メッキ仕上げ	○	
1-2	鋼管柱下部	全長17,500mm 3段式下部1段	溶融亜鉛メッキ仕上げ		○
2	スปีカー (レフレックス)	20W 5台	防災無線用	○	
3					
4	スปีカー取付金物	耐風速60m/s	溶融亜鉛メッキ仕上げ	○	
5	端子函	SP-5		○	
6	ステンレスバンド	巾20mm			○
7	スปีカーケーブル	EM-006T 1.25□-2C	ポール内通線	○	
8	空中線	八木型3素子	ステンレス製	○	
9	同軸コネクター	NP-8D		○	
10	空中線取付金物	突き出し用 ハット'共	溶融亜鉛メッキ仕上げ	○	
11	同軸ケーブル	EM-8D-2E	ポール内通線	○	
12	足場ポルト			○	
13	低圧用フック			○	
14	自在バンド	IBT308相当		○	
15	電源ケーブル	EM-EEF2.0-2C	ポール内通線	○	
16					
17					
18	子局装置 (屋外受信拡声装置)				
19	プリカチューブ電線管	ビニル被覆 (30) (24)		○	
20	硬質ビニル電線管	HIVE-16		○	
21	アース線	EM-IE5.5□			○
22	連結式接地棒	14φ × 1500L × 1	リード端子付		○
23	外部接続箱		ステンレス製	○	
24	自在バンド	IBT308		○	
25	自在バンド	IBT208		○	
26	生コンクリート	FC18N/mm2			○
27	再生砕石	RC-40			○
28	スパイラルダクト	φ900 × 900			○

- 子局装置 (屋外受信拡声装置) は、富士通セナル製
 - 外部接続箱は、富士通セナル製
 - 鋼管柱は、ヨシモトポール製 (S-18X (内部通線型))
- ※各スปีカーは、設置前に定格インピーダンスを確認すること。



子局装柱図



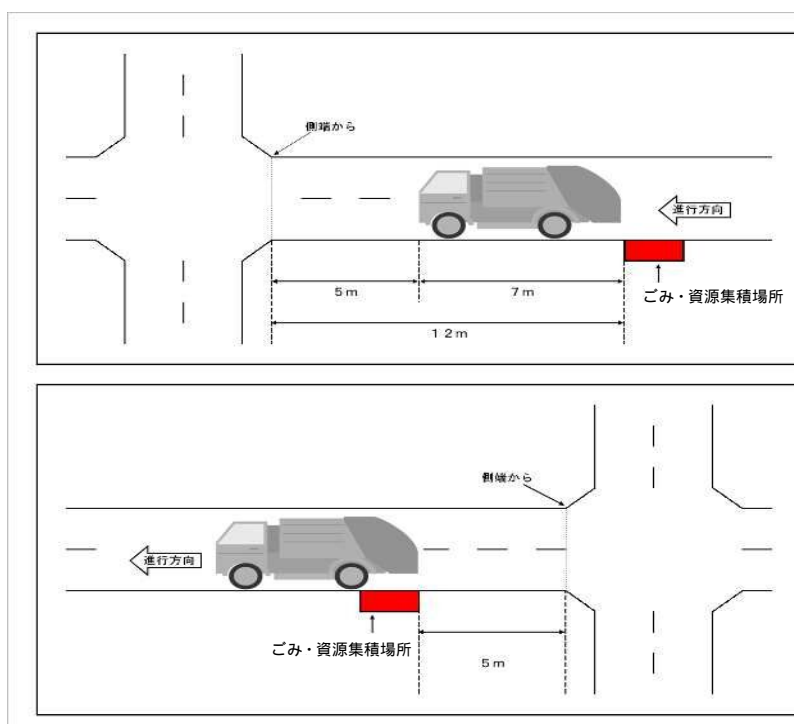
基礎詳細図

第 8 清掃施設

1. ごみ・資源集積場所

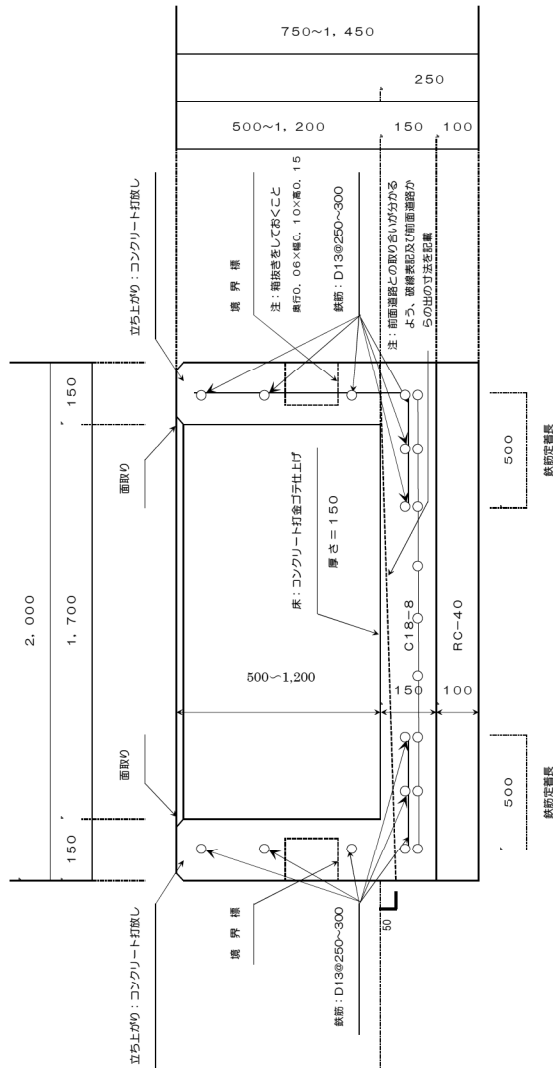
ごみ・資源集積場所の設置は、次の各号によるものとする。

- (1) 箇所数は、共同住宅等の場合原則として1棟につき1箇所とし、専用住宅等の場合は原則として25戸につき1箇所とする。ただし、当該ごみ・資源集積場所の利用戸数、利便性等により箇所数を変更することができることとし、この場合における負担面積は、それぞれに利用が予定される計画戸数に応じた面積とする。
- (2) 施設の位置は、付近に交差点等（交差点、横断歩道、自転車横断帯、道路の曲がり角及び踏切やバス停）がある場合には次のとおりとする。
 - ア 進行方向前方に交差点等がある場合には、交差点等の側端から12m以上とすること。
 - イ 進行方向後方に交差点等がある場合には、交差点等の側端から5m以上とすること。
- (3) 施設の構造は原則、別図（標準構造図）によるものとし、開口部を除き立ち上げ、床はコンクリート金ごて仕上げとし水勾配を付するものとする。なお、自主管理で立ち上げりに化粧ブロックを使用する場合には別途協議すること。
- (4) ごみ・資源集積場所の間口は2m以上とし、奥行きは原則として1m以上とする。また、奥行きより間口が長いものとする。
- (5) ごみ・資源集積場所の立ち上げりの高さは原則として床から50cm以上120cm以下の範囲とすること。
- (6) ごみ・資源集積場所には、原則として屋根・扉を設置してはならない。ただし、共同住宅等で適正に自主管理する場合は、開口部の高さ及び幅を2m以上確保し、別途協議すること。
- (7) ごみ・資源集積場所には、占有物を設置してはならない。ただし、共同住宅等で水道施設等を設置する場合は、別途協議すること。
- (8) ネット止めの丸環フック等を設置する場合は別途協議とする。
- (9) ごみ・資源集積場所の構造物を原則土留めとして利用してはならない。

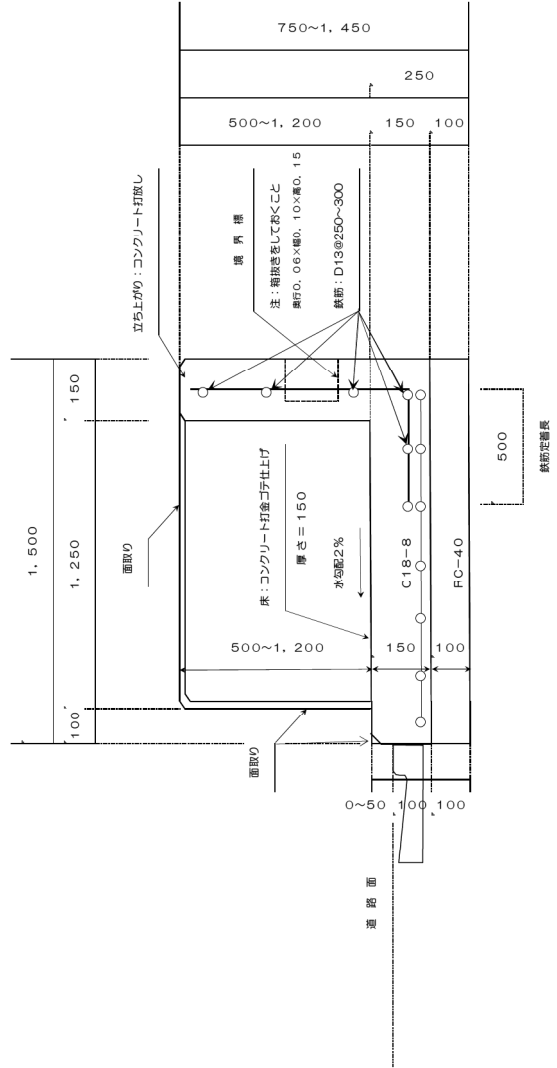


ごみ・資源集積場所標準構造図 (3 m²の場合)

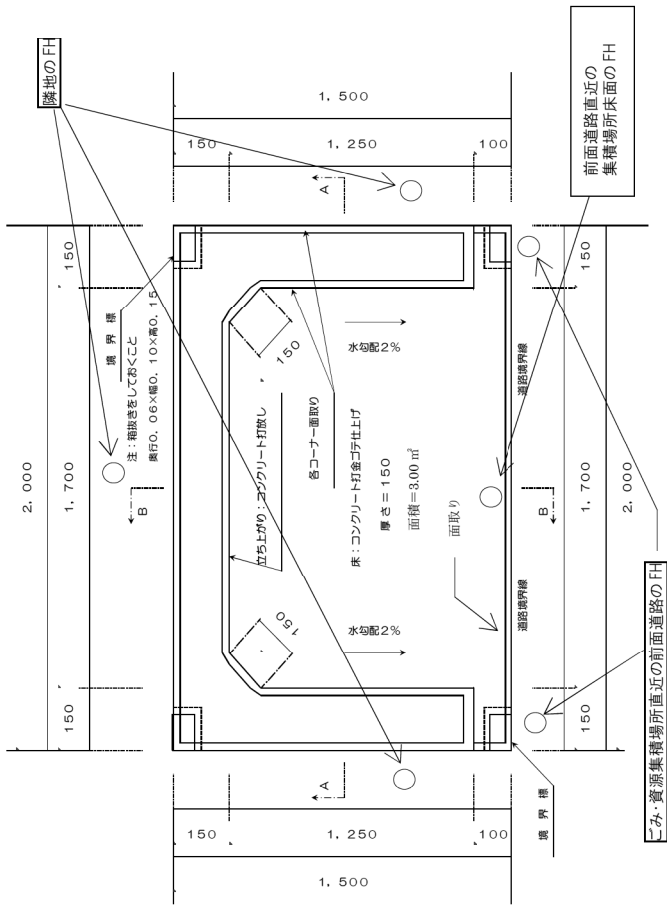
A～A断面詳細図



B～B断面詳細図



ごみ・資源集積場所 平面詳細図



面積	ごみ・資源集積場所用地面積 上図の場合、2.00m×1.50m=3.00m ²
境界線	市に帰属する場合は、市マーク入りのプリント又はコンクリート製杭とする。
立ち上がり	コンクリート打放し (重量コンクリートブロック 150mmの構造でも可) とする。(端部は著しく飛び出さないこと)
鉄筋	重量コンクリートブロックの場合の鉄筋のピッチは、縦筋D13@400以下、横筋D13@400以下とする。 床については鉄筋D10@250～300ピッチで行うこと。

第9 自動車駐車場・自転車駐車場

- 1 自動車駐車場、自転車駐車場の大きさは次のとおりとする。
 - (1) 自動車駐車場
 2. 3 m×5 m以上
機械式の場合はその製品の規格とする。
 - (2) 自転車駐車場
 0. 6 m×2 m以上
ラック式及び機械式の場合はその製品の規格とする。

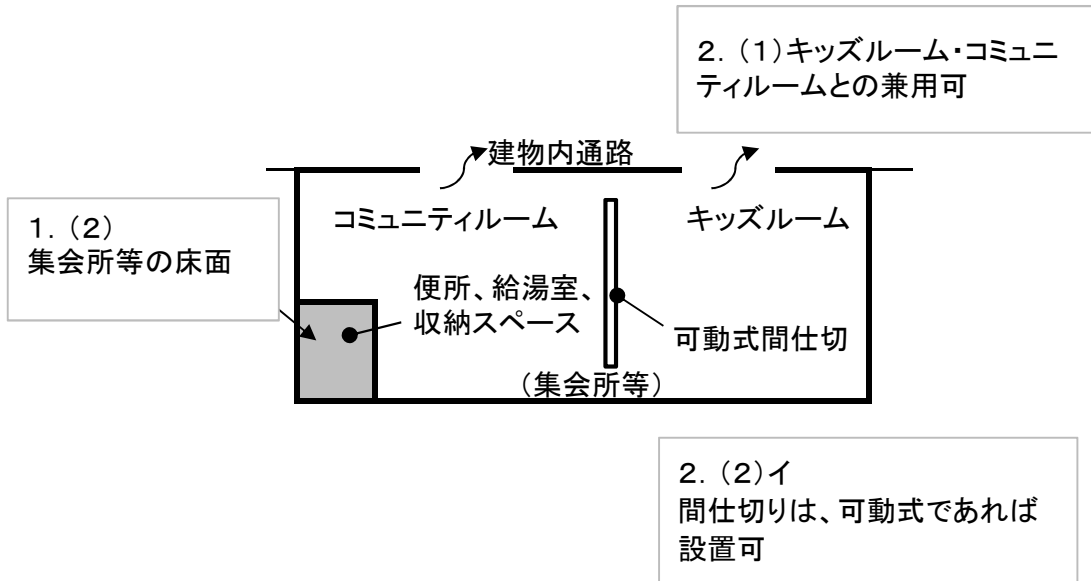
※製品以外のものについては、当該スペースを明示すること。

第10 集会所・集会室

- 1 設置すべき集会所又は集会室（以下「集会所等」という。）の床面積
 - (1) 集会所等の床面積の算出
集会所等は、以下で算出した床面積以上としなければならない。
集会所等の床面積＝0.6 m²（戸当必要面積）× 計画戸数
（当該床面積は、有効面積※とする。当該床面積に小数点以下の端数が生じた時は、これを切り捨て、100 m²を超えるときは、100 m²とする。）
※有効面積…壁等で囲まれた内法部分の面積とする。
 - (2) 集会所等の床面積から除外するもの
人が座ることが不可能な部分等とする。
- 2 集会所等の設置形態
 - (1) 兼用の可否
キッズルーム・コミュニティルームとの兼用は可能とする。
（居住者間の集会に類する目的のため、兼用は可能とする。）
 - (2) 区画方法
ア．集会所等の設置目的の達成のために設ける間仕切りは、他の部分と明確に区分けすることが可能であれば、可動式間仕切りを使用できるものとする。
イ．集会所等の設置目的の観点から原則、分割設置は認めないものとする。ただし、可動式間仕切りにより、集会所等をキッズルームとコミュニティルームに、一時的に区分する等の、区画分割は可能とする。（集会所等の有効活用を目的に設ける可動式間仕切りについては、集会時に設置、移動が可能であれば、使用できるものとする。ただし、可動式家具（可動式間仕切りなど）の収納スペースは、集会室等の床面積から除外すること。）
 - (3) 形態
ア．集会所等は、和室でも洋室でも可能とする。
イ．全戸の代表者が集会し、会議等を行うことを目的とする室にふさわしい形態とすること。

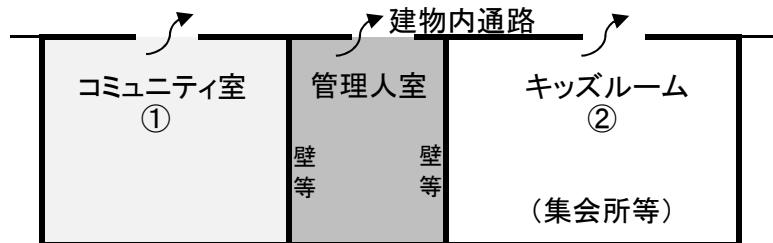
【集会所等参考図】

A—面積要件・他室兼用・区画(平面図)



B—分割設置:(平面図)

(集会所等の床面積として認められない分割設置の例)



※この場合、①又は②のどちらか一方の床面積が集会所等の床面積となる。

2. (2)イ 集会所等の分割設置は認めない(独立する①及び②の集会所等の合算は不可)

第 1 1 防犯灯

- 1 防犯灯の設置の必要性、設置箇所等の検討は、自治会が行うため、設置有無・設置箇所・灯具種類等について地元自治会と協議したうえ、防犯灯設置協議報告書（別紙）を作成し、市長に提出するものとする。
- 2 設置する防犯灯の光源となるランプは、LED 灯とし、自動点滅器を装備したものとする。
その灯具は、東京電力エナジーパートナー株式会社との契約種別が公衆街路灯 A の「10 Wまで」又は「10 Wをこえ20 Wまで」の区分となる製品を使用することとする。
なお、同等な照度を保つ製品であれば、消費電力がより少ない製品の使用も可能である。

防犯灯設置協議報告書

開発事業区域に含まれる地域の名称

相模原市

上記の開発計画に伴う防犯灯の設置について、下記のとおり協議したので報告します。

1 設置有無

防犯灯を $\left(\begin{array}{c} \text{設置する} \\ \text{設置しない} \end{array} \right)$

設置しない理由 ()

2 設置箇所

添付図面、赤 位置の $\left(\begin{array}{c} \text{電柱} \end{array} \right)$ に _____ 灯設置する。

3 灯具種類

灯具の種類はLED灯とし、東京電力エナジーパートナー株式会社契約種別は

公衆街路灯 A の $\left(\begin{array}{c} \text{10Wまで} \\ \text{10Wをこえ 20Wまで} \end{array} \right)$ とする。

4 設置費用

設置に係る費用は事業者の負担とする。

相模原市長宛

事業者

自治会

(注1) 設置後の防犯灯の維持管理(費用負担を含む)は相模原市が行います。

(注2) 設置の位置が分かる図面(土地利用計画図可)を添付してください。

(注3) 各区役所地域振興課(城山・津久井・相模湖・藤野地域については、各まちづくりセンター)に提出し、受理印を押印後の写しを開発調整課に提出してください。

第 1 2 工区分けの基準

1 定義

条例第 1 7 条第 1 項に規定される「工区」とは、同条第 2 項に基づく検査を数回に分けるために開発事業区域を複数の部分に分けた場合の各部分をいう。

2 工区分けの基準

工区分けについては次のいずれにも適合すること。

- (1) 開発事業区域全体及び各工区の土地利用計画、造成計画及び防災上支障がないように設定されているものであること。
- (2) 開発事業区域に整備される公共施設等が、開発事業区域全体のみならず各工区内においてもその整備に関する基準を満たすよう設計されていること。ただし、各工区において、当該基準を満たさないことについて合理的な理由がある場合を除く。

1 (2)の「公共施設等」とは、条例第 1 9 条から第 3 2 条までに規定するものをいう。

2 (2)の「合理的な理由がある場合」とは、公共施設等の管理者及び協議先の関係部署との協議が整う場合で、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。

各工区において必要な公共施設等の全部が、先に完了する工区内に確保されるよう設計されているもの

公共施設等のみで構成される工区にあつては、当該公共施設等に係る基準を満たし、かつ、他の公共施設等の整備に支障がないよう設計されているもの

開 発 事 業 技 術 基 準

平成18年 4月 1日発行
平成19年 3月11日改訂
平成20年 4月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
平成22年 4月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成25年 4月 1日改訂
平成26年 4月 1日改訂
平成27年 4月 1日改訂
平成27年10月15日改訂
平成28年 4月 1日改訂
平成29年 4月 1日改訂
平成29年 7月 1日改訂
平成30年 4月 1日改訂
平成31年 4月 1日改訂
令和 2年 4月 1日改訂
令和 3年 4月 1日改訂
令和 4年 4月 1日改訂
令和 5年 4月 1日改訂
令和 5年 9月29日改訂
令和 6年 4月 1日改訂

相模原市都市建設局まちづくり推進部開発調整課